は釜山第二期海關工事費約九百萬圓、元山海關工事費約百萬圓、合計約千萬圓を增額するの必要を生じ同樣の手續を經て同年三月二十五日法律第十六號を以て『一億七千八百萬圓』に改めたり。更に又大正九年七月に至り、政府は從來の事業の外、慈惠醫院新營・監獄新營・警察署新設・警備電話擴張及鹽田擴張を計畫し、起債法定額を二億六百五十萬圓に增額し、及び第二項の全文を削除し、第三項中の『第一項』を『前項』に改むるの法律案を提出し、第四十三回帝國議會の協贊を經て、同年八月五日法律第四十四號を以て之を公布せり。第二項を削除したりしは、國債整理基金特別會計法第五條の規定を改正したる結果、借換に關する規定を存置するの要なきに至りしを以てなり。尋いで大正十年に至り朝鮮に於て煙草專賣制度を實施することとなりたれば、之に伴ふ交付金及諸經費千七百三十二萬圓（大正十年度より三箇年繼續）、及物價騰貴の結果鐵道改良費・港灣工事費の年度割額（大正十年度）に六百七十五萬圓の追加をなすの要あり、卽ち合計二千四百十萬圓の增額を要求し、第四十四回帝國議會の協贊を經、同年四月一日法律第二十七號を以て左の如く公布したり。

法律第二十七號（大正十年四月一日）

朝鮮事業公債法中左ノ通改正ス

「前項」ヲ「前二項」ニ、「二億六百五十萬圓」ヲ「二億三千六十萬圓」ニ改メ第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

朝鮮ニ於ケル煙草專賣制度ノ實施ニ要スル交付金トシテ交付スル爲政府ハ公債ヲ發行スルコトヲ得

翌大正十一年に至り、政府は更に（一）既設鐵道改良・平壤元山間鐵道新設費七千四百五十四萬餘圓（大正十一年度より十九年度に至る繼續事業）（二）既成道路改修費千三百二十七萬圓（大正十一年度以降七箇年繼續事業）（三）清津・城津兩港海關工事費三百九萬圓（大正十一年度以降五箇年繼續事業）及（四）新規事業として電信・電話事業の整備改善の爲め五百七十九萬餘圓（大正十一年度より五箇年繼續事業）漢江外七河川の流域內に於ける荒廢山野に砂防工事施行の爲に千三百九十萬圓（大正十一年度より十箇年繼續事業）、煙草專賣制度創業費追加支出として三百五十萬圓、總計一億千四百十萬餘圓を見込み、起債法定額を三億四千四百八十萬圓に增額するの法律案を提出し、第四十五回帝國議會の協贊を經て、十一年三月二十八日法律第十二號を以て之を公布したり。尋いで翌大正十二年に至り、物價騰貴の爲に既定經費を增額するの已むなきを認め、政府は四千八百九十萬圓の增額、卽ち起債總額を三億九千三百七十萬圓となすの法律案を提出し、第四十六回帝國議會の協贊を經て、同年三月二十七日法律第十四號を以て之を公布したり。

本法制定以來本法に基きて起されたる國債の種類は、朝鮮事業費國庫債券・朝鮮事業公債（五分利公債）・五分利國庫債券及朝鮮事業費借入金の諸種とす。

第六目　臺灣事業公債法

臺灣事業公債法制定の由來に就きては、第二章第一節第十三款に之を述ぶる所あるを以て、茲には單に法文を揭げ、且つ之が改廢の沿革を略述するに止めんとす。

臺灣事業公債法（明治三十二年三月二十二日法律第七十五號）

第一條　臺灣ニ於テ左ノ事業ニ要スル經費ニ充ツル爲政府ハ三千五百萬圓ヲ限リ公債ヲ募集スルコトヲ得

一　鐵道敷設
二　土地調査
三　築港
四　廳舍建築

第二條　此ノ公債ノ利率ハ一箇年百分ノ五以下トス

第三條　此ノ公債ノ據置年限ハ十箇年以内トシ發行ノ年ヨリ四十五箇年以内ニ償還ス

第四條　政府ハ特約ニ依リ銀行若ハ債主組合ヲシテ此ノ公債ヲ引受ケシムルコトヲ得

第五條　政府ハ第一條ノ經費ヲ繰替支辨スル爲一箇年以内ノ期限ヲ以テ臺灣銀行ヨリ一時借入金ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於ケル利率ハ政府之ヲ定ム

前項借入金ハ此ノ公債募集金ヲ以テ之ヲ償還スルコトヲ得公債募集金ニ依ラスシテ之ヲ償還シタルトキハ其ノ金額ニ相當スル公債ヲ募集セス

第六條　此ノ公債及前條ノ借入金ハ舊壹圓銀貨幣ヲ以テ起債スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ公債證書ノ種類ハ政府之ヲ定ム

第七條　此ノ法律ニ規定スルモノノ外ハ明治十九年勅令第六十六號整理公債條例ニ依ル

本法第五條に依れば、一時借入金は一箇年以内の期限たらざるべからずと雖も、金融市況の如何に依り一箇年以内に公債募集の好機に接せざることあるべきは想察するに難からず、從て借入金の期限を一箇年とすることは財政上不便少からざるを以て、政府は第十五回帝國議會の協贊を經、明治二十四年四月四日法律第二十一號を以て之を『三箇年』以内に改めたり。

又初め本法を制定するに方りては、政府は本公債の募集に依り臺灣及清國地方の資金を吸收し、之を利用するの計畫なりしかば、證券の樣式等も之に適應すべき特殊のものを選び、償還期限及利子支拂期等も亦、從て内地に於ける諸公債と其の規定を異にするの方針を採れり。然るに爾來數年間の狀況は募債に便ならず、寧ろ内地の流通上に重きを置くの施設を要するに至り、曩に鐵道公債及事業公債等に就て決定したる證券樣式の統一主義を、本公債に應用するの得策なるを認め、政府は第十八回帝國議會の協贊を經て、明治三十六年六月十七日法律第八號を以て第三條に左の三項を追加したり。

『政府ハ時宜ニ由リ前項ノ據置年限ヲ五箇年トシ其ノ翌年ヨリ五十箇年間ニ償還スルモノトシテ起債スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ起債シタルモノノ利子ハ毎年三月及九月ニ於テ之ヲ仕拂フ

第一項ノ規定ニ依ル公債ハ債權者ノ請求ニ依リ第二項ノ規定ニ依ル公債ニ變換スルコトヲ得』

臺灣事業公債法に依る起債制限額は當初三千五百萬圓の規定なりしが、爾來土地調査の業大に進捗し、茲に大租權整理の決行を必要とするの時機に際會したれば、政府は第二十回帝國議會の協贊を經て、明治三十七年四月一日法律第十五號を以て本法に改正を加へ、第一條所揭の事業項目に『大租權整理』の一項を加ふると共に、起債制限額を『四千百萬圓』に改めしが、更に明治四十年に至り新に水利事業を起し、之と共に打狗築港及臺東鐵道敷設の計畫を立て、卽ち第二十四回帝國議會の協贊を經て、明治四十一年三月十四日法律第十四號を以て、更に『水利事業』の一項を加へ、且つ制限額を『七千三百五十萬圓』に改めたり。

本法に依る起債は明治三十九年度を最終として一旦公債の發行を打切り、後大正三年十月を以て既發行公債の全部償還を了するに及び、茲に姑く同法律の活用は中止せられしが（但し此の間本法に依る借入金は年々反覆せられたり）、大正八年に至り政府は臺灣に於ける鐵道の改修を企てて、之が財源を公債に求むることと爲し、第四十一回帝國議會に同法の改正法律案を提出したり。右案は從來の起債制限額七千三百五十萬圓を九千二百五十萬圓に增額するの外、條文の全般に亙りて多大の改刪を施さんとするものにして、蓋し原法律は制定以來二十餘年を經過し、財政經濟上の實際に副はざる所あるのみならず、夙に明治三十九年發布の「國債ニ關スル法律」にも牴觸する所あるに由るなり。而して此の改正案は衆議院に於て僅少の修正を經て、結局兩院の協贊を得たるを以て、政府は大正八年三月十八日法律第三號を以て之を公布したり。斯くて此の改正の結果原法律は左の如くなれり。

臺灣事業公債法（明治三十二年三月二十五日法律第七十號）

第一條　臺灣ニ於ケル事業費支辨ノ爲政府ハ從前募集シタルモノヲ通シテ九千二百五十萬圓ヲ限リ公債ヲ募集スルコトヲ得

第二條　（削除）

第三條　（削除）

第四條　政府ハ特約ニ依リ銀行若ハ債主組合ヲシテ此ノ公債ヲ引受ケシムルコトヲ得

第五條　政府ハ第一條ノ經費ヲ繰替支辨スル爲三箇年以內ノ期限ヲ以テ臺灣銀行ヨリ一時借入金ヲ爲スコトヲ得

前項借入金ハ此ノ公債募集金ヲ以テ之ヲ償還スルコトヲ得公債募集金ニ依ラスシテ之ヲ償還シタルトキハ其ノ金額ニ相當スル公債ヲ募集セス

第六條　（削除）

第七條　（削除）

（大正八年法律第三號附則）

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前募集シタル臺灣事業公債ノ元金ノ消滅時效ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

右法律は其の後大正九年八月四日法律第四十五號を以て、第一條中『事業費支辨ノ爲』を『事業費又ハ事業費補助ニ要スル經費支辨ノ爲』と改め、且つ起債制限額を一億六百二十萬圓に增額し、又大正十年四月一日法律第二十八號を以て、同じく之を一億千五百六十萬圓に增額したり。

尋いで大正十一年三月に至り、政府は起債制限額を增額すると共に、舊法條文の整理を行ふことと し、新に臺灣事業公債法の改正法律案を第四十五回帝國議會に提出して其の協贊を經、同年三月二十八日法律第十三號を以て之を公布したり。改正法に於て從來の起債制限額一億千五百六十萬圓を一億二千六百三十萬圓に增額したる理由は、基隆八堵間の既成線路の改良・八堵停車場の擴張・大肚彰化間の復線工事等に三百四十萬圓、物價騰貴に依る既著手事業費の膨脹百七十五萬圓、東部縱貫線計畫に基く臺東製糖會社所屬臺東鐵道買收の爲の交付公債額約百五十萬圓、及び臺灣に於ける酒專賣新施に伴ふ禁業補償金として交付する公債約四百四十萬圓を要する見込なりしを以てなり。改正法律の全文左の如し。

臺灣事業公債法（大正十一年三月二十八日法律第十三號）

第一條　臺灣ニ於ケル事業費又ハ事業費補助ニ要スル經費ヲ支辨シ且酒專賣制度ノ實施又ハ私設鐵道買收ニ要スル交付金トシテ交付スル爲政府ハ從前募集シタルモノヲ通シテ一億二千六百三十萬圓ヲ限リ公債ヲ發行シ又ハ之カ繰替支辨ノ爲借入ヲ爲スコトヲ得

第二條　前條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補塡スル爲必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

附　則

本法ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正八年三月十九日前募集シタル臺灣事業公債ノ元金ノ消滅時效ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

尙ほ本法の起債制限額は、物價騰貴に因る經費膨脹及鐵道改修工事增進に伴ひて、翌十二年三月二十七日法律第十五號を以て、一億三千三百八十萬圓に增額せられたり。

本法制定以來本法に基きて起されたる國債の種類は、臺灣事業公債（五分利公債）・五分利國庫債券臺灣事業費繰替借入金及臺灣事業費借入金の諸種とす。

第七目　樺太事業公債法

樺太に於ける諸事業費は從來樺太廳特別會計の經費を以て之に充て來りしが、同會計の經費には自ら制限ありて、到底許多の事業費の支出に應ずるを得ざるは固より當然の所なり。然るに大正七年に至り、政府は樺太に於ける東西兩海岸及之を連繫する鐵道の敷設を速成し、既に起工中にかかる港灣の修築と相俟ちて運輸交通を便ならしめ、以て拓地植民に資せんことを欲せしも、同會計の現狀に於ては到底此等事業の財源を得ること不可能なりしが故に、茲に政府は確實なる償還計畫を定めて、公債又は借入金に依りて之を支辨し、以て一日も速に利源開發の目的を達せんと欲し、樺太事業公債法案を第四十回帝國議會に提出したり。而して該法案の說明に依れば、本事業の目的は目下最重要且つ最急務とする鐵道、卽ち大泊・本斗・眞岡間二百五十三哩を敷設せんとするものにして、之が經費は概算總額千二百四十四萬千七百六十四圓を要するの見込なるも、遠き將來の積算は物價の變動其の他の理由に依り齟齬を來すことあるべきを以て、豫算には先づ大正七年度より十一年度に至る五箇年度に屬する費額五百四十七萬四千餘圓を計上することとし、從て本法に依る起債制限額も之を五百五十萬圓と限定したり。該法案の提出せらるるや、衆議院委員會は『政府は西海岸に於ては久春內まで、東海岸に於ては敷香までの延長計畫を明年度に於て提案せられんことを望む』との希望を附し、滿場一致原案を可決し、本會議に於ても委員會の報告通り之を可決したり。尋いで貴族院に於ても原案の可決を得たれば、茲に政府は同年三月三十日法律第二十一號を以て之を公布したり。卽ち左の如し。

樺太事業公債法（大正七年三月三十日法律第二十一號）

第一條　樺太ニ於ケル事業費支辨ノ爲政府ハ五百五十萬圓ヲ限リ公債ヲ發行シ又ハ之カ繰替支辨ノ爲借入金ヲ爲スコトヲ得

第二條　前條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補塡スル爲必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得本法ニ依ル公債又ハ借入金借換ノ爲必要アルトキ亦同シ

附　則

本法ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本公債法第二條後段は大正九年國債整理基金特別會計法の改正に伴ひ、同年八月法律第四十六號を以て削除せられ、又第一條の起債制限額は其の後事業の進捗竝に擴張、物價騰貴等の理由に依り、左の四回に亙りて增額せられ、結局三千三百五十萬圓となりたり。

公布年月日	法律番號	起債制限額	理由
大正九年八月五日	第四十六號	千二百五十萬圓	物價騰貴、既定線工事變更、大泊港修築
同　十年四月一日	第二十九號	千九百六十萬圓	眞岡港修築、大泊境濱間鐵道改良
同十一年三月二十八日	第十四號	二千九百四十萬圓	幹線道路開設、野田寒久春內間鐵道延長、本斗野田寒間及豐原眞岡間鐵道被害復舊、森林被害木伐採
同十二年三月二十七日	第十六號	三千三百五十萬圓	豐原眞岡間鐵道改修、大泊眞岡兩港修築事業の增進

本法に基きて起されたる國債の種類は、樺太事業公債（五分利公債）、五分利國庫債券及樺太事業費借入金の三種とす。

第八目　關東州事業公債法

關東州事業公債法は大正十一年始めて制定せられたり。政府は大正九年度以降五箇年の繼續事業として、總工費四百六十八萬餘圓を以て大連市上水道第三期擴張工事を遂行せんとし、既に大正九年度及十年度の年割額百六十二萬餘圓は、普通財源を以て之を支辨し來りたるが大正十一年度以降の年割額三百五萬餘圓は財政上公債支辨に移すの已むなきに至り、茲に大正十一年三月第四十五回帝國議會に右に關する法律案を提出し、兩院の協贊を經て、同年三月二十八日法律第十五號を以て之を公布したり。即ち左の如し。

關東州事業公債法（大正十一年三月二十八日法律第十五號）

第一條　關東州ニ於ケル事業費支辨ノ爲政府ハ三百十萬圓ヲ限リ公債ヲ發行シ又ハ之カ繰替支辨ノ爲借入ヲ爲スコトヲ得

第二條　前條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補塡スル爲必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入ヲ爲スコトヲ得

附　則

本法ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法に基きて起されたる國債は、五分利國庫債券及關東州事業費借入金の二種とす。

第三項　軍事公債

第一目　明治三十六年勅令第二百九十一號

明治三十六年十月以降露國との交渉漸く切迫を告げ、之に伴ひ軍備充實に必要なる巨額の經費を要するに至りしを以て、政府は之を支辨するが爲め特別の財源を得るの途を開くの緊切なるを認め

憲法第七十條に依る財政上必要の處分として、同年十二月二十九日勅令第二百九十一號を發布したり。右緊急勅令に依れば、政府は軍備補充に要する經費支辨の爲め一時借入金を爲し、特別會計に屬する資金を繰替使用し、及國庫債券を發行し得るものにして、一時借入金及國庫債券に附すべき利子は一箇年六分以下とし、其の償還期限は一時借入金に在りては二箇年以内、國庫債券に在りては五箇年以内とす。而して一時借入金及國庫債券の額は之を豫定し難きに由り、其の制限を設くることなかりき。又同勅令は軍備補充に關聯して京釜鐵道の速成を必要と認め、之が速成費補助に關する事項をも併せ規定したり。右緊急勅令は明治三十七年三月第二十回帝國議會に於て其の承諾を得たるが、今之が全文を掲ぐれば左の如し。

勅令第二百九十一號（明治三十六年十二月二十九日）

第一條　軍備補充ニ要スル經費支辨ノ爲政府ハ一時借入金ヲ爲シ特別會計ニ屬スル資金ヲ繰替使用シ及國庫債券ヲ發行スルコトヲ得

第二條　京釜鐵道株式會社ノ線路工事速成ニ必要ナル資金ノ調達ニ便宜ヲ與フル爲政府ハ同會社ノ發行スル債券ニ對シ元利仕拂ノ保證ヲ爲スコトヲ得

前項ニ依リ保證スヘキ債券ハ額面一千萬圓ヲ限リ其ノ利子ハ一箇年六分以下トシ其ノ元金ハ三箇年据置爾後五箇年以内ニ償還スヘキモノトス

第三條　京釜鐵道株式會社ニ於テ工事ヲ速成スル爲特ニ要スヘキ費用ノ補償トシテ政府ハ同會社ニ對シ百七十五萬圓ヲ補助スルコトヲ得但シ已ムヲ得サル事由ニ依リ其ノ金額ヲ以テ本項ノ費用ヲ償フコト能ハサル場合ヲ生シタルトキハ仍四十五萬圓以内ヲ補助スルコトヲ得

前項補助金ヲ以テ補償スヘキ費用ノ支拂ニ關シテハ特ニ詳密ナル監督規程ヲ設クルモノトス

第一項ニ依リ補助スヘキ百七十五萬圓ノ財源ニ充ツル爲政府ハ一時借入金ヲ爲スコトヲ得

第四條　第一條及第三條ノ場合ニ於テ一時借入金又ハ國庫債券ニ附スヘキ利子ハ一箇年六分以下トシ償還期限ハ一時借入金ニ在リテハ二箇年以内、國庫債券ニ在リテハ五箇年以内トス」

國庫債券ニ關シテハ前項ニ規定スルモノノ外整理公債條例ヲ適用ス

右緊急勅令に基きて起されたる國債は、第一回發行國庫債券及軍備補充費一時借入金とす。

第二目　明治三十七年法律第一號

日露開戰と共に臨時事件費の支出は頗る巨額に上る見込にして、到底普通財源の能く支辨し得べき所に非ざるが故に、特別の財源を求むるの必要あり、仍て政府は第二十回帝國議會に於て、臨時軍時費豫算三億八千萬圓を要求すると同時に、臨時事件費支辨に關する法律案を提出し、其の協贊を經て明治三十七年三月三十日法律第一號を以て之を公布したり。同法律の規定は全く前記勅令と同趣旨にして、只一時借入金、國庫債券及公債の發行制限額を定めたると、此等の利率募集方法及償還年限等を命令に讓りたる點は前回と異る所なり。

法律第一號（明治三十七年三月三十日）

第一條　臨時事件費支辨ノ爲政府ハ一時借入金ヲ爲シ、國庫債券ヲ發行シ、特別會計ニ屬スル資

金ヲ繰替使用シ及公債ヲ募集スルコトヲ得

第二條　一時借入金、國庫債券及公債ノ額ハ通シテ二億八千萬圓以内トス

本法及明治三十六年勅令第二百九十一號ニ依ル一時借入金、國庫債券及特別會計ニ屬スル資金繰替ヲ整理償還スル爲必要ナル場合ニ於テハ前項ノ制限以外ニ公債ヲ募集スルコトヲ得

第三條　一時借入金、國庫債券及公債ノ利率、募集借入ノ方法規約、据置年限及償還年限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條　本法ニ依リテ發行スル國庫債券及公債ニ關シテハ本法ニ規定スルモノノ外整理公債條例ヲ適用ス

右法律に基きて起されたる國債は、第一回六分利付英貨公債・第二回四分利付英貨公債・五分利付英貨公債・第二回及第三回發行國庫債券・國庫債券整理公債（乙號五分利公債）及臨時軍事費一時借入金の諸種なりとす。

第三目　明治三十八年法律第十二號

尋いで政府は第二十一回帝國議會に對し臨時軍時費追加豫算七億圓を要求するに當り、更に臨時事件費支辨に關する法律案を提出したり。同法律案は衆議院に於て多少の修正を加へられたる上兩院を通過し、明治三十八年一月一日法律第十二號を以て公布せられたり。其の規定する所も略前二回と趣旨を同うするものにして、一時借入金・國庫債券及公債の發行制限額を四億五千五百萬圓と定め、尙臨時事件費支辨の爲時局開始以來の發行に係る公債及國庫債券の發行差減額を補充するを得る旨規定し、又臨時軍事費出納上一時の不足を補足する爲、其の歳入を以て償還すべき大藏省證券の發行權を附與したり。而して前記發行制限額は當初の政府案に於ては四億五千萬圓なりしが、衆議院に於て非常特別稅法改正法律案を修正したる結果、臨時事件費支辨の計畫に幾分の變更を生ずることとなり、爲に發行制限額を五百萬圓增額するに至りたるものなり。同法律の全文左の如し。

法律第十二號（明治三十八年一月一日）

第一條　臨時事件費支辨ノ爲政府ハ一時借入金ヲ爲シ、國庫債券ヲ發行シ、特別會計ニ屬スル資金ヲ繰替使用シ及公債ヲ募集スルコトヲ得

前項ノ一時借入金、國庫債券及公債ノ額ハ通シテ四億五千五百萬圓以内トス

第二條　明治三十六年勅令第二百九十一號、明治三十七年法律第一號、同年勅令第二百二十八號及本法ニ依ル國庫債券及公債ノ發行價格差減額ヲ補塡スル爲必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ國庫債券ヲ發行シ、公債ヲ募集シ又ハ一時借入金ヲ爲スコトヲ得

第三條　前二條ニ依ル一時借入金、國庫債券及特別會計ニ屬スル資金繰替ヲ整理償還スル爲必要アル場合ニ於テハ第一條ノ制限以外ニ公債ヲ發行スルコトヲ得

第四條　政府ハ臨時軍事費出納上一時ノ不足ヲ補充スル爲其ノ歳入ヲ以テ償還スヘキ大藏省證券ヲ發行スルコトヲ得

前項大藏省證券ニ關シテハ前項ニ規定スルモノノ外總テ大藏省證券條例ノ規定ヲ適用ス

第五條　一時借入金、國庫債券及公債ノ利率、募集借入ノ方法規約、据置年限及償還年限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條　本法ニ依リテ發行スル國庫債券及公債ニ關シテハ本法ニ規定スルモノノ外整理公債條例ヲ適用ス

右法律に基きて起されたる國債は、第一回四分半利付英貨公債・第二回四分利付英貨公債・五分利付英貨公債・第四回及第五回發行國庫債券・臨時軍事費補足大藏省證券及臨時軍事費一時借入金の諸種なりとす。

第四目　明治三十九年法律第一號

翌年第二十二回帝國議會の開會せらるるや、政府は更に臨時軍事費追加豫算四億五千五百萬圓を要求し、併せて臨時事件費支辨に關する法律案を提出し、兩院の協贊を經て明治三十九年二月十二日法律第一號を以て之を公布したり。其の規定の趣旨は從前と異る所なく、只本回に於ては臨時事件に因りて生じたる陸海軍所屬の復舊其の他の經費、及び滿韓軍備に關する臨時費支辨の爲、別に七千萬圓を限り特別會計に屬する資金を繰替使用し、又は公債を募集することを得るものと爲せり。其の全文左の如し。

法律第一號（明治三十九年二月十二日）

第一條　臨時事件費支辨ノ爲政府ハ一時借入金ヲ爲シ、特別會計ニ屬スル資金ヲ繰替使用シ及公債ヲ募集スルコトヲ得

前項ノ一時借入金及公債ノ額ハ通シテ三億六千三百萬圓以內トス

第二條　臨時事件ニ因リテ生シタル陸海軍所屬ノ復舊其ノ他ノ事業ニ要スル經費及滿韓軍備ニ關スル臨時費支辨ノ爲政府ハ特別會計ニ屬スル資金ヲ繰替使用シ及公債ヲ募集スルコトヲ得

前項公債ノ額ハ七千萬圓以內トス

第三條　本法ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補塡スル爲必要アル場合ニ於テハ前二條ノ制限以外ニ公債ヲ募集シ又ハ一時借入金ヲ爲スコトヲ得

第四條　前三條ニ依ル一時借入金、特別會計ニ屬スル資金繰替及公債ヲ整理償還スル爲必要アル場合ニ於テハ第一條及第二條ノ制限以外ニ公債ヲ募集スルコトヲ得

第五條　政府ハ臨時軍事費出納上一時ノ不足ヲ補充スル爲其ノ歲入ヲ以テ償還スヘキ大藏省證券ヲ發行スルコトヲ得

前項大藏省證券ニ關シテハ前項ニ規定スルモノノ外總テ大藏省證券條例ヲ適用ス

第六條　一時借入金及公債ノ利率、募集借入ノ方法規約、據置年限及償還年限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條　本法ニ依リテ發行スル公債ニ關シテハ本法ニ規定スルモノノ外整理公債條例ヲ適用ス

右法律に基きて起されたる國債は、臨時事件公債（特別五分利公債）・臨時軍事費補足大藏省證券・臨時軍事費一時借入金及軍用切符銷却借入金の諸種なりとす。

第五目　大正五年法律第四號

大正三年八月日獨開戰に因る臨時軍事費並に臨時事件費は、當初に於ては專ら國庫剩餘金を以て支辨し來りしが、大正五年度豫算執行に當りて其の財源に不足を來したるを以て、政府は已むを得ず特別會計の資金を繰替使用し、若くは借入金を爲すことに依り、之を支辨せんことを圖り、第三十七回帝國議會に於て右に關する法律案を提出し、其の協贊を經て大正五年二月八日法律第四號を以て之を公布したり。其の全文左の如し。

法律第四號（大正五年二月八日）

大正三年臨時事件ニ關スル經費支辨ノ爲政府ハ特別會計ニ屬スル資金ヲ繰替使用シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

然るに其の後に於ける事局の發展は、益々多額の經費を要するに至りたるを以て、政府は第三十九回帝國議會に當り、之が改正法律案を提出し、其の協贊を經て大正六年七月二十一日法律第九號を以て之を公布したり。本改正法律に依れば、從來の財源の外に新に公債を發行することを得ることと爲すと共に、此等の借入金及公債の起債制限額を設けて三千四百萬圓と定め、尙ほ本法に依りて繰替使用したる資金借入金又は公債を整理償還する爲め必要ある場合に於ては、此の制限以外に借入金を爲し又は公債を發行することを得るものとす。左に改正を施したる後の法文を揭ぐべし。

大正三年臨時事件ニ關スル經費支辨ノ爲政府ハ特別會計ニ屬スル資金ヲ繰替使用シ、借入金ヲ爲シ又ハ公債ヲ發行スル・コトヲ得

前項ノ借入金及公債ノ額ハ通シテ三千四百萬圓以內トス

本法ニ依ル特別會計資金ノ繰替、借入金又ハ公債ヲ整理償還スル爲必要アル場合ニ於テハ前項ノ制限以外ニ借入金ヲ爲シ又ハ公債ヲ發行スルコトヲ得

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

此の起債制限額は、爾來臨時軍事費豫算の增額に伴ひ屢々擴張の必要を生じ、大正七年四月二日法律第三十一號を以て八千八百萬圓に、同八年二月十日法律第一號を以て三億二千萬圓に、同九年八月五日法律第三十九號を以て四億八千萬圓に、同十年四月一日法律第三十號を以て五億八千萬圓に、同十一年三月二十八日法律第十一號を以て六億五千萬圓に增額せられたり。

本法律に基きて起されたる國債は、五分利國庫債券・大正三年臨時事件費借入金及大正三年臨時軍事費借入金とす。

第四項　震災善後公債法

大正十二年九月の關東地方大震火災は、帝都並に其の近域に未曾有の大慘害を與へ、巨億の國富を烏有に歸せしめたり。時の內閣は直に各般に亙りて之が應急施設を講すると共に、災害地復舊復興の諸計畫を樹てたりしが、此の復興事業に要する經費は頗る巨額に上り、普通の財源を以てしては到底之を支辨すること能はざるを以て、政府は之を公債に求めんと欲し、總額五億九千八百萬圓の起債に關する法律案を同年十二月臨時召集せられたる第四十七回帝國議會に提出したり。然るに衆議

院は政府の復興計畫に多大なる修正を加へ、公債の發行限度は帝都復興費豫算額四億六千八百四十三萬八千八百四十九圓の該當額として、四億六千八百五十萬圓に修正し、貴族院も亦此の修正案を可決したるを以て、政府は已むを得ず之に同意し、同年十二月二十四日法律第五十六號を以て之を公布したり。震災善後公債法之れなり。

震災善後公債法（大正十二年十二月二十四日法律第五十六號）

第一條　震災ニ伴フ復興事業ニ關スル經費支辨ノ爲政府ハ四億六千八百五十萬圓ヲ限リ公債ヲ發行シ又ハ之カ繰替支辨ノ爲借入金ヲ爲スコトヲ得

第二條　前條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補塡スル爲必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

斯くの如くにして震災善後公債法の制定に依り、帝都復興事業費は之を公債財源に依ることと定められしが、震災善後の爲に行ふべき諸般の復舊事業は固より之に止まらず。而して斯かる諸般の復舊事業に要する經費の中(一)東京・神奈川・埼玉・千葉・靜岡・山梨の一府五縣並に此等の府縣内の市町村の應急施設費及歳入缺陷補塡の爲の貸付金二千萬圓(二)右の一府五縣及東京・横濱兩市が大藏省預金部より貸付を受けたる借入金の利子補給三十二萬千五十一圓(三)右兩都市の執行する復興事業中街路修築及都市區劃整理の爲の貸付金百二萬三千圓(四)同補助費百三十三萬七千圓(五)私立學校復舊の爲の貸付金百五十萬圓、右五口合計二千四百十八萬一千五十一圓は、何れも大正十二年度中に支出を要する經費にして、而も其の財源は之を公債に求めざるを得ざるものなるが、時恰も衆議院の解散中に屬したるを以て、政府は憲法第七十條に據る財政上の緊急處分として、大正十三年二月勅令第四十六號を以て起債に關する勅令を公布し、而して之に基きて五分利國庫債券を發行したり。該勅令は同年七月召集の第四十九回帝國議會に於て、事後承認を與へられたるが、其の全文は左の如し。

勅令第四十六號（大正十三年二月二十九日）

震災善後ニ關シ必要ナル經費支辨ノ爲政府ハ二千四百二十萬圓ヲ限リ公債ヲ發行シ又ハ之カ繰替支辨ノ爲借入金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補塡スル爲必要アル場合ニ於テハ前項ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

前述の如く震災善後公債の發行限度額四億六千八百五十萬圓は、單に帝都復興費豫算額に該當するものなるを以て、到底之を以て復興事業の各般に亙りて其の需要を滿たすこと能はざるは言を俟たざる所なり。茲に於て政府は大正十三年七月第四十九回帝國議會の開會せらるるや、震災善後公債法中改正法律案を提出し、起債目的の範圍を擴張して、啻に帝都復興事業の爲のみならず、新に各般の震災善後處置に關する經費をも公債支辨と爲すと同時に、從來の起債制限額を增額して、以て右起債目的範圍の擴張と帝都復興事業費の追加とに應せしめんことを圖れり。卽ち右法律案は震災善後公債法第一條中『震災ニ伴フ復興事業ニ關スル經費支辨ノ爲』とあるを、『震災ニ伴フ復興事業費其

ノ他震災善後ノ爲ニ要スル經費支辨ノ爲』と改むると共に、『四億六千八百五十萬圓』とあるを『十億七千三百萬圓』に改めんとするものなり。而して右起債制限額決定の理由とする所は、帝都復興費の追加一億五百萬圓、震災に依る各種の復興事業の爲にする費額中、公債に財源を求むるを要する額五億二千三百三十萬六千八百四十四圓にして、之に既定の帝都復興費豫算額四億六千八百四十三萬八千八百四十九圓を合算すれば、總額十億九千六百七十四萬五千六百九十三圓に達する計算なるが、此の中前述の如く大正十三年勅令第四十六號に依り起債を了したる二千四百十八萬千五十圓を除き、其の殘額に對し端數を切上げて起債總額を十億七千三百萬圓となしたるものとす。右震災善後公債法中改正法律案は異議なく兩院の可決する所となり、同年七月二十二日法律第十三號を以て公布せられたり。

本法に基きて起されたる國債は、震災善後公債（五分利公債）、五分利國庫債券、六分半利付米貨公債及（第三回）六分利付英貨公債の四種なりとす。

第二款　起債の方法

第一項　起債方法の分類

凡そ起債の方法に數種ありと雖も、既往の事蹟に就て稽ふれば、之を區別して直接募集、間接募集、郵便局賣出、特別發行、代償發行、紙幣交換發行、證券交換發行、承繼の八種と爲すことを得べし。

直接募集は明治十一年起業公債の募集を以て其の嚆矢とし、爾來明治前半期の中山道鐵道、海軍整理、鐵道費補充、鐵道及軍事等の諸公債は概ね此の方法を以てせられ、又日露戰役當時の第一回乃至第五回發行國庫債券の全部、及臨時事件公債の大部分も亦之に依れり。明治末期及大正年間の起債に係る第一回四分利公債の大部分、第二回四分利公債、朝鮮事業費國庫債券及鐵道債券の全部、並に五分利國庫債券の大部分、臨時國庫證券の一部も亦此の方法に依れるものなりと雖も、此の期に於ては之に間接募集の方法を加味し、銀行團を組織せしめて豫約應募せしむるの途を開きたるを以て、從前の直接募集とは稍々其の趣を異にするに至れり。直接募集の方法に依る起債額は頗る多額に上り、各種起債方法中第一位に在りとす。

間接募集は專ら歐米諸國に行はるる方法にして、我國外國債は九分利付外國公債を始めとし、最近の（第三回）六分利付英貨公債及六分半利付米貨公債に至る迄、多くは此の方法に依り、其の債額の順位は第三位に居れり。

郵便局賣出の方法は專ら輓近の創設に係り、之を嚴密に言へば、次に述ぶべき特別發行の方法に包含せらるべきものなりと雖も、廣く公衆の資金を吸收する點に於て之と異る所あり。又近時五分利國庫債券及臨時國庫證券の發行に當り、屢々利用せられたる所なるを以て、別に一方法として區別することとせり。而して其の債額の順位は第五位とす。

特別發行は前記間接募集の方法を斟酌して設定したる一種の起債方法にして、明治二十一年整理公債の發行に當り採用したるを始めとし、爾來五分利公債、特別五分利公債（臨時事件公債中論功行賞に充當したる分）、五分利國庫債券、鐵道證券及臨時國庫證券等各種に亙り最も廣く行はるる所にして、起債總額も直接募集に亞ぎて第二位を占めたり。而して大正初期に起債せられたる英貨鐵道債券及同證

券も亦、一種の特別發行に依れるものと云ふべし。

代償發行以下の各種方法は皆特殊の場合に於ける便法として行はれたるものなり。就中代償發行は最も屢々行はれし所にして、舊藩債處分の爲にせる新舊公債、祿制整理の爲にせる秩祿・金祿・舊神官配當祿・祿高整理・沖繩縣諸祿の各公債、專賣制度實施に伴ふ煙草專賣法國庫債券及製鹽地整理公債（外に朝鮮に於ける煙草專賣、臺灣に於ける酒專賣實施に當り五分利公債の代償發行あり）、私設鐵道買收に基く鐵道買收公債・（借入）鐵道及輕便鐵道買收公債、其の他救恤・恩賜・禁獵・一時賜金・軌道補償・退職賜金・復興交付・海軍軍備制限補償及對支借款三銀行債務整理等の諸公債の如きは、何れも皆或る交付金に代へて國債證券を發行交付（又は本人の請求に因り甲種登錄）したるものなり。即ち近時發行の五分利公債の大部分は此の方法に依れるものにして、從て其の債額も頗る巨額に達し、各種起債方法中の第四位を占めたり。而して輓近創設の米穀證券も亦特殊の代償發行に屬するものとす。

紙幣交換發行は金札引換公債及同無記名公債に就き、又證券交換發行は整理公債の一部、國庫債券整理公債及第一回四分利公債の一部に就きて行はれたる便法なり。最後に、承繼に係る國債は鐵道國有に際し承繼したる舊鐵道會社の社債、韓國合併の結果我國債に歸屬したる舊韓國政府公債、及南滿洲鐵道株式會社の增資に當り政府出資に代へて承繼したる同會社の英貨社債の三種なりとす。

前述せる八種の起債方法の外に大藏省證券及借入金の起債方法ありと雖も、茲には專ら公債證書若くは之に準すべき流通證券を發行し、又は同一の效力ある登錄をなしたるものの起債方法に關する敍述に止め、姑く此等を分類外に置きたり。

第二項　直接募集

直接募集とは政府直接に廣く公衆より募集するを謂ふ。此の方法は常に起債方法の原則として採用せられ、其の發行價格に就て云へば、券面金額と同一なる價格を以てするもの、即ち所謂平價募集と、券面金額と異る特定の低價を以てするもの、即ち所謂低價募集と、及最低價格を定めて應募者の競爭呼價を以て募入する所謂呼價募集との三樣あり。其の平價を以てするものも、概ね高價發行即ち最低價格以上に於て價格を競爭せしむるの方法を採用したるものにして、明治時代に於ける起債は起業公債を除き何れも此の方法に依りたるも、大正時代に入りては前半期に於て呼價募集を爲したるに止まり、輓近の傾向は專ら低價募集に依るを普通とす。低價募集に在りても現金を以て應募するものと、證券を以て應募するもの、即ち乘替應募との間には、其の價格を異にするを普通とし、其の差額は之を五十錢と爲すこと之れ亦普通の慣例なり。而して募集の手續は時代の異なるに從ひ多少の異同ありと雖も、概して明治十九年整理公債條例の方法に據れるものにして、明治三十九年法律第三十四號「國債ニ關スル法律」の施行以後に於ても、亦大樣從前の例と異なる所なし。然れども募入方法・應募保證金の規定・應募金拂込方法及拂込延滯に對する制裁に關しては多少の沿革あり。左に其の梗概を說かん。

一　募入方法

初め起業公債の募集に際しては、其の需要額に超過せる應募額を減却するには、先づ一口千圓以下のものは其の申込金額を募入とし、千五十圓以上三千圓未滿は悉く千圓に減却し、其の殘額を三千圓

以上申込のものに配當し以て募集額を定め、次に中山道鐵道公債の募集に方りては、其の條例第五條『此公債證書引受ノ申込高大藏卿ノ需要スル金高ヨリ超過スルトキハ其超過高ニ比例シ各申込人ヘ對シ證書渡高ヲ減少スルモノトス但シ價格ヲ定メテ發行シタル場合ニ於テ其價格以上ニテ申込ムモノニハ其渡高ヲ減少セサルヘシ』の規定に依り、高價申込のものは一も減却せずして之を募入と爲したり。然るに右公債最終の募集に於ては、此の高價申込のもの非常に多額に上り、之を悉皆募集額に入れんか、忽ち條例所定の起債豫定總額に超過するの結果を生ずべきを以て、已むを得ず最高價のものより順次之を採り、募集需要額に至りて之を止め、其の餘は價格以上のものと雖も總て募入外れとしたり。後ち明治十九年十月整理公債條例の出づるに及びて、同條例第七條に於て『整理公債應募高毎期需要ノ額ニ超過スルトキハ大藏大臣ハ應募價格ノ高キモノヨリ順次證書ヲ交付シ需要額ニ滿ツルニ至テ止ム其價格同シキモノハ申込ノ高ヲ割合減少スルモノトス』（後ち本條に『但時宜ニ依リ二百圓以下ノ應募者ニハ之ヲ減少セサルコトアルヘシ』との但書を追加す）と定めしが、此の規定は爾後殆ど各種國債の直接募集に於ける募入方法の通則となりたり。然るに輓近に於ける募集の方法に就ては、起債根據法の委任に因り又は法律上何等の規定なきが爲め、大藏省令を以て隨時之を定むるを例とし、從て此の整理公債條例第七條の規定は其の適用を見ざるに至りしも、仍ほ省令の規定中には大體に於て略〻從來の慣習を因襲せり。其の中稍々異なる實例の二三を擧ぐれば左の如し。

（イ）臨時事件公債

第九條　臨時事件公債ノ應募高、需要額ヲ超過スルトキハ其ノ價格ノ高キモノヨリ順次之ヲ採リ需要額ニ滿ツルニ至リテ止ム其ノ價格同シキモノハ申込ノ高ニ割合ヒ減少シ割當高五十圓ニ滿タサルモノハ之ヲ除キ更ニ之ヲ五十圓以上ノ分ニ配當ス

第十五條　國庫債券代用ノ豫告ヲ爲シ若ハ國庫債券ヲ預託シタル者ノ應募高ハ第九條ノ規定ニ依リ割合減少ヲ爲ス場合ニ於テ優先ニ募入セラルルモノトス

（ロ）第一回四分利公債

第十二條　本公債ノ應募高、募集豫定額ヲ超過スルトキハ其ノ應募價格ノ高キモノヨリ順次之ヲ採リ募集豫定額ニ滿ツルニ至リテ止ム

第十三條　國債證券又ハ登錄國債ヲ以テ本公債應募拂込ノ現金ニ代用スル者ノ應募高ハ優先ニ募入セラルルモノトス

（ハ）第二回四分利公債

第十二條　本公債ノ應募高、募集豫定額ヲ超過スルトキハ其ノ應募價格ノ高キモノヨリ順次之ヲ採リ募集豫定額ニ滿ツルニ至リテ止ム

第十三條　國債證券又ハ登錄國債ヲ以テ本公債應募拂込ノ現金ニ代用スル者ノ應募高ハ同一價格ニ於テ現金拂込ノモノニ對シ優先ニ募入セラルルモノトス

右第一・第二回四分利公債規程第十二條に於ては、實際の便宜を圖りて外債募集に於ける恒例を參酌し、復た臨時事件公債規程第九條後段に於けるが如き、同一價格に對する割當方法を示さずして、一に之を日本銀行の裁量に委したり。而して此の例は爾後朝鮮事業費國庫債券・鐵道債券・五分利國庫債券及臨時國庫證券にも襲用せらるるに至れり。

二　應募保證金の規定

公債の直接募集に方りて、應募者をして其の申込を爲すと同時に、應募保證金を納めしむることは各種の公債皆其の軌を一にする所にして、其の割合は起業公債に於て券面百圓に付八圓と定めたるの外、券面高の一割卽ち百圓に付十圓を以て殆んど常例と爲すに至りしが、第一回乃至第三回發行國庫債券に在りては減じて二圓とし、第四・第五回發行國庫債券は四圓、臨時事件以後の募集に在りては何れも之を五圓と爲せり。蓋し保證金納付の制は無責任の申込を拒むの主旨に出づるを以て、其の額寡きに失するときは保證の目的を達すること能はず、又之に反して其の額の多きに失するときは應募の結果を不良ならしむるの虞なしとせず。故に時の狀況に應じて適宜斟酌を加へ、之を增減すべきは固より言を俟たざる所なり。而して總て募入となりたるものの保證金は直に之を拂込金に振替へ、募入に外れたるものは之を還付するものとし（募入に外れたるものに對しては、曾て日割計算を以て相當の利子を附し之を還付するを例となしたりしが、軍事公債以後の保證金には總て利子を附せざることとなれり）、又現金拂込期日後三箇月內に拂込を爲さざるもの、所定の期日迄に代用證券の拂込を爲さず、應募の申込無效となりたるものは、既に拂込みたる現金と共に保證金は之を政府に沒收するものとす。而して輓近の規程に於ては、官廳及公共團體の申込に限り保證金を免除し、又應募申込と共に代用證券を預託する者に對しても亦之を免除するを通常とす。

三　應募金拂込方法

應募保證金を拂込金に振替へたる所謂跡金（玆に跡金とは猶ほ殘額と言ふが如し）の拂込は、起業公債に在りては三回に、中山道鐵道・海軍・整理・鐵道費補充の四公債に在りては二回に分ちて拂込ましめ、鐵道公債に在りては其の第一回募集にては五回に分ち、第二回募集にては跡金の全部を一時に拂込ましめ又軍事公債に在りては大に其の度數を增して六回若くは七回に分ち、國庫債券に在りても亦五回七回若くは八回の多きに分ち、臨時事件公債には五回とし、第一・第二回四分利公債及朝鮮事業費國庫債券には三回、鐵道債券には二回、五分利國庫債券及臨時國庫證券には之を二回又は一回と爲したり。而して每回拂込金額の割合は場合に依り、自ら多寡ありて相同じからず。但し應募の都合に由りて後期に拂込むべき金額を前期に繰上げ拂込むことを得るは、每回の募集に於て概ね其の軌を一にする所なり。

四　拂込延滯に對する制裁

直接募集の應募者に於て拂込期日迄に其の拂込を爲さざるときは應募の申込を無效とし、且つ既納の金額あらば之を沒收すべきことは、最初起業公債及中山道鐵道公債の募集に當り規定したる所にして、畢竟應募金拂込の履行をして確實ならしめんとするの趣旨に出でたるものなり。然れども些少の時日をも假藉せずして直ちに其の申込を無效とし、尙ほ既納の金額をも沒收するが如きは聊か苛酷の嫌あるを以て、整理公債條例に在りては左の如き規定を設け、以て幾分此の制裁を緩和したり。

第八條　整理公債應募金ノ拂込ヲ數回ニ分ツ場合ニ於テ拂込期日ノ末日マテニ拂込未濟ノモノアルトキハ其翌日ヨリ現拂込ノ日マテ一箇年百分ノ七ノ割合ヲ以テ利子ヲ徵收スヘシ

前項拂込期日後三箇月ヲ過キ猶ホ拂込ヲ爲ササルトキハ公債證書ヲ交付セス且既ニ拂込ノ金額ハ還付セサルモノトス

其の後公布せられたる各種大藏省令の規定に於ても、一に前揭整理公債條例の精神を踏襲せり。

而して該條例に於ける拂込延滯利子の率は、公債の利率に二分を加へて一箇年百分の七と爲したるものなれども、此の利率は時の市場金利其の他の事情に鑑み、之を定むべきは固より其の所なるのみならず、延滯日數に應じて徵すべきものに年利率を用ふるときは、計算の不便を免れざるが故に、第三回發行國庫債券の募集の時以降は、大藏省令を以て公布したる各發行規程に於て、其の率を日步金四錢と定めたり。但し第二回四分利公債規程に於ては日步金三錢と爲せり。

以上の四事項の外應募申込の日限・場所及其の手續等に就ても、亦多少敍述すべきものなきにあらず。就中近年に至り直接募集の場合に取扱店の外、郵便局所を利用することとなりしは、募集方法の一進步と謂はざるべからず。蓋し郵便局所の配置は都鄙到る所に洽く、而も爲替貯金の制度年を逐ふて發達するに至りしを以て、之をして獨り應募の申込を受理せしむるのみならず、或る限度に於て拂込金の受入及證券の交付等を取扱はしむるは、募集の成績を助長する點に於て其の效果鮮しとせざるなり（第三節、第四款參照）。其の他四分利公債の募集に際し、寄託又は供託に係る國債證券の國債募集金代用に關する特別取扱規程を定めたるが如き、亦募集方法の發達に資する所少からざるものと云ふべし（大正十一年大藏省令第四十二號を以て寄託又ハ供託セル國債ノ國債應募拂込現金代用ニ關スル特別取扱規定を定め一般國債應募に適用す）。

又第三回發行國庫債券以後の直接募集に於ては、募集の便宜を圖りて往々初期利子或は拂込金に就て應募者に特別の利益を與へたるものあり。即ち國庫債券に在りては第三期若くは第四期以前の繰上げ拂込に對し、又臨時事件公債及四分利公債に在りては拂込の全部に對して特に利子の割增を爲し、尙ほ臨時事件公債の第二期に於て全部の拂込を完了したる者に對しては、額面百圓に付八十錢の割合を以て拂込金の割引を爲したること是れなり。

第三項　間接募集

間接募集は直接募集と等しく一般公衆より募集するものなりと雖も、政府と應募者との關係が直接ならずして間接なるに由りて、此の區分を爲すものなり。即ち政府は公債募集に當り特定の資本家又は資本家の組織せる引受組合と募集に關する一切の條件を協定し、相當の手數料其の他の報酬を約し、以て此等をして募集を引受けしむるの方法なり。我國債中外國市場に於て募集したるものは、九分利付外國公債を始めとし、爾後每回の募集に於て悉く此の方法に依れり。而して內國に於ては第一・第二回四分利公債の募集に當りて此の例を斟酌し、內國諸銀行の組織せる組合をして、一般公衆の應募額が募集豫定額に達せざる場合は、之を引受け補充せしむることを約して、以て引受を爲さしめ、爾來朝鮮事業費國庫債券・鐵道債券・五分利國庫債券臨時國庫證券の募集に就ても、此の方法に依りて引受を爲さしめたりしが、此等は日本銀行と銀行組合との內部の契約に過ぎずして、一般公衆に對する募集事務は總て政府直接に之に任じ、日本銀行は政府の一機關として之が取扱を爲すものなるを以て、玆に所謂間接募集にあらず。

此の如く間接募集は特定の引受人ありて募集の責任を負擔するが故に、政府は確實に豫定の金額を收入するを得べく、從て公衆に對する募集條件等は引受人の名及責任を以て公示するものとす。而して其の條件及手續等は、各募集地の慣習並に時の情況に從ひ固より一樣ならずと雖も、直接募集の方法として前項に記述したる應募申込保證金の納付・應募金の拂込・延滯利子の拂込・延滯利子及應

募申込の失效等は、大體に於て間接募集の場合も其の歸趣を同うす。但し應募價格は從來常に低價特定の方法に依りたるものとす。

間接募集に在りては、引受人に於て募集額に發行價格を乘じたる金額より、自己の獲得すべき手數料其の他の報酬金額を引去り、其の殘額を政府に納むるを例とす。故に間接募集の方法に依る募集金の國庫收入額は、發行價格に依り計算したる金額よりは常に若干の減少を見るものにして、其の引去りたる手數料等は國庫の歳出には計上せられざるものなり。是れ亦直接募集に比し其の趣を異にする所なり。

第四項　郵便局賣出

郵便局賣出の方法は極めて最近の創設に係るものとす。即ち大正八年六月遞信省令第六十七號國債募集、賣出及元利金支拂郵便振替貯金特別扱規則の制定に依り實施せられたるものにして、爾來發行せられたる五分利國庫債券及臨時國庫證券に就ては屢々此の方法の採用を見たり。

先に一言したるが如く、郵便局賣出の方法は固と是れ特別發行の一種にして、日本銀行が一旦政府より引受けたる國債を、郵便官署に委託して發賣せしむるものなるを以て、夫の日本銀行が自行の手を以て爲す直接賣出と形式上相異る所なく、只郵便局の賣出が主として小口の資金吸收を目的とするに反し、日本銀行の直接賣出は主として大口の資金を吸收するの手段たる點に於て、趣を異にするのみなり（第三節第四款參照）。從て政府に取りては其の賣行の如何に拘らず、實收金には異動なきものとす。

第五項　特別發行

特別發行は間接募集の方法を斟酌して設定したる一種の方法なるが、其の應募者が一般公衆にあらずして特定せる引受人なるを以て、直接募集又は間接募集の如く豫め起債條件を公示するを要せず、且つ直に發行代金を收入し得るが故に、此の方法は需要額の比較的少額にして調達の急を要する場合に適し、又一面には起債費を要すること少なきの利あり。此の方法は明治二十一年勅令第四十六號を以て、整理公債條例第六條に『大藏大臣ハ前項ノ手續ニ據ラス市場ノ時價ニ準シ整理公債證書ノ價格ヲ定メ臨時之ヲ發行シテ日本銀行ニ交付スルコトヲ得』云々との一項を追加したるに始まれり。而して此の規定に依れば、其の發行價格は時價に準ずべきものなるを以て、時價の昂低に從ひ時に或は平價なるあり、或は高價若くは低價なることあるは固より其の所なり。

前記整理公債條例第六條第二項は、特別發行の根據規定として最も廣く適用せられたりと雖も、該條項以外にも亦特別發行のことを定めたるものあり。即ち臺灣事業公債法第四條に『政府ハ特約ニ依リ銀行若ハ債主組合ヲシテ此ノ公債ヲ引受ケシムルコトヲ得』とあり、又明治三十九年大藏省令第二十六號第一條に『臨時事件ニ關スル一時賜金ニ充ツル爲明治三十九年法律第一號ニ依リ隨時公債ヲ發行ス』及同年同省令第四十九號舊鐵道會社債務整理公債發行規程第三條に『本公債ノ證券ハ大日本帝國五分利公債證書トシ隨時之ヲ發行シテ日本銀行ニ交付ス』とあるもの即ち是れなり。而して此等の條項には發行價格に關し何等の規定なきを以て、實際特定の引受人あるものは其の者との協定に依り、然らざるものは時價を標準として之を定むるを例とす。

尙ほ玆に一言すべきは、前記明治三十九年大藏省令第二十六號に依り發行せる一時賜金代用公債證書は、次項に記述する代償發行の方法に依れるものに似たりと雖も、其の手續たるや、一旦證券を發行して之を日本銀行に交付し、同銀行より之に對する發行代金を納付せしめ、更に國庫預金部を經由して陸海軍兩省に賣渡したるものなるを以て、公債金の收入なきを常とする代償發行とは自ら差別あるものなり。又是より先き明治二十七八年事件に關する一時賜金代用の爲め發行したる軍事公債證書も之に類するものなるが、唯軍事公債證書は前述せる整理公債條例第六條第二項に依り、且つ國庫預金部を經由せざりし點に於て聊か差異あるものとす。尙ほ同じく一時賜金の代用にして、既發行證券を以て之に充て、又は代償發行の方法に依りたる場合も、固より之なきにあらず。

第六項　其の他の方法

代償發行とは政府の負擔せる既存の債務に對し、半强制的に國債證券を發行して、之を各債權者に交付するの方法を謂ふ。卽ち舊藩債處分に關する債務、家祿及賞典祿其の他諸種の秩祿の支給、專賣實施に伴ふ各種交付金、鐵道買收代價、其の他一時賜金、退職賜金、救恤金及補償金又は米穀買上代金等に代へて發行交付したるものにして、全く國庫に於ける現金の支出に代へ證券を發行するものなれば、其の發行に對する公債金の收入なきを常とす。而して其の發行價格は或は額面を以てし、或は時價を以てし、各時宜に從ふものなり（米穀證券の發行に就ては普通の代償發行方法と同じからざる所あるも、其の詳細は第六章に讓る）。又登錄制度施行後は、受給者の請求に因り證券を發行せざる登錄國債を以て交付したるもの尠からず。鐵道買收公債及沖繩縣諸祿公債の大部分の如き卽ち是れなり。

紙幣交換發行は太政官札、民部省札及新圓札等の各紙幣を回收銷却せんが爲め、紙幣所持人の請求に應じ平價を以て國債證券と交換したるものなり。

證券交換發行は整理公債、國庫債券整理公債及第一回四分利公債の發行に當り、行はれたるものなることは既に第一項に於て述べたるが如し。而して等しく證券交換發行なりと雖も、三者各々異同の存するものあるが故に、以下逐次之を分說せんに、第一の整理公債は整理公債條例及整理公債取扱順序の規定に依るものにして、其の發行方法には(一)六分以上利付國債償還元金の代りとして整理公債證書を交付するもの(二)應募現金の代りとして六分以上利付の國債證券を納付せしめ、之に對して整理公債證書を交付するもの(三)六分以上利付國債償還元金の代りとして交付する場合、當籤證券に補足交換するもの(四)臨時の交換を以て發行するもの等四種の區別あり。但し(二)の場合の現金代り納付に對する發行額は直接募集の一部なるを以て、之を證券交換發行の額に算入せざるものとす。而して其の他(一)(三)及(四)の發行價格は何れも券面金額に依り、銷却すべき證券の價格は應募現金代り納付の分とも、總て其の券面金額を以て計算するものと爲せり。第二の國庫債券整理公債に在りては、第一回國庫債券の償還に方り之と引替に交付し、以て償還資金を補足したるものなり。其の方法は國庫債券所有者中引換を希望する者をして申出を爲さしめ、額面百圓に付國庫債券は百五圓、國庫債券整理公債は九十圓の割合を以て引換を爲すものにして、引換上互に其の價格の割合を異にするが爲め、前記整理公債の場合の如く、單に證券と證券とのみを以て交換計算を了するを得ざるを以て其の端金は別に現金を以て之を交付したり。而して償還元金と發行代金との整理に就ては、國庫債券は其の券面金額を以て之を買入銷却するものとし、該券面金額より前記の割合を以て計算交付し

たる端金を差引き、其の殘額を國庫債券整理公債の發行代金として國庫に收入したり。故に一口に對する引換額の多少に因り、常に發行價格を異にすることあるを免れず。第三のものは、第一回四分利公債の募集以外に五分利付國債償還元金の代りとして、債權者の希望に應じ額面百圓に付九十五圓の價格を以て發行したるものにして、前記整理公債の(一)に相當するものなり。唯彼に在りては總て額面計算を以てし、其の起債・償還とも歳入出に關係なきこととなしたれども、此に在りては一旦歳出として償還金を拂出し、其の中より端數現金を債權者に交付し、其の餘を發行代金として歳入に繰入れたる點に於て、其の趣を異にするものなり。抑々本款の分類に依れば、從來直接募集以下の四種は現金の實收ある起債にして、代償發行以下の各種方法に依る起債は現金の實收なきを常となせしが、國庫債券整理公債の起債に當り、右の如き整理の方法を採りたるが爲め、茲に證券交換發行にも亦實收金あるの新例を生じ、尋いで第一回四分利公債にも亦此の例あるを見るに至れり。尚ほ上述の外臨時事件公債・第一回及第二回四分利公債・五分利付英貨公債・第三回四分利付英貨公債・五分利國庫債券・臨時國庫證券の中にも證券の交換ありたれども、是れ皆前記整理公債の(二)に於けると等しく、直接募集又は間接募集の一部に屬し、茲に所謂證券交換發行にあらず。

承繼とは舊鐵道會社・南滿洲鐵道株式會社、又は舊韓國政府の債務を承繼したるものを謂ふ。之に就ては別に其の方法の敍述すべきものなし。

上來各種起債方法に就て敍說したるが、次に大藏省證券等の發行方法に就て聊か其の概要を說くべし。初め大藏省證券を發行せんとするときは、大藏大臣より日本銀行に命令して、其の發行額・利子歩合及支拂期限等を廣告せしめ、以て汎く之を募集し、又は特に發行價格及引受人を指定して之を日本銀行に令達し、發賣せしむるの例なりしが、明治三十五年に至り、法律第一號を以て條例の一部を改正し、新に割引發行の途を開けり。而して此の割引發行の方法に就ても、最初は最高割引歩合を定め之を競爭に付し、廣告募集を試みたれども、後幾くもなくして之を止め、爾來日本銀行に交付して適宜之を發賣せしむるの方法を採り、以て今日に及べり。鐵道證券及臨時國庫證券の割引發行に就ても亦此の發賣方法に依れり。米穀證券及英貨鐵道證券も同じく割引の方法を以て發行せられたれども、之に關する手續は自ら大藏省證券等と同じからず、其の詳述は之を各關係の章節に讓る。

第七項　起債額の分類

前數項に敍述したる各種起債方法別に依り、各年度起債額を分類表示すれば左の如し。但し明治二十六年度以前の分は、證券交換發行高に就て其の年度區分を知るべき材料を缺き、且つ各種國債中にも、會計年度に關する制度の變遷其の他種々の事故に因り、逐一之が區別を算定し難きものあるを以て、茲には明治二十五年迄は曆年を以て表はすこととせり。

年度	直接募集	間接募集	郵便局賣出	特別發行	代償發行	紙幣交換發行	證券交換發行	承繼	合計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
明治三	—	四、八八〇、〇〇〇	—	—	三三、三九五、五五〇	—	—	—	四、八八〇、〇〇〇
五	—	—	—	—	—	—	—	—	三三、三九五、五五〇
六	—	二、七三、〇〇〇	—	—	六、三五三、九〇〇	一、三八〇、〇〇〇	—	—	一〇、三三〇、五五〇
七	—	—	—	—	一〇、一一〇、五五〇	六三三、三五〇	—	—	六、九八六、二五〇
八	—	—	—	—	—	二五、〇〇〇	—	—	一〇、三三〇、五五〇
九	—	—	—	—	七、四〇〇	—	—	—	七、四〇〇

| 明治 | 特八輪 | 図 | 横(上) | | |

國庫證券及米穀證券の各年度發行額を表示すれば左の如し。

年度	大藏省證券	鐵道證券	英貨鐵道證券	臨時國庫證券	米穀證券
明治三五	円 二、〇〇〇、〇〇〇	円 —	円 —	円 —	円 —
三六	一〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
三七	五、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
三八	三〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
三九	四三、一〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
四〇	二二、五〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
四一	一六、一〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
四二	一六、二〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
四三	一九、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
四四	三五、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—
大正元	二二、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇	一四、六四〇、〇〇〇	—	—
二	一五、〇〇〇、〇〇〇	—	二四、四〇〇、〇〇〇	—	—
三	—	—	二九、二〇〇、〇〇〇	—	—
四	一〇、一〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
五	—	—	—	—	—
六	—	—	—	五〇、〇〇〇、〇〇〇	—
七	—	—	—	一五、〇〇〇、〇〇〇	—
八	—	—	—	一〇、〇〇〇、〇〇〇	—
九	五、〇〇〇、〇〇〇	—	—	五〇、〇〇〇、〇〇〇	—
一〇	—	—	—	一五、〇〇〇、〇〇〇	一〇、一〇一、三四〇、〇〇〇
一一	—	—	—	—	一五、三二一、一二〇、〇〇〇
一二	—	—	—	—	一一〇、〇五一、一一〇、〇〇〇
一三	—	—	—	—	五六、五〇〇、五〇〇、〇〇〇
一四	—	—	—	—	一六、〇五一、五〇〇、〇〇〇
昭和元	—	—	—	—	六、〇五一、五〇〇、〇〇〇
合計	二、三二一、六〇〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇、〇〇〇	六六、三二一、〇〇〇	六六、〇〇〇、〇〇〇	一〇六、四〇一、六六〇、〇〇〇

國庫證券中大藏省證券に割引の方法を以て發行せられたる大藏省證券（明治三十五年度以降）、鐵道證券、英貨鐵道證券、臨時國庫證券の各年度發行額を表示すれば左の如し。

年度	大藏省證券	鐵道證券	英貨鐵道證券	臨時國庫證券	米穀證券
明治三五	円 八、〇〇〇、〇〇〇	円 —	円 —	円 —	円 —
三六	一〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
三七	五、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—

（備考）一、明治二十六年度分は同年一月より翌年三月末日迄の分を包含す。
二、本表には割引の方法に依りて發行せられたるもの（大藏省證券・鐵道證券・臨時國庫證券・米穀證券）及借入金・鐵道會社手形債務等を除く。
三、起債様式の同一なるに拘らず、從來年度に依り異りたる區別をなしたるものあり。即ち郵便局資田は當初は直接募集に編入し、又南滿鐵道株式會社債は初め代債發行となし、後承繼發行に改めたる如き之なり。此等は總て昭和元年度末の現行取扱に依て排置したり。
四、同一公債にして起債年（發行年）を異にするものは、大正四年度以前に於ては總て證券記載の年次に依り、五年度以降に於ては現實の證券發行（交付）の年に依れり。
五、證券發行後に於て發行取消のもの若干額あれども、姑く之を除く（五分利公債大正八年度一、五〇〇圓、九年度一、七五〇圓、十三年度一、九五〇圓、昭和元年度一〇〇圓。五分利國庫債券大正十二年度五四七五圓）。
六、明治四年及十二年には起債の事實なし。

次に明治初年より昭和元年度末迄に起債したる各種國債を起債方法別に表示すれば左の如し。

名稱	直接募集	同上募集	郵便局賣出	特別發行	代債發行	無條件發行	證券發行	發行承諾	合計
新公債	円	円	円	円	円	円	円	円	円
金禄公債	—	—	—	三三、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	六六、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
札幌公債	—	—	—	—	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	二〇、〇〇〇、〇〇〇
鐵道公債	—	—	—	—	—	—	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇
軍事公債	—	—	—	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	八〇、〇〇〇、〇〇〇
五分利公債	—	—	—	四〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一六〇、〇〇〇、〇〇〇
特別五分利公債	—	—	—	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	四〇、〇〇〇、〇〇〇
甲號五分利公債	—	—	—	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	二、〇〇〇、〇〇〇
乙號五分利公債	—	—	—	三、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	三、〇〇〇、〇〇〇
海事公債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鐵道債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金札引換証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中山道鐵道公債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
起業公債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軍需補償公債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鐵道公債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新橋停車場鐵道公債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金禄公債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鐵道公債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鐵道債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五分利公債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
朝鮮事業費國庫債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
臨時費國庫債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鐵道債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鐵道債券	一一〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	一一〇、〇〇〇、〇〇〇
臨時費國庫債券	一、一一六、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇	一、一一六、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇、〇〇〇	一、一一六、〇〇〇、〇〇〇	一、一一六、〇〇〇、〇〇〇	四、四六四、〇〇〇、〇〇〇

（備考）大藏省證券中には大藏省證券及帝國鐵道債券の計算法第十二條に據る分並に明治三十八年法律第十二號・同年法律第十七號・三十九年法律第一號に據る分を合せ。

種別	明治十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年	同十八年	同十九年	同二十年
金禄公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
秩禄公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
利付外国公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
九分利付外国公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
新旧公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
金札引換公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

種別	明治十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年	同十八年	同十九年	同二十年
金禄公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
秩禄公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
利付外国公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
九分利付外国公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
新旧公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
金札引換公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

種別	同二十一年	同二十二年	同二十三年	同二十四年	同二十五年
金禄公債	千円	千円	千円	千円	千円
秩禄公債	千円	千円	千円	千円	千円
利付外国公債	千円	千円	千円	千円	千円
九分利付外国公債	千円	千円	千円	千円	千円
新旧公債	千円	千円	千円	千円	千円
金札引換公債	千円	千円	千円	千円	千円
合計	千円	千円	千円	千円	千円

更に各年度(明治二十六年迄は暦年)末とする起債額を、國債の種類別毎に表掲すれば左の如し。

種別	明治三年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
金禄公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
秩禄公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
利付外国公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
九分利付外国公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
新旧公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
金札引換公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

種別	明治十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	同十六年	同十七年	同十八年
金禄公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
秩禄公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
利付外国公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
九分利付外国公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
新旧公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
金札引換公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

種別	同十九年	同二十年	同二十一年	同二十二年	同二十三年	同二十四年	同二十五年
金禄公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
秩禄公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
利付外国公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
九分利付外国公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
新旧公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
金札引換公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

種別	同二十六年	同二十七年	同二十八年	同二十九年	同三十年	同三十一年	同三十二年
金禄公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
秩禄公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
利付外国公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
九分利付外国公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
新旧公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
金札引換公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

種別	同三十三年	同三十四年	同三十五年
金禄公債	千円	千円	千円
秩禄公債	千円	千円	千円
利付外国公債	千円	千円	千円
九分利付外国公債	千円	千円	千円
新旧公債	千円	千円	千円
金札引換公債	千円	千円	千円
合計	千円	千円	千円

| 國債種別 | 第一回分利付英貨公債 | 第一回第五回第六回第七回第八回第九回第十回第十一回第十二回第十三回第十四回第十五回第十六回第十七回第十八回第十九回第二十回第二十一回第二十二回第二十三回第二十四回第二十五回第二十六回第二十七回第二十八回第二十九回第三十回第三十一回第三十二回第三十三回第三十四回第三十五回第三十六回第三十七回第三十八回第三十九回第四十回第四十一回第四十二回第四十三回第四十四回第四十五回第四十六回第四十七回第四十八回第四十九回第五十回第五十一回第五十二回第五十三回第五十四回第五十五回第五十六回第五十七回第五十八回第五

國債種別	五分利公債	朝鮮事業費國庫債券	鐵道債券	英貨鐵道證券	臨時國庫證券	五分利國庫債券	南滿洲鐵道會社英貨社債	合計
大正三年度	一〇、〇〇〇円	—	—	二、二六、〇〇〇	—	—	—	二、二六、〇〇〇
同　四年度	七、〇三一、一〇〇円	—	四〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	四、〇三一、一〇〇
同　五年度	九、九、六、〇〇〇円	—	四〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	二〇、〇〇〇、〇〇〇	—	六、九、六、〇〇〇
同　六年度	七、九、六、五〇〇円	四、〇〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇	—	一、九、九、七、一〇〇	—	—	二、九、九、六、五〇〇
同　七年度	七、四三、六、四〇〇円	—	—	—	三、一、六、三、三五	一〇、九、四、四五	—	四、一、〇、三、五〇〇
同　八年度	二、一〇、七、六〇〇円	—	—	—	三、七、七、四、七五	二、一、〇〇、〇〇〇	—	六、〇一、八、七、一五
同　九年度	一、七、四一、四〇〇円	—	—	四、四、六、八、一二五	四、四、〇、一二、六五	四、四、〇、〇〇〇	一、七、一、六、〇〇〇	九、〇三、〇、三、九〇〇

國債種別	五分利公債	五分利國庫債券	臨時國庫證券	六分利付米貨公債	（參三同）六分利付英貨公債	米穀證券	合計
大正十年度	一〇、〇九、〇〇六円	三四、七七、八三五	三一、三四、七四五	—	—	一〇、一〇一、四〇二・六六〇	七六、三一、四四、九〇〇・六六〇
同十一年度	一七、〇三〇、〇一一円	四九、〇四一、〇〇〇	三三、三七、九九五	—	—	一五、九三一、一一一・六一〇	八四、九七、九、六六〇・六一〇
同十二年度	四六、一〇九、三五四円	四一、六三一、〇〇〇	四〇、〇四、六四五	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	—	一一、一〇一、〇三〇・一一〇	一、〇七、九、六、五五〇・一一〇
同十三年度	一五一、〇八、一三四円	三一、九四、一〇〇	五一、六、〇七、七五	—	二四四、〇五〇、〇〇〇	五、六〇、〇三〇・六四〇	四、三一、九、三、八〇一・六四〇
同十四年度	一五、九一、七三一、六〇〇円	四四、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	一、四四、四四〇・一六〇	六、六、七、九、九四七・一六〇
昭和元年度	一七、一、六、一一三円	六六、九、九、六〇〇	—	—	—	六、〇一、九、六六〇・〇四〇	四四、四、六、一、一〇六・〇四〇

第三款　起債金の收支

第一項　收入に關する規定及取扱

起債に依りて得たる金額の收入方法の事歴は、國債の種類に依りて各々其の趣を異にする所あるも、其の大體に於ては共通する事項なきにあらざるを以て、左に之を說述せん。

凡そ公債募集金は取扱銀行に於て其の拂込を受け、之を政府に納入するものにして、起業公債に在りては銀行に於て受入れたる月の翌月十日迄に、東京に於ては大藏省出納局へ、大阪に於ては同局大阪出張所へ納付すべきものと定め、中山道鐵道公債及海軍公債の募集金に就ては、拂込金高五十萬圓に滿つるの都度、大藏省へ上納せしむることとなしたり。又整理公債募集金は日本銀行の支店及代理店に於て受入れたる拂込金の高一萬圓に滿つるときは、之を其の地所在の國庫金取扱所へ預入れ其の預り證書を以て本店に送納し、本店は之に其の自ら受入れたるものを併せて、大藏省國債局長より發付する納額告知書に依り納入するものと定めたり（整理公債事務取扱命令書）。降りて明治二十三年四月に至り會計法の實施あり、玆に一般の會計手續は大に革新せらるる所あり、國債募集金及繳行代金の納入に就ては著しき變更を見ざりき。然るに同年十月大藏大臣は爲替納金の方法に依る金庫に爲替納金の請求を爲し、該金庫の領收證書を本店に集合して中央金庫に納付せしむることとなし、各地の便宜なるを認め、命令書の一部を改正して日本銀行の支店及代理店の取扱に係る收入金は、各地の爲し たり。

明治二十六年三月二十八日日本銀行に令達したる鐵道公債事務取扱命令書に依れば、募集金等の取扱手續に就ては整理公債の例に異ることなく、尋いで起債したる軍事公債に就ても、明治二十七年八月十七日付命令書を以て、單に從前命令したる公債の取扱方に依るべき旨を定めたりしが、唯從來の規定中其の直接募集の分に係る金庫の爲替納金領收證の送付方は普通郵便に依るの例にして、往

往遲著の憾あるを免れざるが故に、同年十一月十三日に至り募集金納付手續を制定し、取扱店中郵便に依る書類が翌日中に日本銀行本店に到著し得べき近距離に在るものを除き、其の他遠隔の地に在るものは電信を以て毎日拂込の旨を本店に報告し、領收證書は五及十の日に取纒め郵送することに改めたり。

明治三十二年三月二十九日改正の命任書には『公債募集金、整理公債條例第六條第二項ニ據ル公債證書發行代金及大藏省證券發行代金其他公債ノ募集ニ由リ政府ニ收入スヘキ金額ハ納入告知書若クハ納入令達書ニ依リ中央金庫ニ納付スヘシ』と規定したり。蓋し實際に處する詳細の手續は、之を時々の令達若くは日本銀行の事務規程等に讓り、命任書に於ては單に其の大體を示したるに過ぎざるなり。故に此の改正規定は之を舊命任書の規定に比し字句詳略の差ありと雖も、全く其の實質を同うするものなり。而して今回の改正に因り、從來各種公債に對し時々に令達したる命任書の多くは茲に廢止せられ、爾後募集したる第一回乃至第五回發行國庫債券及臨時事件公債等も亦、皆此の規定に依りて取扱はれたり。又臨時事件公債の拂込金及延滯利子等を金庫に納付する手續、並に國庫債券代用納付に對する超過金拂戻に關する整理方は、該公債の募集に際し別に制定し、大藏大臣より之を日本銀行及中央金庫に令達したり。

後明治三十九年六月二日に至り、國債事務並に大藏省證券事務取扱に關する命任書の改定（同年七月一日より施行）あり。此の國債事務命任書は其の第五條に『國債ノ募集其ノ他ノ起債ニ付テハ其ノ時時命任スル所ノ規定ニ從ヒ之ヲ取扱フヘシ』とし、起債金の納付方等に就ては別に規定する所なく、一に之を時々の命任に讓りたり。之れ蓋し國債の起債は種々其の方法を異にする場合あるを以て、起債金の納付方に就ても豫め條文を掲げて之を劃一に羈束せんよりは、寧ろ時宜に應じ之が手續を示すの勝れるに如かざるを認めたればなり。然れども大藏省證券の如きは發行の方法單純なるものにして、他の國債に於けると稍々其の趣を異にするが故に、其の命任書第六條に『大藏省證券發行代金ハ納入令達書ニ依リ之ヲ中央金庫ニ納付スヘシ』と規定せり。

斯くの如く一般的命任書に於て、起債金の納付方は時々の命任に依るべきものと爲したる結果、明治四十三年二月中募集のことを發表したる第一回四分利公債に就ては、其の募集事務取扱方第六條に『四分利公債募集金ハ十日毎ニ取纒メ其ノ收入金額ヲ記載シ之ヲ本大臣ニ報告シ納入告知書ニ依リ之ヲ中央金庫ニ納付スヘシ』と規定したりしが、現金運轉上の都合に由り、同年三月五日更に第一回四分利公債納付金の手續を定め、日本銀行に令達して、拂込金は本店受入に係るものは其の受入の即日、支店・出張所・代理店及派出所受入に係るものは本店に於て回送受入に隨ひ、直に假納として中央金庫に納入し、拂込金額確定の上本納の手續を爲すべきものとし、尋いで同月二十八日此の手續を第二回四分利公債募集金に準用する旨を令達せり。爾後の募集金拂込に就ても大體右の手續に準ずるものとす。

大正十一年四月會計法及國債ニ關スル法律』の改正實施せられ、且つ國債規則の新に制定せらるるに及び、從前の國債事務取扱命任書に代ふるに、新に大藏省令第三十二號を以て日本銀行國債事務取扱規程の制定あり、其の第二章に於て起債金の收入に關する基準的手續を規定し、唯特殊なる事項に限り其の時々の命令に依るべきことを定めたり。今同規程中募集金收入に關する箇條の主なるものを掲ぐれば次の如し。

第四條　日本銀行ハ國債ノ發行ニ依ル收入金及國債元利拂資金ノ收支ヲ日本銀行國庫金取扱規程第七十條ノ國庫金總括帳ニ記入シ同第八十六條ノ國庫金貸借對照表ニ之ヲ編入スヘシ

第十二條　日本銀行ハ國債ノ應募金額中拂込ノ完了シタルモノアルトキハ一箇月毎ニ其ノ國債ノ名稱、記號、國債額及拂込金額ヲ大藏省ニ報告スヘシ

第十三條　日本銀行ハ國債ノ應募金額中拂込ノ延滯ニ因リ失效トナリタルモノアルトキハ其ノ國債ノ名稱、記號、國債額及之ニ對スル拂込濟金額ヲ大藏省ニ報告スヘシ

第十四條　日本銀行ハ國債ノ發行ニ依リ應募拂込金又ハ發行代金、應募申込保證金、延滯利子其ノ他ノ收入金ヲ收入シタルトキハ國債募集金トシテ受入レ整理スヘシ

第十五條　日本銀行ハ國債ノ發行ニ依ル收入金ノ出納ヲ整理スル爲國債募集金受拂帳ヲ備フヘシ

前項ノ帳簿ニハ國債ノ名稱及記號別ニ應募拂込金又ハ發行代金、應募申込保證金、延滯利子及代用拂込超過額ニ區別シタル口座ヲ設ケ國債募集金ノ受拂額ヲ記入スヘシ

第十六條　日本銀行ハ國債ノ發行ニ依ル收入金納付ノ爲歳入徴收官ヨリ納入告知書ノ交付ヲ受ケタルトキハ國債募集金ヨリ拂出シ歳入金トシテ受入レ整理スヘシ但シ大藏省證券及融通證券ノ發行ニ依ル收入金ニ付テハ大藏大臣ノ納入命令書ニ依リ納付ノ手續ヲ爲スヘシ

第十八條　日本銀行ハ毎日國債募集金ノ出納ニ關シ第一號書式ノ國債募集金出納報告表ヲ調製シ之ヲ大藏省ニ提出スヘシ

次に外國市場に於て募集したる公債の拂込金に就ては、其の都度之を規定したるが、其の方法は毎回概ね同樣にして、卽ち契約の條項に從ひ引受シンヂケートより日本銀行在外代理店に拂込ましめ代理店に於てはシンヂケートより拂込を受くるや直に之を本店に電報し、本店は卽時之を大藏大臣に報告し、同大臣の納入告知書を受くるに從ひ、代理店の電報を現金と看做し中央金庫に（大正十一年新規程實施後は政府指定の會計の歳入に）拂込むものとす。但し明治三十八年七月第二回四分半利付英貨公債の募集金中、獨逸國に於ける分はシンヂケートをして日本帝國政府の勘定に於て、之を伯林駐箚の帝國公使に拂込ましめたるの例あり。

第二項　起債金の會計

凡そ起債金の會計は支辨費途の定まれるものあるを以て、概ね特別として一般の會計と區別し、假令然らざるも其の支出を爲すに當りては明に財源を甄別し、漫に他の費途に混用することなからしむるは固より言を俟たざる所なり。而して此等起債金の中、其の收支を特別會計に依り經理せらるるものは、當初は概ね各種別箇の特別會計を設置したりしが、明治三十二年四月に至り事業公債及鐵道公債特別會計を設置して、鐵道公債金・事業公債金・北海道鐵道公債金及臺灣事業公債金の四種は之を一括經理することとしたり。然るに大正八年四月に至り新に事業公債金特別會計を設置するに及び、前記事業公債及鐵道公債特別會計に於て經理せしし朝鮮事業公債金竝に特別會計の經理に依らざる電話事業公債金及樺太事業公債金等、各種の事業公債金の收支は總て一括して本特別會計に於て經理せらるることとなれり。今本特別會計設置に關する法律を掲ぐれば左の如し。

事業公債金特別會計法（大正八年三月二十五日法律第十五號）

第一條　各種ノ事業公債法ニ依ル公債金ノ會計ハ之ヲ特別トシ一般ノ歳入歳出ト區分スヘシ

第二條　公債金ヲ使用セムトスルトキハ之ヲ其ノ事業費ノ屬スル會計ノ歳入ニ繰入ルヘシ

第三條　公債金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルヘシ

第四條　本會計ハ公債ノ發行ニ依ル收入金、運用利殖金及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ第二條及第六條ノ規定ニ依ル繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

第五條　公債金ニシテ毎年度内ニ使用セサルモノハ遞次之ヲ翌年度ニ繰越スヘシ

本會計ノ毎年度歳出豫算ニ於ケル支出殘額ハ遞次之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第六條　公債金ハ之ヲ以テ支辨スル事業費毎ニ區分整理シ其ノ事業完了ノ後剩餘アルトキハ之ヲ其ノ事業費ノ屬シタル會計ノ歳入ニ繰入ルヘシ

第七條　政府ハ毎年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

附　則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

事業公債及鐵道公債特別會計法、朝鮮事業公債金特別會計法ハ之ヲ廢止ス

本法施行ノ際前項ノ各特別會計ニ屬スル公債金ハ之ヲ本會計ノ歳入ニ繰入ルヘシ

尋いで翌大正九年七月に至り、法律第九號を以て右法律に改正を加へ、其の名稱を公債金特別會計法と改め、單に事業公債に限らず、各種の經費支辨の爲めの公債金は、總て本特別會計に於て經理することとしたり。茲に於て二三特殊の公債を除き、總ての公債金は始めて一箇の特別會計の下に其の經理を統一せらるることとなれり。即ち本特別會計法に依れば、各種の經費に充當すべき公債金は先づ總て公債金特別會計の歳入に編入せられ、而して此の公債金を使用せんとするときに至りて、本特別會計より之を以て支辨すべき經費の屬する會計の歳入に繰入るるものとしたり。右改正法律の全文を掲ぐれば左の如し。

法律第九號（大正九年七月二十九日）

事業公債金特別會計法中左ノ通改正ス

「事業公債金特別會計法」ヲ「公債金特別會計法」ニ改ム

第一條　各種ノ經費ノ支辨ニ充ツヘキ公債金ノ會計ハ之ヲ特別トシ一般ノ歳入歳出ト區分スヘシ

第二條　公債金ヲ使用セムトスルトキハ之ヲ以テ支辨スヘキ經費ノ屬スル會計ノ歳入ニ繰入ルヘシ

第六條　公債金ハ之ヲ以テ支辨スヘキ經費毎ニ區分整理シ其ノ經費ヲ要セサルニ至リタル後剩餘アルトキハ之ヲ其ノ經費ノ屬シタル會計ノ歳入ニ繰入ルヘシ

第八條　本法ハ大正五年法律第四號ニ依リ發行スル公債ノ收入金ニ關シテハ之ヲ適用セス

附　則

本法ハ大正九年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

斯くて從來事業公債の名稱を存せざる爲め事業公債金特別會計の經理外に置かれし、高等諸學校

の創設及擴張費支辨の爲の公債金又は帝國鐵道會計法に依る公債金等も、右の改正の結果公債金特別會計に依りて經理せらるることとなり、且つ其の後に於て漸次制定せられたる電信事業公債法・道路公債法・關東州事業公債法・震災善後公債法其の他各種の法律に依りて發行せらるる公債金の收支も、總て本特別會計に於て統一經理せらるるに至れり。但だ本特別會計の經理は之を各種の經費の支辨に充つべき公債金の收支に限られたるが故に、國債整理基金特別會計法第三條に所謂『國債借換ニ依ル募集金其ノ他ノ收入金』・臨時國庫證券・米穀證券・大藏省證券等、經費の支辨を直接の目的と爲さざる諸公債並に借入金は、當然本特別會計の經理外に屬し、又大正五年法律第四號、大正三年臨時事件ノ經費支辨ニ關スル法律』に依り發行せらるる公債は、臨時特殊の性質を有するものなるが故に、特に臨時軍事費特別會計に於て經理せしむることと爲し、右改正法律第八條に於て之が除外例に關する規定を設けたり。

尙ほ各種公債金の所屬する特別會計の制度に關しては第三編會計制度に於て、又其の歲入歲出の事蹟に關しては第四編歲計の部に於て、夫々詳述する所あるを以て、玆には總て省略に從ふこととせり。

第四款　起債費

起債費とは主として取扱銀行に支給する手數料と、新に發行する證券類の製造費とを謂ふ。然れども外國債に在りては此の外に多少異なる費目を包含し、內國債に在りても或る特殊の費目なきにあらず。而して起債費の中、證券類の製造費並に外國債の募集に於て要したる手數料以外の諸費、其の他內國債に於ける特殊の費用に關しては、別に總說として敍述すべき事項なきを以て渾て之を省略し、其の重要なるものに就きては之を各論に讓り、本款に於ては專ら募集又は證券發行の手數料と大藏省證券等の手數料等に就きて、其の一般的事項の梗概を說かんとす。

內國債に在りては明治十一年中起業公債の募集に方り、其の取扱者たる第一國立銀行及三井銀行に對し、募集に關する一切の手數料として、發行證券の高に應じ一定の率（募集高の千分の三）を以て手數料を支給し、尋いで明治十七年に於て起債したる中山道鐵道公債、及金札引換無記名公債に就ても、各各事務の難易繁簡を量り支給率（一は募集高の千分の三、一は拂込金の千分の一）を定め、日本銀行に手數料を交付したり。爾來海軍公債整理公債を始めとして、各種公債の起債に方りては、其の債額に應じ各々一定の率を以て手數料を支給するを恒例とし、而も其の率たるや、募集の分と特別發行の分とを區別するの外、各種公債殆んど同一なりき。然るに明治三十七年以後國庫債券及臨時事件公債の募集あるに際しては、或は保證金額と割拂金額とに應じ、或は應募申込額と割拂金額とに對し、其の時々の狀況に依り定めたる率を以て手數料を支給し、同四十三年以後第一回及第二回四分利公債・朝鮮事業費國庫債券・鐵道債券・五分利國庫債券・臨時國庫證券の募集に方りては、取扱手數料の外引受料等を支給し、又は之に充つる爲め特に手數料の增率を爲したることあり。又代償發行及證券交換發行に在りても、其の手續の繁簡相等しからざるものあるを以て、實際起債の場合に臨み適宜之が支給率を定めしが、明治四十三年度以降は、國債の募集等に關し取扱上格段の手數料を要すべき場合を除く外、總て毎年度年額を以て支給する國債事務取扱手數料（第七節第四款參照）の中に、起債に關する手數料をも包含せしむるものと爲したり。是に於て代償發行及證券交換發行は勿論、特別發行等の如きも通常の

場合別に手數料の支給を要せざるに至れり。

外國債は其の發行の方法異なるが故に、其の引受人に支給する手數料の率も亦內國債と同じからず。而して第一回四分利付英貨公債の募集以後は、每回シンヂケート其の他の引受人に於て、契約に定めたる手數料金額を應募者の拂込金中より控除することと爲せしに由り、外國債に就ては特別のものを除く外、歲計上起債費としての手數料の支出を見ざるに至れり。

大藏省證券に就ては、初め發行手數料と元利拂手數料とを合せ、支拂高に應じ一定の率を以て支給するの例なりしが、明治四十三年度以降總て手數料を支給せざることに改めたり。又鐵道證券の發行に對しては別に或る割合を定めて手數料を支給せり。

起債費の支出科目は起業公債・中山道鐵道公債及整理公債にありては、各々其の公債金の會計中に一科目を設け、之を該募集金中より支出したるも、他は概ね歲出臨時部公債證書製造及發行費の科目を以て支出するを例とし、國債整理基金特別會計設置以後は之を同基金より支出したり。而して其の支拂請求期に關しては、明治二十三年三月二十九日付日本銀行命任書第十九條中に『發行手數料ハ發行ヲ終リタル後請求スヘシ』と定めしが、後同三十二年四月二十二日付令達を以て之を廢止して、更に『公債證書發行手數料ノ請求期ハ公債證書ノ發行ヲ終リタル後トス但シ一回ノ募集ニシテ證書ノ發行兩年度ニ跨ルトキ前年度所屬ノ手數料ハ其ノ年度經過後直チニ請求スルコトヲ得』と定め、尋いで、同四十三年十二月十九日付令達に於ては、之を國債事務取扱手數料等と共に概括的規定に改め、單に手數料及遞送費其の他の雜費は、其の全部又は一部の金額確定に從ひ隨時請求すべきこととなしたり。

第五節　證券及登錄

第一款　證券の種類及樣式

國債證券は個々の國債權の關係を表證する手段たるべき證書にして、從來發行したる所に見るに之を大別して、公債證書・國庫債券・鐵道債券・鐵道證券・臨時國庫證券・米穀證券及大藏省證券の七種と爲すことを得べし。抑々明治前半期に在りては各々條例又は法律の定むる所に從ひ、其の發行する證券に固有の名稱を冠するを常と爲したれども、明治二十九年十月に至り大藏大臣は整理公債條例第五條規定の範圍內に於て、證券の名稱及樣式統一の議を決し、先づ鐵道事業及北海道鐵道の三公債に就て、大日本帝國政府五分利公債證書なる一種共通の證券を發行し、爾後新に起債する五分利付長期內國債には、都て此の證券を用ふることとしたり。然るに此の五分利公債證書の償還期限は五十五箇年の長期なるが故に、金融市況の如何に因りては發行に適せざる場合少からざるを以て、政府は此の不便を除く爲に新に國庫債券なる短期の國債證券を創設したり。明治三十七八年發行國庫債券・煙草專賣法國庫債券・朝鮮事業費國庫債券（鐵道債券も亦之に類するものなり）等は卽ち之なるが、更に大正中期以後に及び新に五分利國庫債券を創始し、此等從來の各種短期國庫債券に代へて其の統一を圖ることと爲したり。其の他大藏省證券の如きも明治四十二年三月を以て、從來其の根據法に依りて異にしたる樣式を統一するに至る等、證券統一の業は漸次完成し、一面には國債取扱の便宜を齎し、他面には證券流通の圓滑を來たしたること蓋し鮮少ならずとす。斯くして大正十一年四月國債規則

の改正に當りては、國債種別及證券名稱に關する從來の區別を廢止し、單に國債證券の稱呼を以て國債の名稱と爲すに至り、曾て二十餘種を以て數へられたる我內國債の種類は、大正末年の現在に於ては、其の國債名稱より云へば五分利公債・特別五分利公債・甲號五分利公債・第一回及第二回四分利公債・鐵道債券・五分利國庫債券・臨時國庫證券・大藏省證券及米穀證券の十種に、證券樣式の種類より云へば五分利公債證書・四分利公債證書・鐵道債券・五分利國庫債券・臨時國庫證券・大藏省證券及米穀證券の七種に過ぎざることとなれり。此等各種證券の樣式は其の種別の異なるに從ひて一樣ならず、其の形狀・紙幅・圖畫・紋樣・著色等の點に於て各々其の趣を異にしたり。其の異同の詳細に就ては本編附載の寫眞を參照すべし。

次に國債證券の額面金額の種類も亦、國債の性質及發行の時代に依りて多少の異同ありと雖も、內國債に於ける利札付證券の最大なるは一萬圓にして、最小なるは十圓とす（金祿公債は條例上額面五圓を最小とせしも、實際に於て之を發行せざりき。又現行國債規則第十條の規定に依れば其の種類は一萬圓・五千圓・一千圓・五百圓・百圓・五十圓・二十五圓の七種とす）。又英貨公債に在りては最大千磅最小十磅、佛貨公債に在りては最大五千法最小五百法、米貨公債に在りては最大千弗最小百弗なりとす。大藏省證券其の他割引の方法を以て發行せらるる融通證券は、額面十萬圓を最大とし百圓を最小とす。但し近時の發行に於ては概ね千圓以上にして、五百圓以下の小額券は殆んど實用なきものの如し（現行國債規則第十條の規定に依れば割引の方法に依り發行する證券の額面種類は十萬圓・一萬圓・一千圓・五百圓・百圓の五種とす）。米穀證券の額面は特別の方法に依りて定めらるるを以て其の額面不定なり。

從來內國に於て發行せられたる證券には、記名式なるものあり、無記名式なるものあり、又無記名式を原則として記名の特別式を認むるもの等を存せしが、大正十一年四月「國債ニ關スル法律」の改正實施以後は、最後のものに一定せられたり。又外國發行のものは總て無記名式なりとす。而して法定記名式のものは姑く之を措き、任意記名式の證券と雖も、固より無記名式のものと證券の樣式を異にする所なく、單に證券及利札面に記名の二字を朱記するに止まるものなり。

凡そ利息付國債に在りては其の證券に利札を附し、無利子舊公債證書には賦札を添付したり。利札面には證券額面金額に對する當該期利子金額を揭記するものにして、從來計算上厘位未滿の端數あるときは之を四捨五入するを例としたり。然るに明治四十年法律第三十一號を以て國庫出納上一錢未滿の端數計算に關する件の制定あり、之が適用に就て大正三年一月大藏省議の決定を經て、同年五月六日理財局長は、證券の利札面に表示すべき利子金額に一錢未滿の端數を生ずる場合全額一錢未滿のものは之を五厘とし、其の他は錢位に止め、厘位の刷入は之を省略することとなし、且つ既發行證券の利札に厘位の端數刷入しあるもの、又は國債の償還等に際し其の金額に厘位を生ずる場合の支拂に就ては、證券利札一枚每に（甲種登錄國債に就ては一口座每に）厘位切捨（全額一錢未滿のものを除く）の計算に依るべき旨を依命通牒したり。是に於て國債證券の利札面に於ける利子金額には、厘位の端數刷入なきものあるに至れり。尋いで大正五年法律第二號國庫出納金端數計算法の施行以後は更に全額一錢未滿のものは之を一錢とすることとなれり。尙ほ玆に一言附記すべきは所謂添付利札なりとす。卽ち政府債務の確定日に依りて、證券個々に初期端數利子を異にするものに在りては、其の利札は證券と同一紙に印刷せず、其の利札のみ別に印刷し、發行のとき證券に添付せしむるものなり。添付利札は固より附屬利札と樣式等に於て異なる所なきも、唯其の番號は證券及附屬利札と必

ずしも一致するものにあらず。尚ほ割引證券は固より無利札にして、其の樣式は發行日・割引步合・償還日等を記載し、宛も民間流通の約束手形に似たるものなり。

證券には一二の例外を除き發行年及記號を揭記するを通常とす。而して外國債の證券には其の發行年は西曆を用ふるの例なり。又從來內國債證券には割印を押捺し、大藏省證券には會計年度を標記するの例なりしが、何れも大正十一年四月（大藏省證券は五月）以降之を廢止したり。

右の外證券に關聯して假證券・繼足利札・記名紙等記述を要すべきものなきに非ざれども、多く枝葉に亙るを以て玆には之を省略す。

第二款　證券の發行

第一項　發行の手續及證券臺帳

內國に於て國債證券を發行するに當りては、當初は大藏省より之を地方廳に回付し、之をして債權者に交付せしめたるが、明治二十二年一月以降起業公債及七分利付外國公債を除く外、各種國債に關する事務の取扱を擧げて日本銀行に命任するに及び、證券發行の手續も其の命任書に於て之を定め尚ほ各種國債に關する特別なる手續は其の都度令達する所あり、之に應じて日本銀行事務規程又は特定の規則中之が取扱の細則手續を定むるを例とす（第三節第二款參照）。

國債證券の發行に就て重要なるは其の臺帳の設備なりとす。當初大藏省國債局には番記號帳を備へ置き、發行より償還に至る迄の顚末は勿論、賣買に因る轉換の事實をも之を登記し、總て證券の增減異動を明にすることを期し、尚ほ各地方廳に於ても所管の證券に對する番號記帳を設備したり。又之と共に大藏省記錄局には別に割印臺帳の設備あり、卽ち前述の番記號帳に登記したる後、更に證券を此の割印臺帳に割印して之を地方管廳に送達することとせり。斯くの如く當初は大藏省に於て國債局と記錄局とに各々臺帳を存せしが、明治二十二年一月以降國債に關する事務を擧げて日本銀行に命任するに及び、從前國債局に設備せる番記號帳は悉皆之を同行に引繼ぎ、國債局に在りては記錄局設備の臺帳を兼用することと爲し、尋いで記錄局の廢止に及びて、該臺帳は專ら國債局の管理する所となれり。明治三十九年五月國債規則を制定公布するや、其の第六條に於て大藏省に國債臺帳を置き、證券を發行するときは之に契印する旨を規定せしが、此の國債臺帳は卽ち記錄局時代より備ふる所の割印簿を繼承するものなり。尋いで同年六月二日大藏大臣は國債事務及大藏省證券事務取扱命任書を日本銀行に交付するや、國債事務命任書第六條に『其ノ行ハ本店ニ帳簿ヲ備ヘ置キ國債證券ノ名稱、發行額、額面金額ノ種類、枚數、記號、番號、發行年月日及元金ノ償還其ノ他總テ證券ニ關スル事故ヲ登記シ其ノ顚末ヲ明ニスヘシ』と定め、大藏省證券事務命任書第七條にも亦之に準じたる規定を設けたり。玆に所謂帳簿は卽ち曩時國債局より引渡したる番記號帳を繼承し、取扱銀行に於ける證券の臺帳たるものにして、大藏省に備ふる臺帳（割引發行證券に就ては其の副紙を以て臺帳に代ふ）と兩々相須ちて其の效用を全うするものなり。大正二年五月大藏省國債局に於ける工場を廢止し、其の管掌に屬せし事務を日本銀行に移すことと爲せし結果、從來同工場に備へ置きたる國債證券臺帳及大藏省證券副紙等は總て之を同行に引繼ぎたり。斯くて爾後日本銀行は國債證券臺帳及國債證券記番號帳の兩種の帳簿を管守することとなれり。而して此の證券臺帳の引繼に際し、國債事務命任書

及大藏省證券事務命任書を改正したりしが、右命任書中に於ては日本銀行に備ふる所の國債證券臺帳は、其の契印したる證券全部の元金及利子の消滅時效完成すべき時期後五箇年を經過するまで之を保存すべく、臺帳は事變を避くる爲にする場合を除く外、大藏大臣の認可を經るに非ざれば之を本店外に持出すことを得ざるものと規定したり。

大正十一年四月改正國債規則公布の結果、同月大藏省令第三十二號を以て日本銀行國債事務取扱規程を公布し、前述の證券臺帳に關する規定は、之を本取扱規程中に設けたり。而して本規程に於ては證券の契印は之を廢止したるを以て、國債の發行及銷却に關しては國債證券臺帳のみの設備を以て足ることとなりしが、此の國債證券臺帳に關しては其の第二十四條に於て規定を設けたり。今之に依れば、日本銀行は其の本店に國債證券臺帳を置き、國債證券の發行及銷却を登記すべきものにして、本臺帳の樣式及記入の方法は大藏大臣の認可を經て日本銀行之を定むべく、本臺帳は其の保全の爲め必要ありと認むる場合を除くの外、之を日本銀行本店外に搬出することを得ず、且つ之に登記したる國債證券全部の元金及利子の消滅時效完成後五箇年を經過するまで、之を保存するを要するものとす。

次に外國に於て發行する公債證書は彼の地に於て製造し、直ちに之を發行銀行に交付するものとす。而して此の證券には何れも契印を爲さざるを以て、臺帳の設備を要せざるものなれども、日本銀行及倫敦代理店に於ては命任書の規定に依り之が臺帳を備へたり。

第二項　證券の枚數

凡そ內國に於て發行したる各種國債證券の枚數は、明治前半期に在りては或る一二の公債中、額面金額種類の變換に因り多少の增減異動を生じたるの外、概して償還に至る迄異動を見ることなかりしも、後半期以後に在りては分割併合及登錄等の事由に因り常に增減異動を免れず。之に反して外國に於て發行したるものは、償還に至る迄終始其の變更なきを常とす。

證券の發行枚數の多寡は、國債の性質及起債當時の事情に因り自ら定まる所ありと雖も、概して時代の推移に伴ひ小券面より大券面に移り、總體の枚數は逐年其の割合を減少するの傾向あり。單り明治三十七年以後の數年間は一時小券增加の特例を示したるが、之れ畢竟曠古の大戰役に際し國民の愛國的應募を期待せる國庫債券の發行ありしに職由するものなり。今玆に內外國債に就き、其の當初發行枚數を國債の種別及證券の額面金額種類に區分し、且つ其の額面高及平均額面高を表出せん。但し內國債に於ては大正五年度以後發行の五分利公債・五分利國庫債券・鐵道債券・朝鮮事業費國庫債券及臨時國庫證券の當初發行額の明細不明に付き、姑く大正四年度迄に發行せられたるものに限る（割引發行證券及舊鐵道會社社債を除く。又舊韓國政府起業公債及尊攘賜金公債には流通證券の發行なし）。

（一）內國債

國債種別	一萬圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	三百圓券	百圓券	五十圓券	二十五圓券	十五圓券	十圓券	枚數合計	額面高	平均一枚の額面高
新公債	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	円	円
舊公債	—	—	—	四、八一六	八、五七四	二六、二九二	四八、一四二	九六、二五二	—	一八四、〇七七	一三、四三三、八二五	六七、四八七
金札引換公債	—	—	—	四、八一四	七、九七九	二三、七六〇	三九、六三〇	七二、五八一	—	一四八、七六四	一〇、九七三、七二五	七三、七九九
秩祿公債	—	一、二三二	—	三、八八〇	—	二九、八六九	一〇、二二七	—	—	四五、二〇七	六、六六九、二五〇	一四七、五二七
金祿公債	六、〇一八	二三、九〇四	八六、七七九	一二八、〇一六	四、六六二	三九、九七九	一二八、四六〇	二〇九、八五四	—	五九三、四〇三	一、三四四、〇六一	一、七二、八四四、五九五	一二九、三四三

第八編

| 國債 | 第二回利付公債 | 第一回利付公債 | 朝鮮鉄道債券 | 朝鮮鉄道債券 | 朝鮮鉄道債券

五分利公債			
名稱	記號	額面	價額
ふけまやくにのふうむらぬはゐのをあう	恩賜	金六千萬圓	金九千六百萬圓
第五回債券及登錄	第一回債券	金五千萬圓	金四千九百萬圓
	第二回債券	金一億圓	金九千八百萬圓
	第三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第五十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第五十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第五十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第五十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第五十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第五十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第五十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第五十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第五十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第五十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第六十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第六十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第六十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第六十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第六十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第六十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第六十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第六十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第六十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第六十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第七十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第七十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第七十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第七十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第七十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第七十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第七十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第七十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第七十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第七十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第八十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第八十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第八十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第八十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第八十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第八十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第八十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第八十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第八十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第八十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第九十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第九十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第九十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第九十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第九十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第九十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第九十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第九十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第九十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第九十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百二十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百二十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百二十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百二十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百二十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百二十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百二十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百二十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百二十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百二十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百三十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百三十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百三十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百三十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百三十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百三十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百三十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百三十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百三十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百三十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百四十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百四十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百四十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百四十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百四十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百四十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百四十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百四十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百四十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百四十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百五十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百五十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百五十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百五十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百五十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百五十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百五十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百五十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百五十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百五十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百六十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百六十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百六十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百六十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百六十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百六十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百六十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百六十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百六十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百六十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百七十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百七十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百七十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百七十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百七十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百七十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百七十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百七十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百七十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百七十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百八十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百八十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百八十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百八十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百八十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百八十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百八十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百八十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百八十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百八十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百九十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百九十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百九十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百九十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百九十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百九十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百九十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百九十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百九十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第百九十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百二十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百二十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百二十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百二十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百二十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百二十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百二十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百二十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百二十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百二十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百三十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百三十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百三十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百三十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百三十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百三十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百三十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百三十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百三十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百三十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百四十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百四十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百四十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百四十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百四十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百四十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百四十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百四十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百四十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百四十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百五十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百五十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百五十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百五十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百五十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百五十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百五十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百五十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百五十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百五十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百六十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百六十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百六十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百六十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百六十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百六十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百六十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百六十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百六十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百六十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百七十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百七十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百七十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百七十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百七十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百七十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百七十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百七十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百七十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百七十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百八十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百八十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百八十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百八十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百八十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百八十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百八十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百八十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百八十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百八十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百九十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百九十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百九十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百九十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百九十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百九十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百九十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百九十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百九十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第二百九十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百二十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百二十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百二十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百二十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百二十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百二十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百二十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百二十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百二十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百二十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百三十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百三十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百三十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百三十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百三十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百三十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百三十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百三十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百三十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百三十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百四十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百四十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百四十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百四十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百四十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百四十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百四十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百四十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百四十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百四十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百五十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百五十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百五十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百五十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百五十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百五十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百五十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百五十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百五十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百五十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百六十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百六十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百六十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百六十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百六十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百六十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百六十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百六十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百六十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百六十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百七十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百七十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百七十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百七十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百七十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百七十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百七十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百七十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百七十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百七十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百八十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百八十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百八十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百八十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百八十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百八十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百八十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百八十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百八十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百八十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百九十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百九十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百九十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百九十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百九十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百九十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百九十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百九十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百九十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第三百九十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百二十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百二十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百二十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百二十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百二十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百二十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百二十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百二十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百二十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百二十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百三十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百三十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百三十二回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百三十三回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百三十四回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百三十五回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百三十六回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百三十七回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百三十八回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百三十九回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百四十回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百四十一回債券	金二億圓	金一億九千六百萬圓
	第四百四十二回債券	金二億圓	金一億九千

第八節　公債（上）

| | 利付公債 | 利付公債 | 利付公債

第一章　總說

第五節　證券及定條

(二)　外國債券

鐵道債券																		
第三十三回	第三十四回	第三十五回	第三十六回	第三十七回	第三十八回	第三十九回	第三十回	第三十一回	第三十二回	第三十三回	第三十四回	第三十五回	第三十六回	第三十七回	第三十八回	第三十九回	第四十回	第四十一回
九、三三、三七	四、六六、一	九、六六、一	一、三三、一	一、一一、一四	一、八、四四	一、〇、三五	一、六六、七七	一、四四、一一	一、三、四四	一、一一、一四	一、一一、一四	一、一一、一四	一、一一、一四	一、一一、一四	一、一一、一四	一、一一、一四	一、一一、一四	一、一一、一四
五	一	一	二、三三	一、一一、一四	二、八、二	一、〇〇、八、六七	一、七、三三	一、一一、一四	一、一一、一四	一、一一、一四	一、一一、一四	一、一一、一四	一、一一、一四	一、一一、一四	一、一一、一四	一、一一、一四	一、一一、一四	一、一一、一四
九、三三、七	一	一	一、八、四四	一、一一、一四	一、一一、一四	一、一一、一四	一、一一、一四

名稱	發行年	券五百磅	券二百磅	百磅券	券五十磅	磅二十五券	二十磅券	十磅券	合計	債額			不記證券均一價額
										英貨	邦貨換算額		
合計	明治三二	一、八五九枚	一枚	五、八〇一枚	二〇、〇〇〇枚	一枚	一枚	一枚	九、七一六、〇四四枚	九、四九九、八〇〇磅	九、二七四、五四四、八〇〇円		九九九・八六三
合計	明治三八	一、八五九	一、六四五、五三五	四四九、八七〇	二、〇〇〇	一、二二九、一六二	二、〇〇〇	一、〇八二、四五〇	一〇五、四九七、八四〇	一〇五、四九七、八四〇	一、〇二五、九九七、〇〇〇・〇〇〇		一、〇二五・九九七
債券	明治四〇	—	二八、五三三	八一、五九七	—	—	五五、七〇六	二、〇〇〇	六六、七八六	三四、九八八、八一〇	三四、〇〇四、四九七、六〇〇		三四・〇〇四・四九七
利付佛貨公債	明治四〇	—	二五、三〇〇	八九、九九九	—	—	四八、四七七	—	五六、三四七、六	三、九九八、四〇〇	三四、〇四一、七四〇		三四・〇四一・七四〇
利付米貨公債	明治四三	—	一〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	—	四九、九九九	—	一四九、九九九	一〇、九九九、九六〇	一〇七、五一一、八〇四、七四〇		一〇七・五一一・八〇四
利付米貨公債	大正一三	—	八、〇一五、〇〇〇	八四、八七〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇	—	—	一八二、〇〇〇	三五、〇〇〇、〇〇〇	三四四、〇五五、〇〇〇・〇〇〇		一、〇四〇・六九九
佛貨公債	明治四〇	—	四〇、〇〇〇	二六、〇〇〇	—	—	二〇、〇〇〇	五一、〇〇〇	一四、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	五九、五九一、〇〇〇・〇〇〇		五九・五九一
佛貨公債	明治四四	—	三、〇〇〇	二二、〇〇〇	—	—	一〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一九、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一九、五六〇、〇〇〇・〇〇〇		一九・五六〇
佛貨公債	四四	—	二、五〇〇	二〇、〇〇〇	—	—	二五、〇〇〇	六、七五〇	五六、七五〇	二、〇〇〇、〇〇〇	五六、七五〇、〇〇〇・〇〇〇		五六・七五〇
佛貨公債	四四	—	二、〇五〇	六六、〇〇〇	—	—	五五、〇〇〇	—	一四五、〇五〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一七、一五六、〇〇〇・〇〇〇		一一七・一五六
佛貨公債	四四	一、八五九	一六、四五、五三五	四九九、九七七	四、〇〇〇	三、〇〇〇	一、六一六、二二	二、〇〇〇	一、八〇四、五〇五	一〇五、四九七、八四〇	一、〇〇五、九九七、〇四四、七四〇		一、〇〇五・九九七・〇四四・七四〇

（ロ）佛貨公債

名稱	發行年	五千法券	二千五百法券	五百法券	計	債額 佛貨	債額 邦貨換算額	證券一枚に付る不均一額
四分利付佛貨公債	明治四三	二、二三三枚	三、一四〇枚	六、六三三枚	六、八九七枚	四七、七八五、〇〇〇法	一、三、二六七、〇九九・〇〇〇円	二九・〇四六

（ハ）米貨公債

名稱	發行年	千弗券	五百弗券	百弗券	計	債額 米貨	債額 邦貨換算額	證券一枚に付る不均一額
六分利付米貨公債	大正一三	二四二、七〇〇枚	二、〇〇〇枚	二、〇〇〇枚	二、七、七〇〇枚	一五〇、〇〇〇、〇〇〇弗	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	二、八四〇・〇〇六

第一章　總說　第五節　證券及登錄

年度	一萬圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	三百圓券	百圓券	五十圓券	二十五圓券	十五圓券	十圓券	合計	額面高	不均一額面一枚の
明治五	—	— 枚	— 枚	九、六〇〇枚	一、六、五三五枚	五〇、〇〇〇枚	八、七、七二枚	一六、八、八四四枚	— 枚	— 枚	三三、一、八四一枚	一四四、九九九、五五〇円	七〇・二九〇
六	—	—	四一	一〇、二四四	一、六、五三五	五四、一四三	九五、四四四	一六、八、八四四	—	—	三四、九、一八九	一四四、九九九、五五〇	七一・一四四
七	—	—	一、〇四一	一〇、五五五	一、七、一〇〇	一四、八九九	二、二二、二二二	二、二二、二二二	—	—	五〇、六、一四一	四一、九六一、〇〇〇	六五・一四〇
八	—	—	一、〇五六	一〇、一四一	二〇、七四七	九五、四〇八	二、二二、七四四	三、七七、一〇六	—	—	七五、四四一	四一、九四一、〇四〇	五八・四九九
九	—	—	一、〇二二	一一、四〇九	二〇、五六五	九〇、九三二	一〇〇、五六一	三四四、一四二	—	—	六六、六六八	四〇、九九九、一〇〇	六〇・一二四
〇	—	六、〇一八	二四、九五五	九、五〇〇	一六、八五六	三四三、七七四	三四〇、〇三八	四八四、八九五	—	五六、〇四一	二、〇〇〇、〇四〇	一〇六、一二〇	一〇六・一二〇
一	—	六、〇一八	二四、八四一	一一〇	一六、八〇〇	三五九、〇四九	三四九、五二二	四六四、六一八	—	五六、〇四一	二、〇〇六、〇四四	一一六、一七七、五七〇	一〇六・七四四
二	—	六、〇一八	二四、〇四四	一一、一八七	一六、七七七	三五〇、〇三三	三四、一〇一、五五	四四〇、〇六四	—	五六、〇六三	二、〇〇六、一一九	一一六、〇〇六、七七〇	一〇六・七七七
三	—	六、〇一八	二四、〇四四	一一、一七七	一六、七七七	三五〇、〇一四	三四、五五〇、〇五六	三八一、六六八	—	四四四、〇四一	一、八一〇、〇一四	一一四、四四四、〇四〇	一一四・四四〇
四	—	六、〇一八	二四、〇四四	一一、一八七	一六、七七七	三五九、八九九	三四四、四六六	三四四、九一三	—	四四四、〇四一	一、八一〇、〇一四	一一四、四四四、〇四〇	一一四・四四〇
五	—	五、九九三	二四、八四一	一一、一八七	一六、七七七	三五九、一七五	三四九、九五八	三四〇、〇四四	—	四四四、〇四一	一、八一〇、〇一四	一一四、四四四、〇四〇	一一四・四四〇
六	—	五、九四八	二四、七四四	一一、一八七	一六、七七七	三四七、六七一	三四、六六六	三一、七四四	—	四四〇、六六五	一、四八、七五五	一一一、四四一、五五〇	一一一・四四一
七	一	五、九四八	二四、七四四	一一、一八七	一六、七七七	三四五、八四八	三四、四〇六	三〇、八〇三	—	四三、八七四	一、四一、八七四	一一四、一四〇、四四四	一一四・一四〇
八	—	五、九〇一	二四、七四四	一一、一八七	一六、七七七	三四四、一三六	三四、〇六六	二九、八九九	—	四三、八六七	一、四一、八六七	一一四、〇四一、四四四	一一四・〇四一
九	—	五、八九九	二四、七四四	一一、一四四	一六、七七七	三四三、一二六	三四、〇四〇	二九、六六六	—	四〇一、六八七	一、四〇一、六八七	一一四、〇〇一、四四四	一一四・〇〇一
二〇	—	八、一四三	二四、七四四	八、九一〇	一六、七七七	三四三、一〇五	三四八、三四六	二九、〇七七	—	四〇一、九九一	一、四〇一、九九一	一一四、〇〇一、四四四	一一四・〇〇一
二一	—	九、三三三	二四、六六一	六、九七四	一六、七七七	三四三、九六一	三四、一四四	二九、〇七七	—	四〇〇、九七〇	一、四〇〇、九七〇	一一四、〇〇〇、四四四	一一四・〇〇〇
二二	—	一〇、二九四	二四、六六一	四、七五五	一六、七七七	三四三、九六一	三四、〇〇一	二九、〇七七	—	八、九七〇	九、九七〇、〇〇〇	一一四、〇〇〇、〇〇〇	一一四・〇〇〇

第一章　總說　第五節　證券及登錄　三八七

夫に各年度末現在發行枚數を額面別に表示すれば左の如し。但し明治二十六年度以前は毎年十二月末日現在に據るものとし、又割引發行の證券及舊鐵道會社社債は之を除く。

年度	十萬圓券	一萬圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	三百圓券	百圓券	五十圓券	二十五圓券	計	債額	平均一枚の債額
大正五	一枚	一〇〇〇六枚	一八九四枚	四四三九三枚	二三五六四枚	二八七四枚	五四〇〇四五枚	二三六〇〇〇枚	一二三四三枚	一五三三八五枚	八八四六一三五円	五四〇・六〇八
六	二二	二〇〇〇五五	二三一二六	五四四八六六	二五〇一三三	二八七五	六四八一二七八	二三五一三三	二二一九五五	一七六六八一九	六二一・〇九九
七	四六	三二一五九九	二八五三七	六〇四一二九	二六〇一一〇六	二八七五	七三一六六五五	二四五五五五	二四一七四四	一九四〇一五四	六四四・五九九
八	三六	三六一二四九	三六一四四三	六六二一八〇	三三一六六二	二八六九	四三八八四〇	一九〇一二四四	一九六〇一三九六	一八六〇三九六八	五四八・〇六八
九	二三四	五六七四四	三七四四三	六七〇七九八	三六四九九九	二八六九	一一四〇一三三五	四九九五六六	二〇八七六三	三一五二七四一	一八九〇六六八一一五五	五九九・五九五
一〇	？	？	？	？	？	？	？	？	？	？	？	？
一一	？	？	？	？	？	？	？	？	？	？	？	？
昭和一二	二〇九九	一〇七六六六	三六一六四一	五九〇九九八	四八三一三三	—	一九九四四六三	六三八一八六	三五一八五五	四一九七四四三	五九七・〇七七
一三	二〇八六	二二四一九一	三六一〇六四	五八四八四〇	四八一〇一三	—	一九六一九六〇	四六四一三六六	二二五〇〇	三五一〇一三六〇	五七一・八四一
一四	—	二三七一八四	三九一三四八	五八一四一八	四三四七八八	—	一九六〇一三八	四四四一二七七	二二七一六六	三三四〇〇九	五七一・七八八
昭和一五	—	二三一〇一三	三七七六五五	五八六四三三	三九六一八一	—	一九八六一三三	四〇九七四八	二二六一四四	三一六九七六六	八〇八・〇〇四
大正四四	八八一	二二四〇四	三八一八一	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
四五	一一八八	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
四六	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
四七	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
四八	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
四九	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
五〇	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
五一	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
五二	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
五三	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
五四	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
五五	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
五六	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
五七	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
五八	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
五九	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
六〇	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
六一	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
六二	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
六三	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
六四	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
六五	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
六六	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
六七	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
六八	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
六九	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
七〇	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
七一	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
七二	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
七三	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
七四	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
七五	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
七六	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
七七	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
七八	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
七九	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
八〇	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
八一	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
八二	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
八三	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
八四	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
八五	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
八六	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
八七	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
八八	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
八九	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
九〇	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
九一	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
九二	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
九三	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
九四	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
九五	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
九六	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
九七	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
九八	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
九九	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一〇〇	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一〇一	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一〇二	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一〇三	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一〇四	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一〇五	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一〇六	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一〇七	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一〇八	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一〇九	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一一〇	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一一一	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一一二	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一一三	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一一四	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一一五	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一一六	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一一七	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一一八	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一一九	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一二〇	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一二一	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一二二	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一二三	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一二四	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一二五	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一二六	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一二七	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一二八	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一二九	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一三〇	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一三一	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一三二	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一三三	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一三四	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一三五	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一三六	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一三七	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一三八	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一三九	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一四〇	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一四一	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一四二	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一四三	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一四四	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一四五	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一四六	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一四七	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一四八	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一四九	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一五〇	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一五一	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一五二	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一五三	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一五四	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一五五	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一五六	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一五七	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一五八	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一五九	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一六〇	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一六一	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一六二	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一六三	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一六四	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一六五	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一六六	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一六七	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一六八	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一六九	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一七〇	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一七一	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一七二	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一七三	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一七四	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一七五	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一七六	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一七七	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一七八	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一七九	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一八〇	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一八一	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一八二	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一八三	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一八四	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一八五	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一八六	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一八七	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一八八	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四
一八九	八八一	二二一八四	三八一八四	四四四〇四〇	三四四〇四四	—	一四四〇一四四	一四一一四四	一一四四	一四四〇一四四	四四四・四四四

（備考）一、大正八年度迄合計債額に五圓以下の端數あるは、舊公債の債額を本表に於ては未拂賦札債額合計となしたるに由る。
二、大正六年度以降十三年度迄は臨時國庫證券（割引發行とも）を含む。
三、大正九年度は大藏省證券を含む。
四、大正十年、十一年兩年度は震災の爲め資料焼失し詳細不明。

次に外國債の各年度末（但し明治二十九年度前は十二月末日）の現在發行枚數を表示すれば左の如し（未賞公債は大正十三年度發行以後若干の償還額あれども、回收證券の調査を缺くを以て、茲には之を省略す）。

（二）英貨公債

年度	千磅券	五百磅券	二百磅券	百磅券	五十磅券	二十五磅券	二十磅券	十磅券	合計	額面高	の平均額面一枚
明治三	二〇〇枚	四〇〇枚	一枚	六、〇〇〇枚	一枚	一枚	一枚	一枚	六、六〇〇枚	一、〇〇〇、〇〇〇磅	一五一・五一磅
四	二〇〇	四〇〇	—	六、〇〇〇	—	—	—	—	六、六〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一五一・五一
五	二〇〇	四〇〇	—	六、〇〇〇	—	—	—	—	六、六〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一五一・五一
六	九〇	二、三六〇	—	一一、四〇〇	—	—	—	—	一四、七四〇	三、三〇〇、〇〇〇	二二四・八八
七	九六〇	二、三三〇	—	一〇、八〇〇	—	—	—	—	一四、〇八〇	三、二〇〇、〇〇〇	二二七・二九
八	九二四	二、二四〇	—	一〇、〇八〇	—	—	—	—	一三、三四四	三、〇五一、〇〇〇	二二〇・四四四
九	八七七	二、一七六	—	九、三三三	—	—	—	—	一二、三六六	二、九六〇、七〇〇	二三四・〇〇
一〇	八四九	二、〇七一	—	八、六二二	—	—	—	—	一一、三三二	二、七四五、七〇〇	二三八・〇九四
一一	八〇九	一、九六四	—	七、八九九	—	—	—	—	一〇、六六〇	二、五六六、九〇〇	二四二・六四四
一二	七六六	一、八九〇	—	七、一一〇	—	—	—	—	九、六六六	二、四四三、〇〇〇	二四八・一五五
一三	七三六	一、七七四	—	六、三三七	—	—	—	—	八、八五七	二、二三六、七〇〇	二四四・七九
一四	六三二	一、六九四	—	五、五七七	—	—	—	—	七、九三三	二、〇六四、七〇〇	二六一・七六六
一五	六〇八	一、六〇〇	—	五、四〇〇	—	—	—	—	七、〇〇八	一、九四〇、〇〇〇	二六一・五五五
一六	五七六	一、五四〇	—	五、一六〇	—	—	—	—	六、七七六	一、八〇七、六〇〇	二六一・五五
一七	五四九	一、五一一	—	四、九七九	—	—	—	—	六、五二九	一、七四七、一〇〇	二六一・五〇
一八	五二〇	一、四八〇	—	四、七四〇	—	—	—	—	六、二六〇	一、六八六、〇〇〇	二六一・五六
一九	四九一	一、四五三	—	四、五一一	—	—	—	—	五、九六五	一、六三一、一〇〇	二六一・七九
二〇	四六八	一、四二六	—	四、三四八	—	—	—	—	五、七四四	一、五八〇、四〇〇	二六一・四〇
二一	四三九	一、〇九八	—	三、一二七	—	—	—	—	四、六四四	一、四一七、四〇〇	二六一・四〇
二二	四〇六	九九五	—	二、九六四	—	—	—	—	四、三七七	一、一五四、六〇〇	二六一・七七
二三	三四四	八八五	—	二、六四〇	—	—	—	—	三、八八九	一、〇六一、六〇〇	二六一・七四
二四	三〇七	七七六	—	二、二九六	—	—	—	—	三、三二一	九一九、八〇〇	二六一・八六六
二五	二六六	六六〇	—	一、九三二	—	—	—	—	二、八一八	七六八、一〇〇	二六一・〇〇
二六	二〇二	五〇五	—	一、五一五	—	—	—	—	二、二二二	五八八、〇〇〇	二六一・七七
二七	一四四	三六〇	—	一、〇八四	—	—	—	—	一、六八	四三一、四〇〇	二六一・二〇
二八	八二	二〇五	—	六二一	—	—	—	—	九〇八	二四六、〇〇〇	二六一・六八
二九	六	四〇	—	一一九	—	—	—	—	一七五	四七、九〇〇	二六一・七四
三〇	—	一一、〇〇〇	—	八〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	—	一〇一、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	九八・〇二
三一	—	一一、〇〇〇	—	八〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	—	一〇一、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	九八・〇二
三二	—	一一、〇〇〇	—	八〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	—	一〇一、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	九八・〇二
三三	—	一一、〇〇〇	—	八〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	—	一〇一、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	九八・〇二
三四	—	一一、〇〇〇	—	八〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	—	一〇一、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	九八・〇二
三五	—	一一、〇〇〇	—	八〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	—	一〇一、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	九八・〇二
三六	—	一一、〇〇〇	—	八〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	—	一〇一、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	九八・〇二
三七	—	一一、〇〇〇	三六、三〇〇	一三七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	—	—	一三五、三〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一一四・六六
三八	—	四、〇〇〇	二一四、〇〇〇	四一七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	二四五、〇〇〇	—	六〇、〇〇〇	九一、〇〇〇、〇〇〇	一〇四・五四四
三九	—	四、〇〇〇	二四三、三三	四九六、六六三	一〇、〇〇〇	—	六〇、三五〇	二、〇〇〇	一、四四七、六六三	一一六、六六六、四〇〇	七五・三七六

年度	五千法券	二千五百法券	五百法券	合計	額面高	平均一枚の額面高
明治四三	二、三〇〇枚	三、五〇〇枚	六三〇、〇〇〇枚	六七二、〇〇〇枚	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	六八八・九九
四四	二、三〇〇	三、五〇〇	六二九、九九七	六七二、四九七	四四九、九九七、五〇〇	六八八・八七
大正元	二、三〇〇	三、四九八	六二九、九九七	六七二、四九五	四四九、九九三、五〇〇	六八八・八三
二	二、三〇〇	三、四九八	一、〇二九、九九五	一、七〇二、四九三	六四九、九九三、五〇〇	六〇五・九二六
三	二、三〇〇	三、四九八	一、〇二九、九九三	一、七〇二、四九一	六四九、九九一、五〇〇	六〇五・九二七
四	二、三〇〇	三、四九八	一、〇二九、九九三	一、七〇二、四九一	六四九、九九一、〇〇〇	六〇五・九二七
五	二、三〇〇	三、四九八	八六六、〇二二	八八六、五九八	五四八、〇〇〇、五〇〇	六〇〇・七四四
六	二、三〇〇	三、四九八	八六六、〇二二	八八六、五九八	五四八、〇〇〇、〇〇〇	六〇〇・七四四
七	二、三〇〇	三、四九八	八六六、〇〇六	八八六、五四四	五七九、九九七、〇〇〇	六〇〇・七六六
八	二、三〇〇	三、四九八	八六六、〇〇六	八八六、五四四	五七九、九九七、〇〇〇	六〇〇・七六六
九	二、三〇〇	三、四九八	八六六、〇〇六	八八六、五四四	五七九、九九七、〇〇〇	六〇〇・七六六
一〇	？	？	？	？	？	？
一一	？	？	？	？	？	？
昭和一二	二、三〇〇	三、四九一	六二七、五〇〇	六六〇、二四四	四八六、六二五、五〇〇	六六九・四二七
一三	二、三〇七	三、四九九	六六六、九六〇	六六九、三四六	四八三、三三五、〇〇〇	六六九・四九六
一四	二、三〇七	三、四九九	六六六、九六〇	六六九、四六六	四八三、三三五、〇〇〇	六六九・五〇一
元	二、三〇三	三、四〇一	六六六、〇〇五	六六九、七一七	四七七、八七五、〇〇〇	六六九・三八六

（備考）一、実貨鐵道證券及承繼外國債を除く。
二、買入償却の分と雖も年度末に於て證券未回收の分は之を包含す。
三、明治三十年及三十一年度末には公債現存せず。

（二）佛貨公債

次に前掲諸表に除外したる短期割引證券及蓄鐵道會社社債の各年度末現在高を、額面別に表示すれば左の如し。

年度	五千法券	二千五百法券	五百法券	合計	額面高	平均一枚の額面高
明治四三	二、三〇〇枚	三、五〇〇枚	六三〇、〇〇〇枚	六七二、〇〇〇枚	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	六八八・九九
四四	二、三〇〇	三、五〇〇	六二九、九九七	六七二、四九七	四四九、九九七、五〇〇	六八八・八七
大正元	二、三〇〇	三、四九八	六二九、九九七	六七二、四九五	四四九、九九三、五〇〇	六八八・八三
二	二、三〇〇	三、四九八	一、〇二九、九九五	一、七〇二、四九三	六四九、九九三、五〇〇	六〇五・九二六
三	二、三〇〇	三、四九八	一、〇二九、九九三	一、七〇二、四九一	六四九、九九一、五〇〇	六〇五・九二七
四	二、三〇〇	三、四九八	一、〇二九、九九三	一、七〇二、四九一	六四九、九九一、〇〇〇	六〇五・九二七
五	二、三〇〇	三、四九八	八六六、〇二二	八八六、五九八	五四八、〇〇〇、五〇〇	六〇〇・七四四
六	二、三〇〇	三、四九八	八六六、〇二二	八八六、五九八	五四八、〇〇〇、〇〇〇	六〇〇・七四四
七	二、三〇〇	三、四九八	八六六、〇〇六	八八六、五四四	五七九、九九七、〇〇〇	六〇〇・七六六
八	二、三〇〇	三、四九八	八六六、〇〇六	八八六、五四四	五七九、九九七、〇〇〇	六〇〇・七六六
九	二、三〇〇	三、四九八	八六六、〇〇六	八八六、五四四	五七九、九九七、〇〇〇	六〇〇・七六六
一〇	？	？	？	？	？	？
一一	？	？	？	？	？	？
昭和一二	二、三〇〇	三、四九一	六二七、五〇〇	六六〇、二四四	四八六、六二五、五〇〇	六六九・四二七
一三	二、三〇七	三、四九九	六六六、九六〇	六六九、三四六	四八三、三三五、〇〇〇	六六九・四九六
一四	二、三〇七	三、四九九	六六六、九六〇	六六九、四六六	四八三、三三五、〇〇〇	六六九・五〇一
元	二、三〇三	三、四〇一	六六六、〇〇五	六六九、七一七	四七七、八七五、〇〇〇	六六九・三八六

（二）鐵道證券及大藏省證券

年度	十萬圓券	一萬圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	合計	額面高	平均一枚の額面高
明治三四	五四枚	九四〇枚	五〇〇枚	一、五〇〇枚	二、〇〇〇枚	二、〇〇一枚	六、九五五枚	二〇、〇〇〇、〇〇〇円	二、八五一・一九円
三五	九五	一、二一九	—	一、八〇〇	九八〇	三〇〇	三、七三八	二〇、〇〇〇、〇〇〇	五、三六〇・四五
三六	五〇	二二〇	—	二、七五〇	九〇	五〇	三、一六〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一六四・五七
三七	一一五	四、七一五	—	一、一五五	二五〇	五〇〇	六、五五五	六〇、〇〇〇、〇〇〇	八、八二一・三〇九
三八	二〇〇	六、八〇〇	—	一〇、〇〇〇	—	—	一七、一〇〇	九九、〇〇〇、〇〇〇	五、七八八・四四四
三九	三〇〇	五、八〇〇	—	八、二〇〇	—	—	一四、三〇〇	九八、二〇〇、〇〇〇	六、七三三・三三三
四〇	八五	一、三五五	—	四五〇	—	—	一、九五〇	三一、八四四・八一七	一一、八四四・八一七
四一	一七〇	一、八六〇	—	二〇〇	—	—	二、三五〇	三七、七四四・六八一	一五、七四四・六八一
四二	二二〇	八九〇	—	一〇〇	—	—	九一〇	一九、〇〇〇、〇〇〇	二〇、八九八・一二二
四三	五〇	四九〇	—	一〇〇	—	—	六四〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一五、六三五・〇〇〇
四四	三〇〇	四、七三三	—	二、八三三	二八〇	二〇〇	八、一四四	八〇、〇〇〇、〇〇〇	九、七三三・三三一
大正元	六八	四、二七〇	六八〇	一、三二〇	一、三〇〇	二、三〇〇	一〇、二八	八五、〇〇〇、〇〇〇	八、三八六・五五五

（備考）明治十九年度乃至二十二年度に發行したる大藏省證券は、其の大部分を大藏省預金局に於て引受け、假集合證券及大正本表に記載なきは、年度末に發行九年度分大藏省證券は前掲內國債（利引證券を除く）の證券に就き、其の記名式と無記名式とを合算せり。

（二）英貨鐵道證券

年度	五千磅券	二千五百磅券	千磅券	合計	額面高	平均一枚の額面高
大正元	二〇〇枚	二二〇枚	二〇〇枚	五二〇枚	一、三〇〇、〇〇〇磅	二、六四四・六磅

（備考）明治十九年度乃至二十二年度に發行したる大藏省證券は、其の大部分を大藏省預金局に於て引受け、假集合證券を以て發行したるもの多きが故に、本表には之を省く。又他の年度に發行せざりしか、又は全然發行なかりしには之を省く。尚臨時國庫證券及大正本表に記載なきは、年度末に發行九年度分大藏省證券は前掲內國債の部に合算せり。

（三）舊鐵道會社社債

年度	一萬圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券	二十圓券	合計	額面高	平均一枚の額面高
明治三九	八〇〇枚	三〇〇枚	一、七五六枚	一〇、〇五〇枚	三、六六六枚	七五六枚	二、三〇〇枚	三〇、五七六枚	三二、八五〇、〇〇〇円	六四四・六四四円
四〇	七〇〇	—	三、二八〇	一五五	八、二七七	八五一	二九一	二一、五四四	二二、〇四一、九五〇	九七七・四二四
四一	七〇〇	—	三、一八二	一五五	八、二四七	八五一	二九一	二一、四一六	一〇、九四一、九五〇	九八八・五六一
四二	—	—	二五九	—	一〇	—	—	四〇九	四〇〇、〇〇〇	九七七・九九九
四三	—	—	二九九	—	一〇	—	—	三〇九	三〇〇、〇〇〇	九七〇・八七四
四四	—	—	二〇〇	—	—	—	—	二〇〇	二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇
大正元	—	—	一〇〇	—	—	—	—	一〇〇	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇

（備考）本表には內國發行のもののみを掲ぐ。外國に於て發行したる英貨社債四〇萬磅は、同社社債一〇〇萬磅中より鐵道部に屬すること明瞭なきを以て、前掲昭和元年度末現在額に依りて之を知るべし。尚ほ南滿洲鐵道會社英貨社債は各年度異動なき分を承繼したるものにして、西鐵道會社英貨社債一〇〇萬磅は、同社社債の內、舊圖西鐵道會社社債一〇〇萬磅に對する年度末現在額は、千磅券五〇〇枚、百磅券七、五五〇〇枚、五百磅券七八六六に相當す。又舊北海道炭礦鐵道會社より承繼したる英貨社債の內、舊圖西鐵道會社社債一〇〇萬磅に就き、其の記名式と無記名式とも異動なく、其の平均一枚の額面高は一二五磅中より鐵道會社英貨社債四〇〇萬磅は、同社社債一〇〇萬磅中より鐵道部に屬すること明瞭なきを以て、前掲昭和元年度末現在額に依りて之を知るべし。

尚ほ國債證券には記名と無記名との二方式あり。其の記名登錄の事歷及方式變換の證券取扱事項は、後款に之を敍述すべしと雖も、茲に先づ內國債（利引證券を除く）の證券に就き、其の記名式と無記名

式との增減を示すべし。即ち各年度末に於ける兩方式の現在枚數債額及其の比例は左表の如し。

年度	枚數 記名	枚數 無記名	債額 記名	債額 無記名	百分比例 枚數 記名	百分比例 枚數 無記名	百分比例 債額 記名	百分比例 債額 無記名
明治二	一、九六〇、四七〇枚	八、七九六枚	二一、二八六、二八四円	二一、〇六三、〇六〇円	九五・六三	四・三八	九四・六〇	五・四〇
三	一、七三三、四二一	八、七六〇、三四	二一、四八〇、三四〇	二一、七六六、七〇〇	九五・六六	四・八四	九七・七三	五・二七
四	一、六六〇、七九六	八、五三、三六六	二〇九、四四三、六〇〇	二一、四九二、三四〇〇	九五・一〇	四・九〇	九四・八〇	五・二〇
五	一、五六二、一二七	八、三〇六、六	二〇四、九三二、七四一	二一、九一、一五〇	九四・九三	五・〇七	九四・八二	五・一八
六	一、四四〇、六三〇	八、一三五	一九七、八一一、七四六	一〇、八六、三五〇	九四・三五	五・四七	九四・七六	五・二四
七	一、三八、五六三	一〇〇、一六〇	一九四、三六一、八三七	六六、六三五、七〇〇	九一・九九	七・〇一	八七・八二	一二・一八
八	一、二五、八四	一〇七、八七	一八九、九三五、三八二	三五、二四六、九〇〇	九一・三	七・九六	八五・二一	一四・八九
九	一、一四三、五六六	一三五、八四八	一七九、二九一、八九六	四三、一三六、一〇〇	八九・四三	一〇・七七	八〇・六一	一九・三九
二〇	九一〇、三二一	一二八、三三二	一五七、四六六、二二六	三四、四八一、一五〇	七九・九五	二〇・〇三	六六・一八	三一・八二
二一	八三、六六六	一四八、八六六	一五七、八五、一四四	六、一六〇、六〇〇	六六・六六	三三・六四	六六・八六	三三・一二
二二	六七、六六〇	一六八、九四三	一四九、八四二、一八四	九四、三八四、八〇〇	七〇・七二	二九・二六	六一・三三	三九・八六
二三	六四、一四九	一四九、六七	一四一、九六一、三五〇	九〇、七三、二〇〇	六三・六四	三四・三六	五九・六四	四〇・三六
二四	五六、九〇六	一〇一、七三	一二九、八八、八五	一二八、三八、四〇〇	五六・四	四三・二六	四〇・三五	四九・六五

第一章　總說

第五節　證券及登錄

舊公債を除く外、何れも任意記名に依るものとす。又左表に於て記名證券が逐年其の數を減ずるの傾向を呈せるは、蓋し一般經濟界の進歩に伴ひ國債證券の取引發達し、證券所有者が授受取引の便宜上漸次無記名證券を好むに至りし結果に外ならず。

而して明治前半期に於ける記名式には法定記名最も多しと雖も、明治三十九年以降に於ては僅少な

年度	枚數 記名	枚數 無記名	債額 記名	債額 無記名	百分比例 枚數 記名	百分比例 枚數 無記名	百分比例 債額 記名	百分比例 債額 無記名
大正二	五六、九一、八三一	一、三六、〇四〇、一五六	一一、〇四〇、四五〇、一〇七	一一、〇六〇、三四〇、〇〇〇	九四・四五	五・五五	四三・八七	五六・一三
三	四〇、一七、〇四〇	一、三四、一四一、一三一	一一、四八〇、三四〇、〇〇〇	一一、七六六、七〇〇、〇〇〇	九四・〇〇	五・〇〇	四三・八〇	五六・二〇
四	四〇、一七、〇四〇	一、三四、一四一、一三一	一一、四八〇、三四〇、〇〇〇	一一、七六六、七〇〇、〇〇〇	九四・〇〇	五・〇〇	四三・八〇	五六・二〇
五	三五、九一、八三一	一、三四、一四一、一三一	一一、四八〇、三四〇、〇〇〇	一一、七六六、七〇〇、〇〇〇	九四・〇〇	五・〇〇	四三・八〇	五六・二〇
六	三〇、一七、〇四〇	一、三四、一四一、一三一	一一、四八〇、三四〇、〇〇〇	一一、七六六、七〇〇、〇〇〇	九四・〇〇	五・〇〇	四三・八〇	五六・二〇
七	三〇、一七、〇四〇	一、三四、一四一、一三一	一一、四八〇、三四〇、〇〇〇	一一、七六六、七〇〇、〇〇〇	九四・〇〇	五・〇〇	四三・八〇	五六・二〇
八	三〇、一七、〇四〇	一、三四、一四一、一三一	一一、四八〇、三四〇、〇〇〇	一一、七六六、七〇〇、〇〇〇	九四・〇〇	五・〇〇	四三・八〇	五六・二〇
九	三〇、一七、〇四〇	一、三四、一四一、一三一	一一、四八〇、三四〇、〇〇〇	一一、七六六、七〇〇、〇〇〇	九四・〇〇	五・〇〇	四三・八〇	五六・二〇
三〇	三〇、一七、〇四〇	一、三四、一四一、一三一	一一、四八〇、三四〇、〇〇〇	一一、七六六、七〇〇、〇〇〇	九四・〇〇	五・〇〇	四三・八〇	五六・二〇
三一	三〇、一七、〇四〇	一、三四、一四一、一三一	一一、四八〇、三四〇、〇〇〇	一一、七六六、七〇〇、〇〇〇	九四・〇〇	五・〇〇	四三・八〇	五六・二〇
三二	三〇、一七、〇四〇	一、三四、一四一、一三一	一一、四八〇、三四〇、〇〇〇	一一、七六六、七〇〇、〇〇〇	九四・〇〇	五・〇〇	四三・八〇	五六・二〇
三三	三〇、一七、〇四〇	一、三四、一四一、一三一	一一、四八〇、三四〇、〇〇〇	一一、七六六、七〇〇、〇〇〇	九四・〇〇	五・〇〇	四三・八〇	五六・二〇
三四	三〇、一七、〇四〇	一、三四、一四一、一三一	一一、四八〇、三四〇、〇〇〇	一一、七六六、七〇〇、〇〇〇	九四・〇〇	五・〇〇	四三・八〇	五六・二〇
三五	三〇、一七、〇四〇	一、三四、一四一、一三一	一一、四八〇、三四〇、〇〇〇	一一、七六六、七〇〇、〇〇〇	九四・〇〇	五・〇〇	四三・八〇	五六・二〇
三六	三〇、一七、〇四〇	一、三四、一四一、一三一	一一、四八〇、三四〇、〇〇〇	一一、七六六、七〇〇、〇〇〇	九四・〇〇	五・〇〇	四三・八〇	五六・二〇
三七	三〇、一七、〇四〇	一、三四、一四一、一三一	一一、四八〇、三四〇、〇〇〇	一一、七六六、七〇〇、〇〇〇	九四・〇〇	五・〇〇	四三・八〇	五六・二〇
三八	三〇、一七、〇四〇	一、三四、一四一、一三一	一一、四八〇、三四〇、〇〇〇	一一、七六六、七〇〇、〇〇〇	九四・〇〇	五・〇〇	四三・八〇	五六・二〇
三九	三〇、一七、〇四〇	一、三四、一四一、一三一	一一、四八〇、三四〇、〇〇〇	一一、七六六、七〇〇、〇〇〇	九四・〇〇	五・〇〇	四三・八〇	五六・二〇

	甲號五分利公債	第一回四分利公債	第二回四分利公債	五分利國庫債券	鐵道債券	臨時國庫證券	合計
大正四	二八八	一四	一〇	三八六	—	五七	八四一
五	七、〇六九	一、三二二	四九四	一二八、四二六	二、三六五	二、七七	一五〇、二四二
六	一七	三八	六	三三七	一	一、一四七	六三三
七	九、六七五	二、七二八	五五八	一五、二〇	二、一四四	二八	三七、〇四三
八	一四二	九二一	一〇四	二八八九	七六	二五六	六六六三
九	一七九、六四四	六九、四四八	二六、九三	九七、九四〇	三三、〇四八	五、五八一	五二、七七〇
一〇	六、一〇	一、〇三三	二七	二六八八	一四七	六六	五四三一
一一	六八、四四四	四〇、八一	二一、八二七	一七六、六六五	三、〇五六	一、三三八	三九二、七五〇
一二	一、四〇三	三、〇九六	三八三	四、一五六	一三四	一七四	二一、七八一
一三	二七、八三〇	一三三、七五九	四三、二九二	五六六、九八二	三、八五五	四、三七四	一、五六、五四一
一四	一六三	五一五	四四	四〇三	一〇	二〇	一一七九一
一五	一五、七二九	一九、〇一八	四、五一八	五二、四八九	三三三	四三、九五七	四〇七、九五七
一六	—	—	—	二一三	—	一四	二六〇
一七	—	—	—	四〇、七八五	三六八	三五八	一、六〇一四
一八	四、〇五三	五、六一七	七七四	二一、〇六一	三六八	六一五	二七、三九九
一九	三九八、三七一	二六六、一四六	九六、五九三	一〇、八八、五四七	四四、七九〇	三四、九九七	三、一四三、三〇七
二〇	五、六三四、四〇〇	二、一〇三、八五〇	三八八、〇〇〇	一〇、〇六、〇三五	一、六八、四〇〇	一、〇一七、七三〇	三三、三三三、六五〇
二一	二四五、四九九、一四五〇	一、三〇、八七五、三〇〇	四九、九三一、六〇〇	一、五〇九、一二四、七七五	六九、三四七、六〇〇	一、三〇、三七七、四五〇	二、五八〇、七三三、三〇〇
二二	七七九、一四一、〇七五	一九六、三六九、二五〇	一八、八四二、七七五	一、〇五五、二七九、〇〇〇	一、三三三、三〇四、一〇〇	一、五六〇、三九〇、三二五	一、八四四、五九四、八七五
二三	四・〇四	三・七六	三・四九	三・三三	二・四二	一・九九	二・〇九
二四	九五・九六	九六・二四四	九六・五一	九六・六八	九七・五八	九八・〇一	二・三五
二五	二・〇九	一・九四四	九八・〇六	九八・三四四	九八・四五〇	九八・七一	九七・六五
二六	〇・八六	九九・一四	九九・一〇	九九・〇五	九九・〇五	九九・一五	九九・一五

（備考）一、明治二十六年度以前は十二月末日現在を掲ぐ。

二、無記名證券の員額は現發行證券の總額より乙種登錄額を控除したるものなり。

三、舊公債は額面金額を計上す。

四、大正五年度以降は臨時國庫證券（割引發行とも）を含む。

次に昭和元年度末に於ける記名及無記名證券の現在高を證券の額面別に表示すれば次の如し。

名稱	一萬圓券 記名	一萬圓券 無記名	五千圓券 記名	五千圓券 無記名	千圓券 記名	千圓券 無記名	五百圓券 記名	五百圓券 無記名	百圓券 記名	百圓券 無記名	五十圓券 記名	五十圓券 無記名	二十五圓券 記名	二十五圓券 無記名	計 記名	計 無記名	額面額 記名	額面額 無記名
五分利公債	四〇枚	六、七〇〇枚	二六枚	三、五五〇枚	三六枚	五六九枚	二三枚	五五、四八六枚	一、一二三枚	五一四、七七九枚	一五八枚	二四一、四八九枚	三三枚	七四、八七二枚	一、九八一枚	九九、九三三枚	一、一五六、四二五円	二三九、八〇七、一二五円
特別五分利公債	四六	二、〇六九	二八	二、一九二	六三七	四六、五八八	二七	二五、〇六三	一、三一三	一二三、六五〇	四八〇	七三、九五〇	—	二、九三二	二六三、五五二	一、六〇五、八〇〇	一〇五、八二九、〇〇〇	九七・九一
甲號五分利公債	二八八	七、〇六九	一七	九、六七五	一四二	一七九、六四四	六、一〇	六八、四四四	一、四〇三	二七、八三〇	一六三	一五、七二九	—	四、〇五三	三九八、三七一	五、六三四、四〇〇	二四五、四九九、一四五〇	七三九、一四一、〇七五円
第一回四分利公債	一四	一、三二二	三八	二、七二八	九二一	六九、四四八	一、〇三三	四〇、八一	三、〇九六	一三三、七五九	五一五	一九、〇一八	—	五、六一七	二六六、一四六	二、一〇三、八五〇	一三〇、八七五、三〇〇	八〇二、七〇三、九〇〇
第二回四分利公債	一〇	四九四	六	五五八	一〇四	二六、九三三	二七	二一、八二七	三八三	四三、二九二	四四	四、五一八	—	七七四	九六、五九三	三八八、〇〇〇	四九、九三一、六〇〇	一〇、〇五、〇三五、一二四、七七五
五分利國庫債券	三八六	一二八、四二六	三三七	一五、二〇	二八八九	九七、九四〇	二六八八	一七六、六六五	四、一五六	五六六、九八二	四〇三	五二、四八九	二一三	四〇、七八五	二一、〇六一	一〇、〇六、〇三五	一、五〇九、一二四、七七五	一、一三三、七五九、一四五〇
鐵道債券	—	二、三六五	一	二、一、一四四	七六	三三、〇四八	一四七	三、〇五六	一三四	三、八五五	一〇	三三三	—	—	三六八	四四、七九〇	一六八、四〇〇	四三、二七四
臨時國庫證券	五七	二一、七八七	二八	一、一四七	二五六	五、五八一	六六	一、三三八	一七四	四、三七四	二〇	四三三	一四	三五八	六一五	三四、九九七	一、〇一七、七三〇	一、三〇、三七四、四五〇
合計	八四一	一五〇、二四二	六三三	三七、〇四三	六六六三	五二、七七〇	五四三一	三九二、七五〇	二一、七八一	一、五六、五四一	一一七九一	四〇七、九五七	二六〇	一、六〇一四	二七、三九九	三、一四三、三〇七	三三、三三三、六五〇	二、五八〇、七三三、三〇〇

第三款　國債の登錄

內國債發行の方式に就ては明治初期以來三次の變遷を經たり。卽ち其の第一期は新舊公債發行以後明治十一年起業公債の發行に至る期間にして、其の第二期は爾後明治三十九年「國債ニ關スル法律」の制定に至る期間、第三期は三十九年以後大正末年に至る期間とす。

明治初期に於ける內國公債は何れも記名證券の發行に依るを常態とし、國債に關する觀念は、必ず證券を發行すると共に之を政府の帳簿に登錄するものなりとするに在りて、其の間毫も登錄國債と非登錄國債とを區分する要なかりき。蓋し當時我國經濟の狀況は未だ幼稚の域を脫せず、無記名證券の市場に於ける價値の如き殆ど一般の認むる所とならざりしのみならず、當時發行の國債は概して諸種の舊祿共の他舊債務の代償として交付せられしものなるを以て、所有者の多數は之を一の家寶視して藏置するに過ぎず、流通證券としての便宜如何を考慮する者殆ど之れ無かりしなり。從て

其の證券の如きは之を記名式として政府の帳簿に登錄を受け、一意之が安全確保をのみ圖るに在りしは固より當然のこととす。斯くて此の時期に發行せられたる公債は、新公債・舊公債・秩祿公債・金祿公債・舊神官配當祿公債等、悉く皆法定記名式を採用したり。只金札引換公債證書のみは當初記名證券の外、債權者の請求に依り利札付證券卽ち無記名證券を發行するの制を設けしも、實際に於て明治十二年以前に在りては一人の之を請求する者なく、十三年十月以後は總て記名式に變更したり。而して此等證券の登錄方法に就ては、新舊公債證書發行條例を始め其の他諸種の法令中に其の手續を規定したり。之を國債發行の方式に關する第一期とす。

然るに國債の發行は年を逐うて其の額を增し、其の市場に於ける取引も漸く盛況を呈するに從ひ茲に無記名證券發行の必要を認めらるるに至り、明治十一年中募集したる起業公債に就て始めて無記名式を原則とし、其の例外として任意記名式を採用したり。爾後發行したる中山道鐵道公債・金札引換無記名公債及海軍公債等も皆無記名式を原則とし、所有者の望に依り之を記名式に變換することを得しむるものとせしが、明治十九年整理公債條例の公布せらるるや、同條例中に於ても整理公債證書は無記名式を原則とし、應募者又は所有者の希望に依り記名式と爲すことを得るものと規定したり。而して之と共に同年大藏省令を以て整理公債取扱順序を制定し、國債登錄の取扱方法を詳細に規定する所ありたり。爾後新に起債せられし各種の公債に就ては、總て此の整理公債條例及同取扱順序の規定を適用せらるることとなり、以て明治三十九年に及べり。之を國債の方式に關する第二期とす。斯くて前期に於ける國債證券の記名式本位は、本期に至り一轉して無記名式本位となり登錄の語は漸く一個の特別取扱方法たることを明認せらるるに至りしが、而も仍ほ起債には必ず證券發行の伴ふことは舊の如く、登錄とは卽ち國債證券の記名登錄にして、登錄國債と非登錄國債との區別は、單に證券を記名とすると無記名とするとの別に過ぎざりしなり。

然るに明治三十九年に至り法律第三十四號を以て「國債ニ關スル法律」の公布せらるるに及び、國債の登錄に關する從前の觀念は茲に全く一變したり。卽ち右法律に於ては、國債には原則として無記名證券を發行することは、整理公債條例等と其の精神を異にする所なしと雖も、登錄國債に就ては、證券を發行せざるを原則とし、債權者の請求ある場合に限り記名證券を發行するの制度を採用せしなり。而して此の證券を發行せざる登錄制度の創設は、我財務當局多年の希望たりしものなるが、偶々日露戰役の結果急激に膨脹したる國債を整理するの必要に迫り、茲に始めて之が實現を見ることを得しものにして、此の制度の採用が、當時激增せる市場の流通證券を適度に調節し、其の價格を維持するの一方策として、頗る適當の措置たりしは疑を容れざる所なり。今右「國債ニ關スル法律」中登錄に關する規定を見るに、先づ其の第二條第一項に於て無記名利札付證券發行の原則を揭げ、第二項に於ては國債の登錄は債權者の請求に依り之を爲し、其の登錄國債に就ては證券を發行せざるを原則とし、債權者の請求ある場合に限り記名利札付證券を發行するものとしたり。而して又其の第三條に於ては登錄の效力を確保する爲の規定を設け、凡そ登錄國債を移轉し又は登錄國債を質權の目的とし爲したる場合には、其の移轉又は質權設定の登錄を以て當事者以外の對抗條件と爲せり。蓋し從來の登錄法規には何等登錄の效力を定めたるものなく、唯其の質權に關する場合の如きは民法の一般規定に依り、通知又は承諾を以て政府其の他の第三者に對抗する條件と爲すに過ぎざりしが、これ亦明治三十七年法律第十七號を以て、國債を質權の目的とする場合には民法第三百六十四條第一項を

適用せざることと爲したる結果、前述の通知及承諾は之を要せざるものとなり、茲に國債に關しては法律上全然登錄の效力を規定するものなきに至れり。是を以て新に「國債ニ關スル法律」を制定するに方り、特に明文を以て登錄の效力を確實ならしめしなり。次に第四條に於ては登錄停止のことを規定して、相續・遺贈及强制執行の場合の外權利の移轉に因る國債の登錄は、其の利子支拂期前一箇月間之を停止するものとし、以て利子支拂事務整理の便宜に備へたり。

以上は明治三十九年法律第三十四號「國債ニ關スル法律」中に規定せられたる、國債登錄に關する基本的規定なるが、右法律の公布に伴ひ同年五月大藏省令第二十三號を以て國債規則を制定し、其の第三章（第十九條乃至第四十六條）に於て、國債登錄に關する詳細の手續を規定したり。而して此の國債規則は爾後屢々部分的改正を經て、大正十一年四月の全部改正に至りしものなるが、今右規則中に規定せらるる諸手續に就き、其の內容竝に改正の沿革を記述するは其の煩に堪へざるを以て、茲には其の中最も重要なる登錄簿に關する規定を概說すべし。

國債の登錄に就ては、之が登錄を爲すべき簿冊を必要とするは固より言を俟たざる所なるが、明治三十九年以前に在りては國債の登錄は卽ち國債證券の記名登錄を意味するに止まりしを以て、之に要する簿冊も亦一種を存するのみなりしも、明治三十九年に至り前述の如く記名證券を發行する國債の登錄の外に、新に證券を發行せざる國債の登錄の制度を設けらるるに及び、國債登錄簿も亦自ら二種を必要とするに至れり。茲に於て國債規則は國債登錄簿を分ちて甲種國債登錄簿及乙種國債登錄簿の二種とし、前者は證券を發行せざる國債を登錄し、後者は證券を發行したる國債を登錄するものとせり。而して國債規則が登錄簿の種別を右の如く定めしに從ひて、之に登錄せられたる國債に就ても、證券の發行なき國債を甲種登錄國債、證券を發行せるものを乙種登錄國債と稱し、又其の登錄の行爲をも甲種登錄又は乙種登錄と稱することとなれり。

甲種登錄國債簿は國債の所有權を確保する唯一の要具にして、之を夫の記名證券を登錄する乙種國債登錄簿に比すれば、其の輕重の差は自ら明かなるものあり。從て之を諸般の設備未だ比較的完全ならざる各地の取扱店に備へ置くは、聊か危險の虞なきにしも非ざるを以て、之を日本銀行本店のみに備付け、別に萬一の虞に備ふる爲め其の副本を大藏省に置くものとせしが、後大正二年四月の改正に依り、副本は之を日本銀行大阪支店に置くことと爲したり。乙種國債登錄簿は記名證券を發行する國債を登錄する簿冊にして、卽ち明治三十九年以前に於ける記名簿を繼承するものなり。然れども其の性質に於ては兩者其の趣を異にし、從來記名簿に對する觀念は唯之れ記名證券の臺帳たるに過ぎざりしに反し、乙種國債登錄簿に至りて簿冊と證券との關係は主客其の地位を代へ、登錄簿は國債發行の基本となり、記名證券はただ此の登錄の實在を表明するの具たるに至りしものとす。乙種國債登錄簿は斯くの如く從來の記名簿を繼承するものなるを以て、國債規則は其の附則に於て、本登錄簿は當分の內從前取扱店に備置の記名簿を以て之に代用することを得る旨規定し、以て新舊制度過渡期に處する便法を設けたり。而して本登錄簿備置の取扱店は別に之を告示することと定めし大藏省告示第七百三十七號を以て其の備置取扱店を定めたり。爾後此の取扱店に就ては屢次の廢置變更ありしが、大正十一年改正の新國債規則に於ては、乙種國債登錄簿も之を日本銀行本店に備置くことと爲し、之を各地取扱店に配置することを廢止したり。

國債規則に於ては右登錄簿に關する規定の外、新規登錄・登錄變更・登錄除却・乙種登錄國債の所管取

扱店轉換・登錄簿の移記・附記登錄・登錄の停止等に關する諸手續を詳細規定せりと雖も、之が內容及其の改正に就ては玆には之を省略す。

明治三十九年法律第三十四號「國債ニ關スル法律」は、其の制定後何等の改正なくして大正十年に至りしが、同年四月會計法の改正ありしに伴ひ、同月法律第四十四號を以て其の一部を改正の上、翌十一年四月一日より實施せられたり。今右改正の中登錄に關するものは、(一)第二條中『無記名利札付證券』とあるを『記名利札付證券』に、『記名證券』とあるを『無記名證券』に改めしこと(二)第四條中『一箇月間之ヲ停止ス』とあるを『一箇月ヲ超エサル期間之ヲ停止スルコトヲ得』とあるを『記名證券』に改めしこと、及之に伴ひ乙種登錄國債の所管取扱店轉換に關する規定を削除せしこと等を主要なるものとす。而して此等法令の全文並に其の改正に就ては本章第二節第三款を參照すべし。

今左に明治十二年度以降に於ける、無記名證券と登錄國債との各年度末現在額を對比したる表を掲げ、以て登錄國債の消長を示すべし。

年度	無記名證券發行額	登錄國債額	合計	百分比例 無記名證券	百分比例 登錄國債
明治一二	一三、〇六三、〇四〇円	二二一、二四八、二六四円	二三五、三二一、三三四円	五・四〇	九四・六〇
一三	一二、七七六、七〇〇	二二一、四九〇、五三〇	二三四、二六七、二三〇	五・二七	九四・七三
一四	一一、四九二、三〇〇	二〇九、四〇三、六〇〇	二二〇、八九五、九〇〇	五・二〇	九四・八〇
一五	一二、九一一、一四〇	二〇四、九五三、七四一	二一六、一四三、八八一	五・一八	九四・八二
一六	一〇、八八六、三四〇	一九七、八一一、七四六	二〇八、六九八、〇九六	五・三三	九四・七六
一七	二六、九六五、七〇〇	一九四、三九一、八三七	二二一、三二七、五三七	一二・一八	八七・八二
一八	三三、二四六、九〇〇	一八九、九三五、三八二	二二三、一八二、二八二	一四・九〇	八五・一〇
一九	四三、一三九、一〇〇	一七九、二九一、八七八	二二二、四三〇、九七八	一九・三九	八〇・六一
二〇	七三、四九九、一四〇	一五七、四三六、三二八	二三六、〇七五、七四四	三一・八二	六八・一八
二一	七八、一八〇、六〇〇	一五七、八九五、一四四	二三六、〇七五、七四四	三三・一二	六六・八八
二二	九四、三八四、八〇〇	一四九、八四二、一八四	二四四、二二六、九八四	三八・六五	六一・三五
二三	九六、〇七五、一〇〇	一四一、九八一、三五〇	二三八、〇四六、五五〇	四〇・三六	五九・六四
二四	一一八、二三八、五〇〇	一一九、八九八、八八五	二三八、一二七、三八五	四九・六五	五〇・三五
二五	一二六、二四〇、六五〇	一二五、九〇四、八四六	二四二、一四五、四九六	五二・一三	四七・八七
二六	一三三、七二九、三五〇	九九、一二八、二三一	二三二、八五七、五七一	五七・二五	四二・七五

| 昭和 | | |

種別	府縣人口	府縣個數	債額	債額口座數	年度
社寺	一〇九、六五九、〇〇〇	七、五六九	一〇三、六五〇、〇〇〇	一、三五七、〇〇〇	明治四十三年
教會	一〇九、六五九、〇〇〇	七、五六九	一〇三、六五〇、〇〇〇	一、三五七、〇〇〇	同四十四年
學校	一〇九、六五九、〇〇〇	七、五六九	一〇三、六五〇、〇〇〇	一、三五七、〇〇〇	大正元年
社寺	一〇九、六五九、〇〇〇	七、五六九	一〇三、六五〇、〇〇〇	一、三五七、〇〇〇	同二年
合計	一〇九、六五九、〇〇〇	七、五六九	一〇三、六五〇、〇〇〇	一、三五七、〇〇〇	同三年

種別	府縣人口	府縣個數	債額	債額口座數	年度
社寺	一〇九、六五九、〇〇〇	七、五六九	一〇三、六五〇、〇〇〇	一、三五七、〇〇〇	明治三十九年
教會	一〇九、六五九、〇〇〇	七、五六九	一〇三、六五〇、〇〇〇	一、三五七、〇〇〇	同四十年
學校	一〇九、六五九、〇〇〇	七、五六九	一〇三、六五〇、〇〇〇	一、三五七、〇〇〇	同四十一年
社寺	一〇九、六五九、〇〇〇	七、五六九	一〇三、六五〇、〇〇〇	一、三五七、〇〇〇	同四十二年
合計	一〇九、六五九、〇〇〇	七、五六九	一〇三、六五〇、〇〇〇	一、三五七、〇〇〇	同四十三年

（二）甲種登錄

（備考）交換國債額中舊公債は額面額の計算なるを以て前表と符合せず。

頁に又此等登錄國債に就き記名者種類別表を掲ぐれば次の如し。

種別	府縣人口	府縣個數	債額	債額口座數	年度
社寺	一〇九、六五九、〇〇〇	七、五六九	一〇三、六五〇、〇〇〇	一、三五七、〇〇〇	明治三十九年
教會	一〇九、六五九、〇〇〇	七、五六九	一〇三、六五〇、〇〇〇	一、三五七、〇〇〇	同四十年
學校	一〇九、六五九、〇〇〇	七、五六九	一〇三、六五〇、〇〇〇	一、三五七、〇〇〇	同四十一年
社寺	一〇九、六五九、〇〇〇	七、五六九	一〇三、六五〇、〇〇〇	一、三五七、〇〇〇	同四十二年
合計	一〇九、六五九、〇〇〇	七、五六九	一〇三、六五〇、〇〇〇	一、三五七、〇〇〇	同四十三年

年度	甲種登錄額	乙種登錄額	合計	國債未償還額	甲種	乙種	甲種	乙種	未償還額に對する百分比 甲種	未償還額に對する百分比 乙種
明治三九	一、九三六、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、九七一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、八〇〇	六、四〇〇	六・三五	一・〇六	〇・〇〇	〇・〇〇
四〇	一、九三六、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、九七一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、八〇〇	六、四〇〇	六・三五	一・〇六	〇・〇〇	〇・〇〇
四一	一、九三六、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、九七一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、八〇〇	六、四〇〇	六・三五	一・〇六	〇・〇〇	〇・〇〇
四二	一、九三六、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、九七一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、八〇〇	六、四〇〇	六・三五	一・〇六	〇・〇〇	〇・〇〇
四三	一、九三六、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、九七一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、八〇〇	六、四〇〇	六・三五	一・〇六	〇・〇〇	〇・〇〇
四四	一、九三六、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、九七一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、八〇〇	六、四〇〇	六・三五	一・〇六	〇・〇〇	〇・〇〇
四五	一、九三六、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、九七一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、八〇〇	六、四〇〇	六・三五	一・〇六	〇・〇〇	〇・〇〇
大正元	一、九三六、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、九七一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、八〇〇	六、四〇〇	六・三五	一・〇六	〇・〇〇	〇・〇〇
二	一、九三六、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、九七一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、八〇〇	六、四〇〇	六・三五	一・〇六	〇・〇〇	〇・〇〇
三	一、九三六、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、九七一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、八〇〇	六、四〇〇	六・三五	一・〇六	〇・〇〇	〇・〇〇
四	一、九三六、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、九七一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、八〇〇	六、四〇〇	六・三五	一・〇六	〇・〇〇	〇・〇〇
五	一、九三六、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、九七一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、八〇〇	六、四〇〇	六・三五	一・〇六	〇・〇〇	〇・〇〇
六	一、九三六、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、九七一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、八〇〇	六、四〇〇	六・三五	一・〇六	〇・〇〇	〇・〇〇
七	一、九三六、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、九七一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、八〇〇	六、四〇〇	六・三五	一・〇六	〇・〇〇	〇・〇〇
八	一、九三六、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、九七一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、八〇〇	六、四〇〇	六・三五	一・〇六	〇・〇〇	〇・〇〇
九	一、九三六、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、九七一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、八〇〇	六、四〇〇	六・三五	一・〇六	〇・〇〇	〇・〇〇
昭和元	一、九三六、〇〇〇	三五、〇〇〇	一、九七一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、八〇〇	六、四〇〇	六・三五	一・〇六	〇・〇〇	〇・〇〇

種別	大正十一年度		同十二年度		同十三年度		同十四年度		昭和元年度	
	債額	口座數	債額	口座數	債額	口座數	債額	口座數	債額	口座數
共濟學會	五、〇一七、〇〇〇円	一〇、〇四二人	五、七一七、〇〇〇円	一〇、一二一人	一一、〇〇〇、〇〇〇円	一一、〇四四人	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇人	九、〇〇〇、〇〇〇円	九、〇〇〇人
銀行	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人
町村	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人
郡市	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人
計	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人
共濟學會	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人
銀行	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人
町村	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人
郡市	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人
計	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人

種別	大正七年度		同八年度		同九年度		同十年度	
	債額	口座數	債額	口座數	債額	口座數	債額	口座數
共濟學會	三、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	三、七〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	三、五〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	三、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人
銀行	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人
町村	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人
郡市	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人
計	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人
共濟學會	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人
銀行	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人
町村	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人
郡市	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人
計	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人

種別	大正十三年度		同十四年度		同十五年度		同十六年度	
	債額	口座數	債額	口座數	債額	口座數	債額	口座數
共濟學會	三、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	三、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	三、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	三、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人
銀行	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人
町村	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人
郡市	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人
計	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人
共濟學會	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人
銀行	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人
町村	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人
郡市	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人
計	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇人

種別	債額	口座數	債額	口座數	債額	口座數	債額	口座數
	大正八年度		同九年度		同十年度		同十一年度	
合計	九、六六六、〇〇〇圓	六、三二二	九、六六六、〇〇〇圓	六、〇六〇	一〇、三六六、〇〇〇圓	七、四一七	一〇、三六六、〇〇〇圓	七、〇一九
其他寺校	一、三〇〇圓	一	一、三〇〇圓	一	一、三〇〇圓	一	一、三〇〇圓	一
其他學校	三、〇〇〇圓	二	三、〇〇〇圓	二	三、〇〇〇圓	二	三、〇〇〇圓	二
其他會社	六、〇〇〇圓	一	六、〇〇〇圓	一	六、〇〇〇圓	一	六、〇〇〇圓	一
其他銀行	三、〇〇〇圓	一	三、〇〇〇圓	一	三、〇〇〇圓	一	三、〇〇〇圓	一
其他町村	四〇、〇〇〇圓	一	四〇、〇〇〇圓	一	四〇、〇〇〇圓	一	四〇、〇〇〇圓	一
其他市郡	一、二〇〇、〇〇〇圓	一、二二二	一、二〇〇、〇〇〇圓	一、二二二	一、二〇〇、〇〇〇圓	一、二二二	一、二〇〇、〇〇〇圓	一、二二二
其他府縣	一、二三二、〇〇〇圓	一、二二二	一、二三二、〇〇〇圓	一、二二二	一、二三二、〇〇〇圓	一、二二二	一、二三二、〇〇〇圓	一、二二二
其他個人	一、〇〇〇圓	一	一、〇〇〇圓	一	一、〇〇〇圓	一	一、〇〇〇圓	一
合計	一〇、三六六、〇〇〇圓	七、四一七	一〇、三六六、〇〇〇圓	七、〇一九	一〇、三六六、〇〇〇圓	七、四一七	一〇、三六六、〇〇〇圓	七、〇一九

種別	債額	口座數	債額	口座數	債額	口座數	債額	口座數
	大正四年度		同五年度		同六年度		同七年度	
合計	一一、三六六、〇〇〇圓	七、四一七	一一、三六六、〇〇〇圓	七、〇一九	一一、三六六、〇〇〇圓	七、四一七	一一、三六六、〇〇〇圓	七、〇一九
其他寺校	一、三〇〇圓	一	一、三〇〇圓	一	一、三〇〇圓	一	一、三〇〇圓	一
其他學校	三、〇〇〇圓	二	三、〇〇〇圓	二	三、〇〇〇圓	二	三、〇〇〇圓	二
其他會社	六、〇〇〇圓	一	六、〇〇〇圓	一	六、〇〇〇圓	一	六、〇〇〇圓	一
其他銀行	三、〇〇〇圓	一	三、〇〇〇圓	一	三、〇〇〇圓	一	三、〇〇〇圓	一
其他町村	四〇、〇〇〇圓	一	四〇、〇〇〇圓	一	四〇、〇〇〇圓	一	四〇、〇〇〇圓	一
其他市郡	一、二〇〇、〇〇〇圓	一、二二二	一、二〇〇、〇〇〇圓	一、二二二	一、二〇〇、〇〇〇圓	一、二二二	一、二〇〇、〇〇〇圓	一、二二二
其他府縣	一、二三二、〇〇〇圓	一、二二二	一、二三二、〇〇〇圓	一、二二二	一、二三二、〇〇〇圓	一、二二二	一、二三二、〇〇〇圓	一、二二二
其他個人	一、〇〇〇圓	一	一、〇〇〇圓	一	一、〇〇〇圓	一	一、〇〇〇圓	一
合計	一一、三六六、〇〇〇圓	七、四一七	一一、三六六、〇〇〇圓	七、〇一九	一一、三六六、〇〇〇圓	七、四一七	一一、三六六、〇〇〇圓	七、〇一九

種別	債額	口座數	債額	口座數	債額	口座數	債額	口座數
	明治四十年度		同四十一年度		同四十二年度		同四十三年度	
合計	一一、三六六、〇〇〇圓	七、四一七	一一、三六六、〇〇〇圓	七、〇一九	一一、三六六、〇〇〇圓	七、四一七	一一、三六六、〇〇〇圓	七、〇一九
其他寺校	一、三〇〇圓	一	一、三〇〇圓	一	一、三〇〇圓	一	一、三〇〇圓	一
其他學校	三、〇〇〇圓	二	三、〇〇〇圓	二	三、〇〇〇圓	二	三、〇〇〇圓	二
其他會社	六、〇〇〇圓	一	六、〇〇〇圓	一	六、〇〇〇圓	一	六、〇〇〇圓	一
其他銀行	三、〇〇〇圓	一	三、〇〇〇圓	一	三、〇〇〇圓	一	三、〇〇〇圓	一
其他町村	四〇、〇〇〇圓	一	四〇、〇〇〇圓	一	四〇、〇〇〇圓	一	四〇、〇〇〇圓	一
其他市郡	一、二〇〇、〇〇〇圓	一、二二二	一、二〇〇、〇〇〇圓	一、二二二	一、二〇〇、〇〇〇圓	一、二二二	一、二〇〇、〇〇〇圓	一、二二二
其他府縣	一、二三二、〇〇〇圓	一、二二二	一、二三二、〇〇〇圓	一、二二二	一、二三二、〇〇〇圓	一、二二二	一、二三二、〇〇〇圓	一、二二二
其他個人	一、〇〇〇圓	一	一、〇〇〇圓	一	一、〇〇〇圓	一	一、〇〇〇圓	一
合計	一一、三六六、〇〇〇圓	七、四一七	一一、三六六、〇〇〇圓	七、〇一九	一一、三六六、〇〇〇圓	七、四一七	一一、三六六、〇〇〇圓	七、〇一九

(二)　乙種登錄

種別	債額	口座數	債額	口座數	債額	口座數	債額	口座數
	大正四年度		同五年度		同六年度		同七年度	
合計	一一、三六六、〇〇〇圓	七、四一七	一一、三六六、〇〇〇圓	七、〇一九	一一、三六六、〇〇〇圓	七、四一七	一一、三六六、〇〇〇圓	七、〇一九
其他寺校	一、三〇〇圓	一	一、三〇〇圓	一	一、三〇〇圓	一	一、三〇〇圓	一
其他學校	三、〇〇〇圓	二	三、〇〇〇圓	二	三、〇〇〇圓	二	三、〇〇〇圓	二
其他會社	六、〇〇〇圓	一	六、〇〇〇圓	一	六、〇〇〇圓	一	六、〇〇〇圓	一
其他銀行	三、〇〇〇圓	一	三、〇〇〇圓	一	三、〇〇〇圓	一	三、〇〇〇圓	一
其他町村	四〇、〇〇〇圓	一	四〇、〇〇〇圓	一	四〇、〇〇〇圓	一	四〇、〇〇〇圓	一
其他市郡	一、二〇〇、〇〇〇圓	一、二二二	一、二〇〇、〇〇〇圓	一、二二二	一、二〇〇、〇〇〇圓	一、二二二	一、二〇〇、〇〇〇圓	一、二二二
其他府縣	一、二三二、〇〇〇圓	一、二二二	一、二三二、〇〇〇圓	一、二二二	一、二三二、〇〇〇圓	一、二二二	一、二三二、〇〇〇圓	一、二二二
其他個人	一、〇〇〇圓	一	一、〇〇〇圓	一	一、〇〇〇圓	一	一、〇〇〇圓	一
合計	一一、三六六、〇〇〇圓	七、四一七	一一、三六六、〇〇〇圓	七、〇一九	一一、三六六、〇〇〇圓	七、四一七	一一、三六六、〇〇〇圓	七、〇一九

種別	債額	口座數	債額	口座數	債額	口座數	債額	口座數
	明治四十年度		同四十一年度		同四十二年度		同四十三年度	
合計	一一、三六六、〇〇〇圓	七、四一七	一一、三六六、〇〇〇圓	七、〇一九	一一、三六六、〇〇〇圓	七、四一七	一一、三六六、〇〇〇圓	七、〇一九
其他寺校	一、三〇〇圓	一	一、三〇〇圓	一	一、三〇〇圓	一	一、三〇〇圓	一
其他學校	三、〇〇〇圓	二	三、〇〇〇圓	二	三、〇〇〇圓	二	三、〇〇〇圓	二
其他會社	六、〇〇〇圓	一	六、〇〇〇圓	一	六、〇〇〇圓	一	六、〇〇〇圓	一
其他銀行	三、〇〇〇圓	一	三、〇〇〇圓	一	三、〇〇〇圓	一	三、〇〇〇圓	一
其他町村	四〇、〇〇〇圓	一	四〇、〇〇〇圓	一	四〇、〇〇〇圓	一	四〇、〇〇〇圓	一
其他市郡	一、二〇〇、〇〇〇圓	一、二二二	一、二〇〇、〇〇〇圓	一、二二二	一、二〇〇、〇〇〇圓	一、二二二	一、二〇〇、〇〇〇圓	一、二二二
其他府縣	一、二三二、〇〇〇圓	一、二二二	一、二三二、〇〇〇圓	一、二二二	一、二三二、〇〇〇圓	一、二二二	一、二三二、〇〇〇圓	一、二二二
其他個人	一、〇〇〇圓	一	一、〇〇〇圓	一	一、〇〇〇圓	一	一、〇〇〇圓	一
合計	一一、三六六、〇〇〇圓	七、四一七	一一、三六六、〇〇〇圓	七、〇一九	一一、三六六、〇〇〇圓	七、四一七	一一、三六六、〇〇〇圓	七、〇一九

種別	債額	債額	債額	債額
合計	三億七千九百万円	三億四千二百万円	九億二千万円	三億九千万円
其他	四億七千万円	四億六千万円	一億二千万円	一億二千万円
帝国学士会館	一億二千万円	一億二千万円	一億二千万円	一億二千万円
日本銀行	四億二千万円	四億二千万円	一億二千万円	一億二千万円
東京市	二億五千万円	二億五千万円	二億五千万円	二億五千万円
東京府	一億五千万円	一億五千万円	一億五千万円	一億五千万円
東京市町村組合	一億五千万円	一億五千万円	一億五千万円	一億五千万円
東京市水道局	一億五千万円	一億五千万円	一億五千万円	一億五千万円
東京市電気局	一億五千万円	一億五千万円	一億五千万円	一億五千万円
東京市電車局	一億五千万円	一億五千万円	一億五千万円	一億五千万円
東京市高速鉄道	一億五千万円	一億五千万円	一億五千万円	一億五千万円
東京市地下鉄道	一億五千万円	一億五千万円	一億五千万円	一億五千万円
東京市電気軌道	一億五千万円	一億五千万円	一億五千万円	一億五千万円
東京市自動車	一億五千万円	一億五千万円	一億五千万円	一億五千万円
東京市乗合

臨時國庫證券	一、〇一七、七五〇円	一〇四、九五五円	一円	一、六二、一四円
合計	三一、三三、六五〇		四、〇〇〇	

（備考）登錄額の種類別口座數不明。

登錄國債額の消長に就ては上來其の概要を表示したり。而して玆に聊か附記すべきものあり。即ち國債發行の方式は、無記名證券を發行するものと、登錄國債との二種を存するのみなるを以て、前掲諸表中に於ける無記名證券の現發行額と登錄現在額とを合計したるものは、即ち未償還國債の現在額に一致すべきに拘らず、往々相一致せざることあるを免れず。蓋し無記名證券現發行額の調査は國債證券發行明細簿に依り、登錄額は國債登錄簿の現計に依るを普通とするものなるが、償還の如き場合に在りては、發行明細簿は償還の期日を以て之を削除し、其の現實に支拂を了したるや否やは之を問はず、換言すれば證券回收の有無に關せざるものなるに拘らず、登錄簿に於ける削除は支拂濟に至りて始めて行はるる所にして、即ち甲種に在りては債權者より徵したる償還元金の領收證書に依り、乙種に在りては回收したる記名證券に依りて、登錄簿の削除を爲すものなるが故に、其の國債は既に償還期を經過するも依然登錄簿上に現存すること多きを以てなり。又乙種國債登錄簿の登錄現在額は、記名證券の發行額に一致すべきものなるに拘らず、前掲諸表に於ては各年度とも兩者の一致を見ざるを常態と爲せり。是れ主として所管取扱店の轉換に起因するものにして、即ち甲店に於ては轉出として既に登錄簿より削除するも、乙店に於て未だ轉入の登記を了せざる場合あるべきを以てなり。其の他前掲諸表中登錄額として計上するものと、證券の債額として計上するものと其の員額の符合せざるは、恰も證券の額面高と債額との關係に於けるが如く、畢竟年賦償還に係る舊公債の存するに由る。

第六節　償　還

第一款　償還の計畫

第一項　國債整理基金設置前の償還計畫

政府が始めて國債償還計畫の方案を立てたるは明治六年にして、蓋し同年華士族の祿制を定め、新に祿券の法を施行し、且つ之が支消の資に供せんが爲め、外國に於て公債を募集するの議を起したるに促されしものなり。然れども其の後種々の事故に由り、祿券の法を始め、外國債の募集高及金札引換公債の發行高等に、多少の變更異動を生じ、爲めに該支消の方法及其の計算は、殆んど事實に現はるるに至らずして止めり。尋いで明治十一年八月に至り、大藏卿大隈重信は新に國債償還方案を立つると同時に、準備金の一部を割きて減債基金を設置するの議を太政官に提出し、其の允可を得たり。是れ畢竟曩に金祿處分の事ありて公債の額頓に膨脹し、一面には西南征討の役起りて紙幣の增發を來せしを以て、此等債務の整理に關し財政上一定の方針を確立するの必要を生せしに由れり。加之當時政府は殖產興業の急務なるを認めて、新に起業公債千二百五十萬圓を起し、內國市場に於て未だ曾て經驗なき直接募集法の實行を試みんとする際なりしを以て、之が爲にも確實なる償還方案を立て、以て一般公衆の信用を厚うするの必要を存せしなり。然るに翌十二年六月に至り、大藏卿は地租改正再度の查閱、備荒儲蓄の方法、流通紙幣銷却の增額、外國關係用度の節減なる、所謂財政上緊急の四

政策を建議して裁可を經たるが、此の結果右の償還方案中、更に多少の變更を來せり。茲に其の計算及減債基金に關する要領を摘記すれば左の如し。

『(一)國債元利支消の計算　明治十一年度首現在の內外國債及紙幣の總計は、三億七千五百二十五萬三百五十六圓五十錢にして、之に對する利子を併せて、總額六億二千六百三十六萬二千七圓九十四錢五厘を、明治三十八年度までに悉皆償還するの計畫にして、其の財源區分及支出概算は左表の如し。

種目	金額	備考
通常歲入より繰入	五六五、六二四、二九八・七四一円	(十一年度より十八年度まで年々二千萬圓宛、十九年度より三十三年度まで同二千百萬圓宛
殘贏金繰入	三、八一四、三五三・〇三一	三十四年度より三十七年度まで同二千萬圓宛、三十八年度は千六十二萬餘圓)
準備金より繰入	一一、三八八、四四四・九六九	薩匪征討費の決算殘金及九・十兩年度歲計剩餘金にして、十一年度に於て繰入の分
開拓使返納金	二、五〇〇、〇〇〇・〇〇〇	十一年度より三十八年度まで紙幣支消の爲繰入
補充金	四三、〇三四、九一一・二〇四	北海道開拓費として明治四年開拓使へ貸渡の分、十四年度に於て收入すべきもの
合計	六二六、三六三、〇〇七・九四五	減債基金及之より生ずる利子を以て補充の見込
右の財源に依る支出高		
內國債元金	二四一、六九九、〇七五・五〇〇	(三十八年度に至り完濟の見込
同上利子	二四三、〇一三、〇七一・五〇〇	三十八年度に至り完濟の見込)
外國債元金	一三、六二四、〇三二・〇〇〇	(二十九年度に至り完濟の見込
同上利子	九、〇九八、五七九・九四五	二十九年度に至り完濟の見込)
紙幣銷却	二〇、九二七、二〇九・〇〇〇	三十八年度に至り完濟の見込

(二)減債基金　明治十一年度に於て準備金中より二千萬圓を割きて減債基金とし、之が利殖を圖り、又每年度常用部より二千萬圓づつを國債の償還に充てて支出し、剩餘あるときは之を基金に繰入れ、若し又不足するときは基金より補充することゝ爲す。』

前記國債元利支消の計算中、通常歲入より繰入高每年度二千萬圓(內數年度は多少の增減あり)は、實に明治三十九年國債整理基金設置に至るまで、國債償還豫算定額の基礎となりたるものなり。固より各年度實際の必要に應じ、若干の增額を爲したること稀ならず、且つ我國運の伸張に伴ひ、國債の種類及其の債額は逐年增加し、從て其の間償還の方案には多少の變遷なきにしもあらざれども、大體に於ては年々此の計畫を繼承し、專ら該定額に基き豫算を編成せり。但し明治十五年以降紙幣整理事業の進捗に伴ひ、減債基金は漸次正貨と交換せられて紙幣兌換の資に供せられたるを以て、遂に明治十九年二月に至り之を廢して、其の資金を盡く準備本部に合併したり。從て減債基金の存置は、明治十一年度より十八年度に至る八箇年度間にして、此の間右基金に收入せし金額は、準備金中より繰入れたる基金二千萬圓と、其の純益金との合計、二千六百九十二萬二千二百六十五圓三十九錢六厘なりしが此の內、國債償還金補充として常用部に繰入れたる高は、千百四十七萬七千三百七十八圓九十五錢三厘にして、差引殘金千五百四十四萬四千八百八十六圓四十四錢三厘は、卽ち爾後準備本部に合併して紙幣兌換の資に供せられたるものなり。尋いで明治十九年十月整理公債條例の發布ありて、高利國債借換事業の起るや、國庫中に公債整理金部なる一の會計を設置し、常用部と區分して借換整理に係る收支を爲したり。爾來國債の償還には、常用部豫算卽ち定額二千萬圓を以てするものと、公債整理金を以てするものとの二樣の區別を生じ、相竝びて國債償還の步武に一段の進捗を見るに至れり。

其の後明治二十七年清國と干戈を交ふるに及び、軍事公債の起債ありしが、其の債額頗る莫大にして之が元利を支消するには多額の資を要し、從前繼承の定額二千萬圓の範圍内に於て之を支辨することは、到底不可能に屬したるを以て、二十八年度以降軍事公債の元利金及其の元利拂手數料は、定額以外に之が財源の供給を仰ぐことゝせり。尋で二十九年度には戰後經營の必要に應じ、新に事業公債を起すの計畫あり、是れ亦軍事公債に於けると同一の理由を以て、其の利子及利子支拂手數料を定額外の支辨と定め、鐵道益金・電話益金其の他の歳入を財源として之に充つるの計畫を立て、爾後北海道鐵道公債・祿高整理公債及臺灣事業公債の如きも亦此の例に依れり。

以上之を要するに、國債の償還に就ては明治十一年八月始めて償還方案を立て、尋いで翌十二年六月之に多少の更正を加へて、十一年度首に於ける國債未償還額及紙幣流通額の合計に對し、毎年度二千萬圓若くは二千百萬圓づつを通常歳入より支出し、明治三十八年度に至り全部完濟の計畫と爲せしも、其の後更に加ふる所ありたりと雖も、大體に於ては明治十一年の計畫を繼承し、毎年度通常歳入より支出すべき償還資金の定額を二千萬圓とし、之に軍事公債・事業公債等に要する償還又は利子の金額を加へ、歳計を料理し、以て三十九年四月國債整理基金設置の時に至りしものとす。今減債基金廢止の後、卽ち明治十九年度より、國債整理基金設置の前年、卽ち明治三十八年度に至る、二十箇年間の國債元利其の他手數料等の支出決算を表示すれば左の如し。

年度	一般會計支辨 元金償還	一般會計支辨 利子・手數料・其他	一般會計支辨 合計	公債に屬する整理元金部償還支辨
明治一九	七、三〇三、三六六・八七円	一六、八七七、二四四・四三	二四、〇八〇、八二一・三三	二、四三二、二四〇・〇〇〇円
二〇	六、六四〇、〇四二・〇〇	一六、四六〇、〇四二・〇〇	二二、一〇二、〇八四・〇〇	二、四三二、二四〇・〇〇〇
二一	六、六四〇、〇四二・〇〇	一六、四六〇、〇四二・〇〇	二二、一〇二、〇八四・〇〇	二、四三二、二四〇・〇〇〇
二二	六、六四〇、〇四二・〇〇	一六、四六〇、〇四二・〇〇	二二、一〇二、〇八四・〇〇	二、四三二、二四〇・〇〇〇
二三	六、六四〇、〇四二・〇〇	一六、四六〇、〇四二・〇〇	二二、一〇二、〇八四・〇〇	二、四三二、二四〇・〇〇〇
二四	六、六四〇、〇四二・〇〇	一六、四六〇、〇四二・〇〇	二二、一〇二、〇八四・〇〇	二、四三二、二四〇・〇〇〇
二五	六、六四〇、〇四二・〇〇	一六、四六〇、〇四二・〇〇	二二、一〇二、〇八四・〇〇	二、四三二、二四〇・〇〇〇
二六	六、六四〇、〇四二・〇〇	一六、四六〇、〇四二・〇〇	二二、一〇二、〇八四・〇〇	二、四三二、二四〇・〇〇〇
二七	六、六四〇、〇四二・〇〇	一六、四六〇、〇四二・〇〇	二二、一〇二、〇八四・〇〇	二、四三二、二四〇・〇〇〇
二八	六、六四〇、〇四二・〇〇	一六、四六〇、〇四二・〇〇	二二、一〇二、〇八四・〇〇	二、四三二、二四〇・〇〇〇
二九	六、六四〇、〇四二・〇〇	一六、四六〇、〇四二・〇〇	二二、一〇二、〇八四・〇〇	二、四三二、二四〇・〇〇〇
三〇	六、六四〇、〇四二・〇〇	一六、四六〇、〇四二・〇〇	二二、一〇二、〇八四・〇〇	二、四三二、二四〇・〇〇〇
三一	六、六四〇、〇四二・〇〇	一六、四六〇、〇四二・〇〇	二二、一〇二、〇八四・〇〇	二、四三二、二四〇・〇〇〇
三二	六、六四〇、〇四二・〇〇	一六、四六〇、〇四二・〇〇	二二、一〇二、〇八四・〇〇	二、四三二、二四〇・〇〇〇
三三	六、六四〇、〇四二・〇〇	一六、四六〇、〇四二・〇〇	二二、一〇二、〇八四・〇〇	二、四三二、二四〇・〇〇〇
三四	六、六四〇、〇四二・〇〇	一六、四六〇、〇四二・〇〇	二二、一〇二、〇八四・〇〇	二、四三二、二四〇・〇〇〇
三五	六、六四〇、〇四二・〇〇	一六、四六〇、〇四二・〇〇	二二、一〇二、〇八四・〇〇	二、四三二、二四〇・〇〇〇
三六	六、六四〇、〇四二・〇〇	一六、四六〇、〇四二・〇〇	二二、一〇二、〇八四・〇〇	二、四三二、二四〇・〇〇〇
三七	六、六四〇、〇四二・〇〇	一六、四六〇、〇四二・〇〇	二二、一〇二、〇八四・〇〇	二、四三二、二四〇・〇〇〇
三八	六、六四〇、〇四二・〇〇	一六、四六〇、〇四二・〇〇	二二、一〇二、〇八四・〇〇	二、四三二、二四〇・〇〇〇
合計	一一二、一〇二、〇八四・〇〇	二三四、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	三四六、一〇二、〇八四・〇〇	二、四三二、二四〇・〇〇〇

（備考）一、一般會計支辨決算額の内には、現金前渡精算過剰の返納金を、翌年度の歳入に編入したるものを包含す。
二、減債基金利子並に公債整理金部に於ける初年利子及證書製造發行費は本表に之を除く。

第二項　國債整理基金設置後の償還計畫

明治三十七年日露戰爭勃發するや、以後軍事費の大部分は公債の發行に仰ぎたるが、其の額は明治三十九年度以前に於て既に約十二億八千萬圓に達し、尙三十九年度豫算に於ても四億三千萬圓の公債支辨費を計上せられ、此等を合計するときは三十九年度中に約十七億圓の巨額に達するの計算となれり。而して此等國債の償還期限は概ね短期にして、其の利率も亦高かりしが故に、國庫の負擔甚だ輕からず。加之其の發行高俄然莫大の額に上りし爲め、短期且つ高利なりしに拘らず、其の市價は次第に落調を示し、財政經濟上に及ぼす不利頗る大なるものあるに至れり。茲に於てか國債の整理償還は戰後の財政整理上當面の急務となりしが、斯かる巨額の公債を擁するに際し、其の採るべき方策の如何は、財政經濟上に大なる影響を及ぼすべく、而も戰時公債の大部分は外國に於て募集したるものなるが故に、若し整理の途を誤るときは、其の影響する所單に內國市場のみに止まらず、延いて海外に對する帝國の信用をも毀損するに至るの虞あるべし。是を以て政府は公債の整理償還に關し豫め確固不動の方針を定めて財政の基礎を鞏固にし、以て內外市場をして倚安せしめ、其の信用を中外に維持せんと圖り、而して之が爲には國債整理基金を設置して、每年度一般會計より相當の金額を之に繰入れ、以て國債償還財源の涵養に努むるを必要と認め、卽ち明治三十九年一月第二十二回帝國議會に、國債整理基金特別會計法案を提出したり。而して當時斯かる減債基金設置に關する利害得失に就ては世論頗る喧囂を極め、衆議院に於ても亦右法律案に對して有力なる反對論を存せしも、結局兩院とも多數を以て之を可決せしを以て、政府は同年三月二日法律第六號を以て左の如く之を公布したり。

國債整理基金特別會計法（明治三十九年三月二日法律第六號）

第一條　國債整理基金ヲ置キ其ノ歲入歲出ハ一般會計ト區分シ特別會計ヲ設置ス

國債整理基金ハ國債ノ償還發行ニ關スル費途ニ使用スルモノトス

第二條　國債整理基金ニ充ツヘキ資金ハ每年度一般會計ヨリ之ヲ國債整理基金特別會計ニ繰入ルヘシ

前項每年度一般會計ヨリ繰入ルヘキ資金中明治三十七八年戰役ニ關スル經費支辨ノ爲發行シタル國債及其ノ借換ノ爲ニ發行シタル國債ニ關スル分ハ年額一億千萬圓ヲ下ルコトヲ得サルモノトス

第三條　國債借換ニ依ル募集金其ノ他ノ收入金ハ直接ニ之ヲ國債整理基金特別會計ニ編入スヘシ

第四條　國債整理基金ハ金銀地金及有價證券ヲ以テ之ヲ保有シ其ノ他有利且確實ナル方法ヲ以テ之ヲ運用スルコトヲ得

前項ノ運用ハ日本銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシム

第五條　政府ハ計算上利益アリト認ムル場合ニ於テ國債借換ノ爲低利ノ國債ヲ募集スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ利率、募集ノ方法、規約、據置年限及償還年限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

國債借換ノ爲發行スル國債ニ關シ本法ニ規定ナキモノハ整理公債條例ニ依ル

第六條　政府ハ計算上利益アリト認ムルトキハ額面以上ニテモ買入銷却ヲ爲スコトヲ得

第七條　國債整理基金ノ運用ヨリ生スル損益ハ本特別會計ノ所屬トシテ整理スルモノトス

第八條　國債整理基金ニシテ毎年度內ニ使用セサルモノハ翌年度ヘ繰越スヘシ

國債整理基金特別會計ノ毎年度歲出豫算ニ於ケル支出殘額ハ遞次繰越使用スルコトヲ得

第九條　政府ハ毎年國債整理基金特別會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

附　則

第十條　本法ハ明治三十九年度ヨリ之ヲ施行ス

第十一條　本法施行前一般會計ニ收入シタル借換國債ノ募集金ニシテ本法施行ノ日ニ於ケル現在額ハ之ヲ本特別會計ニ繰入ルヘシ

明治三十八年度一般會計ニ於テ前項借換國債ノ募集金ヲ以テスル國債償還ノ歲出豫算ニ於ケル支出殘額ハ之ヲ本特別會計ニ繰越スヘシ

第十二條　償金特別會計法ハ明治三十八年度限リ之ヲ廢止ス

償金特別會計ニ屬スル現金、有價證券及他ノ會計トノ計算ハ國債整理基金特別會計ニ歸屬スルモノトス

右法律に依れば、臨時事件費支辨の爲に起したる國債の償還及利子支拂に充つる爲め、毎年度少くとも一億千萬圓を一般會計より基金に繰入るべきものなるが、軍事公債以外の公債に關しては、別に繰入額を定むることなく、其の額は毎年度の豫算の決定に委ねたり。而して右軍事公債の償還に關する繰入額最下限一億千萬圓は、日露戰役關係の國債額を約十六億七千餘萬圓と見積り（煙草專賣法國庫債券及臨時事件公債をも含む）其の平均年利を五分とし、三十箇年賦元利濟崩の方法に依り之を算出して、其の大數を採りたるものなり。

右の如く新に國債整理基金を設置することとなりしを以て、之に伴ひて將來の償還方案を立つるの必要あり。即ち臨時國債整理局は第二十三回帝國議會の開會に先だち、明治三十九年十一月豫算に關する公債の分とに分ち、前者は從前の定額二千萬圓を基礎とし、日清戰役に關する軍事公債の元利金及手數料並に事業・北海道鐵道・祿高整理の三公債の利子及手數料に限り右定額外の支辨とし、就中軍事公債は二十二箇年賦元利濟崩の計算に依り、又臺灣事業公債の償還計畫は主として臺灣總督府の取調に基き多少斟酌を加へ、明治五十七年度に於て償還完了の計算と爲す等、概して從前の計畫を繼承し、即ち全體の償還完了年度を明治七十五年度、元利金及其の手數料の支出高を、通計十三億二千二百五十八萬餘圓と算定したり。而して後者に就ては、法定の繰入額最下限一億千萬圓を標準として、償還完了年度を明治七十二年度、元利金及手數料支出高を通計四十六億千九百五十二萬圓と算定したり（兩者とも其の支出高には借換資金の支出高を包含す）。

國債整理基金は斯くして明治三十九年度より設置せられ、一般會計より年々一億數千萬圓に上る整理資金の繰入を受けしが、而も當時に於ける國債額は、日露戰役に關聯せる分と戰前發行の分とを併せて總額二十二億餘圓に上り、之に要する利子支拂額のみにても毎年一億圓以上に達するの狀況なりしを以て、毎年度一般會計より繰入れらるる整理資金の大半は右の利子支拂に充當せられ、國債

元金の償還に充てられし分は、三十九年度に於て二千七百十萬八千八百五十七圓、四十年度に於て千七百八十八萬七百六圓、四十一年度に於て三千七百二十九萬六千三百三十一圓に過ぎざりしなり。

然るに他方戰後經營上の一大事業として、明治三十九年度に鐵道の國有斷行せられしが、此の結果私鐵買收の爲にする公債約五億圓の發行を見るに至り、國債の額は更に一層の膨脹を來し、爲に國債の市價は益々低落の傾向を示し、世上往々我財政經濟の前途を憂懼する者を生ずるに至れり。茲に於て明治四十一年七月、西園寺內閣の後を承けたる桂內閣は、國家の大計上一層財政の基礎を確立せんと欲し、方針を改めて完全なる國債整理の實を擧げんことを期し、之が調査に努むる所ありしが、世論亦翕然として之に應じ、國債整理の問題は一世を風靡するに至れり。就中有力なる銀行家等は、之より先き國債に關する調査會を組織し、調査の結果同年八月十四日全國手形交換所聯合會々長の名を以て、內閣總理大臣及大藏大臣に對して、國債整理に關する一篇の建議書を提出したり。卽ち左の如し。

『　建議書

明治三十七八年戰役以來急激に增加したる內外國債の整理を爲すは、帝國財界の基礎を確立するに於て最も緊要とする所なり。然りと雖ども國債整理の事たる、素と財政の整理と相俟ちて始めて效果を收むべく、制度如何に美なりと雖も其實之に伴はざれば、遂に徒法に歸すべきは泰西各國の實例明に之を證する所なり。故に政府は宜しく銳意財政を整理し、有利の條件を以て國債を整理するを期圖せざるべからず。而して其時期に達するまでは左の事項を實行し、一は以て國債に關する內外の信用を厚うし、價格の回復を計り、一は以て商工業の資本を裕にし、產業の發展を利するは、實に目下の急務なりと認む。

一　公債財源に依る新計畫は之を見合はす事

二　官營事業を擴張し、又は新に計畫する爲めに公債を發行せざる事

三　旣に帝國議會の協贊を經たる公債財源に依る經費を節約して之に充て、公債を發行せざる事

四　未募集公債は總て之を切棄つる事

五　增稅に依らずして財政の許す限り公債の償還を行ふ事

但其額は每年六千萬圓を下らざるものとし、現實に之を償還する事

六　今後數年間に償還期限の到來すべき公債は、逐次抽籤に依り之を償還する事

但有利の條件を以て借換を爲すことを得る場合は此限りにあらず

七　國債の整理に關し特別の監視機關を設くる事

但此機關は會計檢査院長、貴衆兩院議員、及民間より任命したる委員を以て組織する事

右各地手形交換所聯合會の決議に依り及建議候也。

明治四十一年八月十四日

各地手形交換所聯合會々長　豐　川　良　平

內閣總理大臣侯爵　桂　太　郎　殿』

當時會々政府に於ても調査を完了する所ありしを以て、同月二十八日閣議に於て一定の方針を議決し、翌二十九日左の如く之を發表したり。

(一)既定の事業計畫を縮小することなくして、財政經濟上の必要と事業の遂行との調和を圖る爲め數年に亙り繼續費に繰延を加へ、年度割を改定すること。

(二)確定歳入を以て歳計の基礎を立つる爲め、從來公債を財源とする費途は、普通財源の支辨に移すこと。

(三)從來見込みありたる各年度歳入の自然增加は、財政の基礎を鞏固にする爲め、財政計畫より之を控除すること。

(四)四十二年度以降毎年度の公債償還高は、五千萬圓を最少限度とすること。

(五)鐵道は獨立經營を立てしむる爲め、新に之に適當する特別會計法を設くること。

斯くの如く財政計畫の方針確立したるに因り、政府は明治四十二年度歳計豫算の編成に際し、國債の償還計畫を左の如く決定したり。

(一)毎年度元金の償還として五千萬圓を繰入るるものとす。

(二)前項の外次年度以後に於ては、遞次前年度の償還に因りて利子の支拂を減少したる高を、元金の償還として繰入るるものとす。

(三)臺灣事業公債に關する償還計畫は前二項以外とし、既定の計畫に依るものとす。

(四)將來新に起債を要する場合に至れば、其際之に對する償還計畫を立つるものとす。

右國債償還計畫の決定に基き、明治四十二年一月中臨時國債整理局に於て、更に精細なる調査を遂げて國債償還方案を作製し、同年三月大藏大臣の決裁を經たり。卽ち此の方案に依れば、明治四十二年度首概定未償還額二十二億三千三百二十七萬二千八百二十二圓二十錢と、將來起債見込額合計四億五千八百五十萬二千九百二十五圓とに對し、同年度より明治六十八年度迄、二十七箇年間を以て元利の皆濟を告ぐる計算にして、其の元利金・手數料其の他雜費の支出見込額を總計すれば、通計四十九億三千六百六十七萬七千五百九十三圓三十七錢八厘に達す。今參考の爲め該償還方案中、總括年次表及定額支辨元利支出額年次表を左に抄出掲載すべし。

(一)　國債償還總括年次表

年度	年度首未償還額	起債額	支出額				
			償還元金	利子	手數料其他雜費	計
明治四二	二、二三三、二七二、八二三・二〇〇円	三三四、二四〇、八五〇円 ＊一〇〇、〇〇〇	五一、九五〇、〇〇四・五〇〇円 ＊一〇〇、〇〇〇・〇〇〇	一二九、七五九、九九三・八七九円	八七九、五五八・〇四五円	一八二、五六九、五五六・四三四円
四三	二、一四〇、五六三、六六七・七〇〇	一九七、七八四、二〇五 ＊二、八二六、六五五	六二、三四〇、一八九・五〇〇 ＊二、八二六、六五五・〇〇〇	一二五、一四四八、〇三三・三三三	九〇八、七八四・二七八	一八八、六九六、九九六・一一〇
四四	二、五四一、〇〇七、六八三・二〇〇	七、一八七、八七〇 ＊四、四八七、八七〇	五六、六五八、九四九・五〇〇 ＊四、四八七、八七〇・〇〇〇	一二四、九五六、五四一・四三四	九五八、一四四七・五四六	一八二、五七三、九三八・四八〇
四五	二、一四九、一五六、六〇三・七〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	五九、六二八、九二四・九二〇	一二三、二九八、〇〇一・七四六	九四一、四〇三・九三四	一八二、八六八、三二九・六〇〇
四六	二、一四三四、六〇七、六七八・七六〇	二、四〇〇、〇〇〇	六三、三四一、七〇三・四〇〇	一二九、五六五、三三三・八二七	九二一、七四六・五八五	一八二、八六八、七三二・八一二
四七	二、三七四、九六五、九七五・三八〇	二、五〇〇、〇〇〇	六四、九三〇、〇五五・九六〇	一二六、七四五、一〇七・九六〇	九〇一、〇五八・二七四	一八二、五六六、二三三・一九四
四八	二、三二二、五三五、九一九・四二〇	二、四九〇、〇〇〇	六七、九三七、二五八・一六〇	一二三、八六〇、一五六・一四三	八七九、一九五・二六九	一八二、六七六、六〇九・五七二
四九	二、二四七、〇八八、六六〇・二六〇	二、三七〇、〇〇〇	七一、一三二、八〇九・六〇〇	一一〇、七七八、六〇七・七二九	八四六、二七五・六三八	一八二、七六七、六九二・九六七
五〇	二、一七八、三三五、八五二・六六〇	二、四〇〇、〇〇〇	七四、四七四、八〇〇・三六〇	一〇七、五四五、八七三・二四九	八三二、一九四・九〇三	一八二、八五三、八六八・五一二
五一	二、一〇六、三五一、〇五一・四〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	七八、一七〇、三二一・九四〇	一〇四、一五〇、五〇三・六八六	八〇六、九八九・三二九	一八三、一二七、七〇四・九五五
五二	二、〇三〇、六八〇、八三九・三六〇	二、四〇〇、〇〇〇	八一、八六六、一六五・九〇〇	一〇〇、五六六、九七五・三五一	七八〇、四九九・六〇〇	一八三、一九〇、六〇五・九〇〇
五三	一、九五一、三五四、六七三・四六〇	二、五〇〇、〇〇〇	八五、六五〇、〇三〇・〇四〇	九六、八五〇、六九九・二九七	七六二、四七五・二七一	一八三、二六三、一九四・六〇八
五四	一、八六八、二〇四、六五三・四二〇	二、五〇〇、〇〇〇	八九、五五三、三九八・五二〇	九三、〇二九、七三八・一三八	七三三、六一四、一五八	一八三、三〇五、七五〇・八一六

年度	第一種	第二種	第三種	第四種	合計	内訳 元金	内訳 利子
明治四二	三四〇、三九一、三九八・三四円	一一一、五九二、四五九・八一七	三九、一六〇、五八八・四三円	一、四一六、一六〇・〇〇〇円	一七、五七〇、五六八・六一九	五〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇円	一一七、五七〇、五六八・六一九円
四三	三〇、四九七、六六〇・七三三	一一一、四七一、四九五・四三	三、八四九、一三一・八八	三、〇一六、一六〇・〇〇〇	一七、五七〇、五六〇・六三三	四、〇一八、一八〇・〇〇〇	一一四、〇〇〇、〇〇〇・〇〇六
四四	三一、一〇三、八四八・三六三	一一一、四四一、八一八・三五五	三九、九九九、六六六・〇〇〇	三、〇三〇、一六〇・〇〇〇	一七、五七〇、六三三・五一七	四、六四八、九四〇・〇〇〇	一一二、九一一、六三〇・〇一七
四五	三一、九九九、六〇〇・七六三	一一一、六六〇、一〇一・四四七	三九、九四三、六六六・〇〇〇	三、〇一八、一六〇・〇〇〇	一七、五七〇、五六六・三四	五七、三八、九三四・〇〇〇	一一〇、一四一、六三六・三五六
四六	三一、八九九、五三〇・七六三	一〇九、五四四、〇七〇・四八	四一、一〇三、八六六・〇〇〇	三、〇〇一、一六〇・〇〇〇	一七、五七〇、六四三・八一〇	六〇、〇五〇、七〇六・四〇〇	一一七、四九九、九八四・四一〇

（備考）一、本表は國債を左の五種に分ち、各別に計算したるものを總括して、債還計畫の大要を示すものなり。

第一種　第二種乃至第五種を除きたる各種公債

第二種　臨時事件に關する各種國債

第三種　鐵道（京釜鐵道及臺灣鐵道を除く）に關する各種國債

第四種　京釜鐵道買收法に依る各種國債

第五種　臺灣に關する各種國債

二、明治四十二年度首未償還額は、第一種に在りては舊公債、海軍公債、整理公債、軍事公債、事業公債及舊高整理公債、第二種に在りては國庫債券（第二、第三回及煙草專賣法に依る分）、臨時事件公債、災害公債、第一回四分利付英貨公債、第二回四分利付英貨公債、五分利付英貨公債、第二回同（上）及借換整理公債、鐵道公債、事業公債、北海道鐵道敷設公債、第四種に在りては鐵道公債、鐵道買收公債及舊鐵道會社債、第五種に在りては尾及に在りては舊鐵道會社債（炭礦、北越、北武、七種に在りては舊鐵道會社債、第三回同（西）及舊鐵道會社債務整理公債、第四種に在りては鐵道公債、鐵道買收公債及舊鐵道會社債、第五種に在りては臺灣事業公債及同借入金なり。

三、明治四十二年度以降に於ける起債額は、第五種臺灣事業公債及起債すべきもの）、第三種及同借入金の外、第二種に在りては鐵道買收公債及舊鐵道會社債務整理公債なり（鐵道事業費借入金は之を除く）。

四、利子の内には大藏省證券利子及割引差額、並に鐵道買收代價に對する交付金を算入す。

費は、大藏省證券發行及元利拂の手數料、國債事務取扱手數料、證書製造及發行費其の他國債費等なり。

五、國債元利金の支出額は、第一種乃至第四種を通じて毎年度一七七、五七〇、五六四六二九を以て定額とし證券最小額面未滿の利餘は、逐次翌年度へ繰越すものとして計算せり。而して計算の結果未年度に於ては、一一八、七二一四六二九の不用剰餘を生ぜり。

六、起債及償還元金の欄に＊印を附したる負額あるは、借換に係る債額を示すものにして、合計に算入せざるものとす。

（二）定額支拂元利支出額年次表

| 合計 | 國債整理基金歲入歲出豫定計算書 | 國債整理基金歲入歲出豫定計算書 | 國債整理基金歲入歲出豫定計算書

を加算せず、且つ臺灣事業公債の分をも併算して、之を五千萬圓と定めしが、爾後此の最少限度額五千萬圓は、殆ど事實上の定額となり、大正三年度に至るまで毎年度此の例に依り償還を實行したり。

然るに前述の如く國債整理基金設置の目的は、主として日露戰役に因りて生じたる巨額の國債の整理償還に在り、此の爲に前掲國債整理基金特別會計法第二條第二項に於ても、毎年度一般會計より本特別會計に繰入るべき資金の中、日露戰役に關する國債に對する整理資金は、特に年額一億千萬圓を下ることを得ざることと定めたり。斯くて此の規定に從ひ、且つ上述の如き國債償還方針を實行し來りし結果、日露戰役に因る國債額は漸次減少し、爲に大正四年度に於ては右の一億千萬圓の繰入金のみに依りても、國債償還額は五千萬圓以上に上り、爾後年々增加して數年の後には六千萬圓以上の償還額に達するの計算となれり。加之右の如く日露戰役關係の國債の爲に、毎年必ず優先的に一定額の繰入金を行はざるべからざる以上、今後數年間に內國に存する臨時事件關係公債は全部償還し盡されて、爾後元金償還は總て外國債に對して之を行はざるべからず、之に年々外國へ支拂ふべき國債利子額を加算するときは、毎年一億圓以上の正貨を海外に流出せしむることとなり、我國貨幣制度維持の上に多大なる困難を生ずるの虞ありたり。更に又過去の狀勢よりすれば、右の如く償還計畫を立てて之を實行するも、他面に於ては財政上の必要に因り全然起債を避くることを得ずして動もすれば一方に償還を行ひて他方に募債を爲すの矛盾を生じ、結局債額の減少は之を望むべからざるの狀勢なりしを以て、國債整理基金の制度並に繰入金制限の存廢に關し世論漸く盛となり、大正三年二月第三十一回帝國議會に於ては、衆議院議員中より國債整理基金特別會計法第二條第二項を削除せんとするの法律案を提出したる者ありたり。右法律案は委員會に於て審議未了の爲め不成立に終りしが、政府に於ても從來の償還方針は到底之を墨守するを得ざることを認むるに至れり。會會大正四年度豫算の編成に當り、政府は帝國鐵道特別會計に於ける鐵道の建設改良費の中、二千萬圓は從前の如く之を公債に仰ぐの必要を認めしが、當時の狀勢は內外共に右國債の募集を行ふに適せざるものありしを以て、茲に政府は國債整理基金特別會計法に改正を加へ、一般會計よりの繰入金中臨時事件公債に關する制限を除きて、臨時事件公債に限らず、何れの公債にても自由に償還し得ることと爲すと同時に、毎年の償還額を約三千萬圓の程度に減少し、之と從來の償還額との差額約二千萬圓は一般會計より直に鐵道特別會計に貸付けて、鐵道資金に充つることに方針を決し、此の方針の下に國債整理基金特別會計法中改正法律案を、大正三年十二月召集の第三十五回帝國議會に提出したり。然るに衆議院特別委員會に於ては、公債政策の動搖及鐵道財源の變更を不可として之を否認し豫算委員會亦此の趣旨に從つて、大正四年度豫算中國債元金償還額三千萬圓、及鐵道特別會計貸付金二千萬圓を削除し、尙其の他の點に就きて修正を加へたり。斯くて右豫算案に關して政府と議合はず、遂に議會は解散を命ぜられたり。尋いで大正四年五月第三十六回帝國議會の開會に方り、政府は前回と同一の案を提出して兩院の協贊を得、茲に同年六月二十一日法律第十四號を以て、左の如く之を公布したり。

法律第十四號（大正四年六月二十一日）

國債整理基金特別會計法中左ノ通改正ス

第二條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項繰入額ノ中國債ノ元金償還ニ充ツヘキ金額ハ他ノ特別會計ヨリ繰入ルルモノヲ併セテ

前年度首ニ於ケル國債總額ノ萬分ノ百十六以上トシ三千萬圓ヲ下ルコトヲ得サルモノトス」

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ大藏省證券及借入金ハ之ヲ國債ト看做サス

附　則

本法ハ大正四年度ヨリ之ヲ施行ス

尙右改正の理由を明かにせんが爲め、左に提案當時大藏省理財局に於て作成したる參考書類中より、其の要綱を抄錄すべし。

『（一）國債整理基金特別會計法第二條第二項（中略）の制限に從ふときは、償還の進捗に從ひ債額逐年減少し、利子所要額亦遞次減少するが爲め、元金償還額は之に應じて遞次增加することとなり、大正四年度に於ては當に五千萬圓以上を償還すべき計算となり、而も大正十年頃に至りては、明治三十七八年戰役に關する內國債は存在せざることとなり、其の後は年々六千萬圓又は七八千萬圓と云ふが如き、巨額の外國債を償還せざるべからざるに至るべし。是れ正貨の維持上殆んど行ふべからざる事と爲す（下略）。

（二）明治四十一年中財政計畫の方針を確立し、每年度國債の償還資金繰入額を五千萬圓と定め、同四十二年度以降著々國債の償還に努め、就中明治三十七八年戰役に關する國債の如きは、逐年少からざる減少を見るに至れり。然るに一面鐵道の建設改良、又は朝鮮の經營、其の他必要事業に付て起債を要するもの少からず、其の多くは預金部及內地金融市場より短期の借入金を爲し來りたるも、預金部及內地金融市場の事情も到底長く之を許さざるに至り、勢ひ之を借換ふる爲めに、外國市場に募債せざるべからざることとなり、國債の額は一面に減少するも、他の一面には動もすれば增加の傾向を呈し、從て一般國債の信用上却て惡影響を來すの虞あり。故に寧ろ償還額を節制し、以て成るべく公債政策上の弱點たる新規起債を避くるは、國債の信用を維持增進し財政の基礎を鞏固にする必要の施措にして、今日に於ては五千萬圓なる償還定額は復た之を墨守すべからざるや明かなり（中略）。人或は五千萬圓償還の計畫は、外國市場に於ても夙に聲明せられたる所なれば、今之を減少するときは、外國に於ける我が公債の信用を失墜すべしと危む者あれども、近來我が財界の事情は、彼にも昔日に比して明瞭となりて、却て彼國に於て無理なる國債償還を憂ふる者さへ少からざるの有樣なり（下略）。

（三）明治三十七八年戰役に關する國債償還資金繰入の制限は、宜しく之を撤廢すべしと雖も、汎く國債の全體に亙る償還に付ては相當の償還を勵行し、一般國債の信用を維持すべきは論を俟たざるが故に、玆に適度を考量し、年々三千萬圓を以て元金償還資金繰入の最下限と定めんとす。而して此の金額は國債現在總額の約萬分の百十六に相當し、之を現時の財政狀態に照し、又之を歐米の立法例に徵し、蓋し其の當を得たるものと信ず。

（四）既に三千萬圓を以て國債の全體に通ずる元金償還資金繰入の最下限と爲すも、今後豫測し得べからざる事變等に因り、國債の額が更に大に膨脹することなきを保せず。萬一斯る場合に際會せば、三千萬圓は寧ろ寡きに失するの非難を免かれざるべきが故に、現時の總債額に對する步合、卽ち萬分の百十六を以て最少限度とし、三千萬圓なる制限と兩々相須つて、常に償還額の適度を保持するの方針を採りたり。又改正法案に於て步合算出の基礎を、前年度首國債の現在總額に取りたるは、畢竟豫算編成上の便宜を圖りたるに由る。

（五）前述三千萬圓なる金額、及萬分の百十六なる歩合は、何れも繰入額の最少限度なれば、苟も財政上餘裕ある場合には尙之れよりも多き繰入を爲し、以て成るべく償還の進捗を圖るべきは勿論なり。殊に各年度に於ける國庫剩餘金は必要の財源に充當せらるるものの外、擧げて之を國債整理基金特別會計に繰入るべき方針なり。

（六）國債整理基金特別會計法第一條及第二條第一項に所謂「國債」には、大藏省證券及借入金を包含するものなれども、第二條第二項に於て元金償還資金繰入の制限を定むるには從來の例に依り大藏省證券は勿論、借入金の如きものを算入せざることとし、特に第三項の除外規定を置きたり（下略）。』

國債整理基金特別會計法改正の結果、從來臨時事件關係の國債のみに對して設けられし整理資金繰入額の制限は撤廢せらるると共に、明治四十二年度以來年々繼續實行せられ來りし五千萬圓償還の方針も玆に變更せられ、大正四年度以降は國債總額（但し大藏省證券及借入金を除く。後法律の改正に依り臨時國庫證券及米穀證券をも除外す）の萬分の百十六、或は三千萬圓を最少限度として、年々償還の歩を進むることとなれり。但し此の償還計畫の變更に基く將來の各年度償還年次表の如きは、未だ作成せられしものを存せず。

翌大正三年十二月召集せられたる第三十七回帝國議會に對し、政府は大正五年度豫算案を提出せしが、右豫算案に於ても國債の償還に就いては前年度の方針を踏襲し、國債整理基金特別會計への繰入金を三千萬圓と爲すと共に、鐵道資金に充つる爲め、一般會計より鐵道特別會計に二千萬圓の貸付を行ふことと定めたり。之より曩き政府が第三十六回帝國議會に大正四年度豫算案を提出し、前述の如く公債元金償還額五千萬圓を三千萬圓に減少して、二千萬圓を鐵道資金に振向くるの計畫を立つるや、貴族院は院議を以て、他日我經濟狀態が內外市場に於て公債募集を可能と爲すに至るときは鐵道の如き收益を生ずる事業に要する財源には、從來の如く該特別會計の負擔に於て公債を募集して之に充て、一般會計より右特別會計に振向くべき資金は、之を國債元金償還金の增額に充つべきことを決議の上、右豫算を可決し、大藏大臣亦決議の趣旨に副ふべきことを言明したり。爾來我國經濟界は世界大戰の影響を受けて其の狀況一變し、貿易狀態の好轉に因る著大なる正貨の輸入超過ありし內地の金融狀態も漸く緩慢の徵を現すに至り、玆に內國債の募集は金融調節上、寧ろ一般の歡迎する所なるが如き氣運を生じたり。玆に於てか第三十七回帝國議會の開會中貴族院に於て、現在の經濟狀態よりするも、將來に於ける外國債償還の方策より考ふるも、將又前年貴族院に對する政府の政治上の關係より云ふも、政府は國債整理資金に對する元金償還繰入額三千萬圓を五千萬圓に復舊還元し、鐵道財源供給の爲には別に公債を募集すべしとの說を生じ、此の說漸く貴族院の大勢を制せんとするに至り、玆に所謂減債基金還元問題は財政上及政治上極めて重要なる問題となれり。時に會々上述の如く財界の狀況一變し、內國債の募集を歡迎するの氣運に向ひしに因り、政府は鐵道會計に於ける經理及在外正貨の處分等に便する目的を以て、大正五年度に於て、內國に於て鐵道債券四千萬圓を募集し、以て佛貨國庫債券を借換整理するの計畫を立てしが、尙ほ前述貴族院多數の意嚮を參酌して、別に國債整理基金特別會計の豫算に於て內國債二千萬圓を募集し、以て四分半利付英貨公債の一部を借換整理するの計畫を立て、之に關する大正五年度追加豫算案を提出したり。而して右計畫を實行するが爲には、國債整理基金特別會計法第五條の規定に除外例を設くるの必要ありしを以て、政

府は右追加豫算案と共に『政府ハ外國債ヲ整理償還スル爲必要アルトキハ國債整理基金特別會計法第五條ノ規定ニ依ラス內國債ヲ發行スルコトヲ得』との法律案を提出し、共に兩院の協贊を經たり。斯くして貴族院に於て還元論の盛に行はれしにも拘らず、國債償還計畫の復舊は遂に實現を見ずして止みたり。

大正五年十月內閣更迭し、後繼の寺內內閣は大正六年度豫算案を第三十八回帝國議會（大正五年十二月開會）に提出せしが、右豫算案に於ては、公債の償還は其の借換に屬するものを除き、二千萬圓を增額して五千萬圓と爲し、鐵道の建設改良費二千百八十六萬圓は、公債募集金を以て之を支辨することとしたり。尙ほ大藏大臣勝田主計は衆議院に於ける豫算案の說明に當り、大正七年度以降に於ても其の歲入の狀況及國庫收入の按排を考量して、五千萬圓償還の主義を遂行せんことを期する旨を聲明し、玆に還元問題は將に完全なる解決を見んとせしが、會々議會解散の爲め同豫算案は不成立に終りしを以て、國債償還額も前年度豫算を踏襲して三千萬圓に止まることとなれり。然れども大正六年六月召集せられし第三十九回帝國議會に於て、政府は大正六年度追加豫算案を提出し、其の中に於て國債整理基金繰入金二千萬圓を計上して議會の協贊を經、玆に五千萬圓償還の方針を貫徹したり。

翌第四十回帝國議會に提出せられたる大正七年度の豫算案に於ても、政府は前年度の方針に從ひ國債償還資金繰入額を五千萬圓と定めしが、同八年度以降の財政計畫に於ては、之を三千萬圓に減縮することと爲し、同議會に於て大藏大臣は此の旨を言明したり。蓋し政府は當時內外の情勢に鑑みて、國防の一日も忽にすべからざるを認め、七年度豫算の編成に當りて國防充實の計畫を立てしが、之が經費の性質上後年度に亙り恒久的財源を確保するの必要あるを以て、其の財源の一部として增稅其の他の增收計畫を立つると共に、更に大正八年度以降に於て國債償還資金繰入額を三千萬圓に減額し、殘額二千萬圓を以て國防充實の財源に供せんとせしものなり。而して衆議院豫算委員會に於ける右大正七年度豫算案の審議に際しては、委員中今日の情勢に於ては最早所謂還元を實行するの必要なく、寧ろ七年度繰入額五千萬圓中二千萬圓を削除し、之を以て臨時事件費竝に臨時軍事費の財源に充つべしとの議を爲す者ありしも、少數にして成立せず、結局『國債整理基金繰入中、國債償還に充つべき金額五千萬圓に關しては、政府は物發事件に備ふるの趣旨に依り、成るべく年度の終に近づくまで償還を差控ふべし』との希望を附して原案を可決したり。

大正七年九月寺內內閣に代りて原內閣成立し、同內閣は同年十二月開會の第四十一回帝國議會に大正八年度豫算案を提出せしが、其の中、國債償還繰入額に關しては、前內閣の方針を踏み、之を三千萬圓に減縮することと爲したり。此の繰入減額案に關しては、兩院とも別に大なる異論もなくして可決せられしが、翌第四十二回帝國議會に方り、政府は國防充實に關する新規計畫を立て、而して之が財源に充當する爲め新に租稅增收の計畫を定めしが、尙ほ其の不足額に對しては、當分の內國債償還を停止して、之に充當するを最も機宜を得たる措置と認め、右に關する法律案を提出したり。右法律案は衆議院解散の爲め不成立に終りしが、大正九年七月開會の翌第四十三回帝國議會に於て可決せられ、同年八月五日法律第四十號を以て左の如く公布せられたり。

法律第四十號（大正九年八月五日）

政府ハ國防ノ充實ニ關スル經費支辨ノ爲大正九年度乃至大正十二年度限リ國債整理基金特別

會計法第二條ノ規定ニ依ル元金償還資金ノ繰入ヲ爲サザルコトヲ得

斯くて右法律に基き大正九・十・十一の三箇年度豫算に於ては、國債償還資金の繰入は之を行ふことなかりしが、大正十一年六月成立したる加藤友三郎内閣は、大正十一年度豫算の實行に當り整理緊縮の企圖を立て、公債金支辨事業の繰延を爲すと共に、該事業費は成るべく之を一般財源に振替ふるの方針を採り、大正十二年度豫算の編成に際しても亦此の方針に則り、努めて財政行政の整理緊縮を圖りたり。而して前述の如く、大正九年度乃至十一年度三箇年間公債の償還を停止せしことは、當時に於ける一般經濟界の不景氣と相俟ちて、公債の市價を漸次低落せしむると共に、新規募集に對する市場の消化力をも減殺せんとしたり。茲に於て政府は將來に於ける公債の信用を高め、公債の市價を維持し、且つ其の發行を圓滑ならしむる手段を講ずるを以て最急務と認め、前掲法律に依る償還資金繰入停止期間は尚一箇年度を殘せるに拘らず、大正十二年度に於ては償還資金繰入の制度を復活することに決定したり。斯くて大正十二年度豫算案に於ては、政府は國債總額の萬分の百十六に相當する額を標準として、四千二百萬圓の償還資金繰入を計上し、第四十六回帝國議會の協贊を得たり。

大正十三年度以後は大震災の後を承けて、復興復舊事業の爲に要する經費巨額に上り、財政經理上頗る困難を極めしが、政府は克く財政行政の緊縮整理を圖り、國債整理基金特別會計法第二條の規定に據る元金償還資金は、每年度國債總額の萬分の百十六に相當する金額の繰入を爲すことを得て、以て大正末年に及べり。

然るに他面に於て我國債の額は、從來歐洲大戰に要したる戰費竝に之に伴ふ財界變動に基因する各種公債の發行、其の他借換差增等の爲め急激なる增加を遂げしに加へて、大正十二年の大震災に因る復興復舊費支辨の爲の公債發行に依り、更に一層の膨脹を來せしを以て、政府は國債償還額增加の方策として、從來の國債額の萬分の百十六相當額を繰入るるの外、每年度國庫剩餘金の一部を國債償還資金に充つるの制度を樹立するの必要を認め、國債整理基金特別會計法中改正法律案を、大正十五年十二月開會の第五十二回帝國議會に提出して其の協贊を得、昭和二年三月法律第四號を以て之を公布したり。其の中償還資金繰入に關する部分を抄錄すれば左の如し。

法律第四號（昭和二年三月二十九日）（抄錄）

國債整理基金特別會計法中左ノ通改正ス

第二條ノ二　國債ノ元金償還ニ充ツル爲前條ノ繰入額ノ外每年度其ノ前前年度ニ於テ一般會計ノ歲計上新ニ生シタル剩餘金ノ四分ノ一ヲ下ラサル金額ヲ一般會計ヨリ國債整理基金特別會計ニ繰入ルヘシ

前項ノ剩餘金ノ計算ニ付テハ之ヲ生シタル年度ヨリ翌年度ニ繰越シタル歲出豫算ノ財源ニ充ツヘキ額ヲ算入セサルモノトス

附　則

本法ハ昭和二年度ヨリ之ヲ施行ス

尚右法律案の議會提出に際し、大藏大臣の爲したる說明の要旨を揭ぐれば左の如し。

『近年我が國債增加の趨勢は頗る著しく、最近十箇年間に其の總額は二倍餘に增加したり。故に將來若し何等施す所なくして從來の趨勢に放任するときは、我が國債額は年々累增して、國庫將來の負擔を過重ならしむるは勿論、益々金融市場を壓迫し、延て我經濟界に及ぼす影響洵に恐る

べきものあるべし。故に我國將來の國債政策としては、極力起債額の減少に努むることの必要なるは勿論なるが、從來の國債償還方針に更に一歩を進め、其の償還額の增加を圖ることを以て現下の最大急務なりとすべく、而して國債償還額增加の方法としては、現行の國債整理基金特別會計法第二條第二項の規定に依る萬分の百十六以上の償還資金繰入の外に、歲計に剩餘を生じたるときは之を國債の償還に充つるの制度を併用することを以て、財政政策上最も妥當なりと認め、昭和二年度より歲計剩餘の一部を以て國債償還資金に充當することとしたり。而して其の割合は成るべく多きを可とするは勿論なるも、歲計剩餘を新規歲出の財源に充つることは我國多年の慣例にして、今俄に之を變更すること困難とする實情なるが故に、其の最低割合を前々年度に新に生じたる純剩餘金の四分の一と定めたり。此の制度は現行の確定償還の制度と相俟つて將來に涉り繼續して實行する爲に、之を法律に規定することとなしたるものなり。

今參考の爲め明治三十九年度以降、各年度別の國債償還資金繰入額一覽表を揭ぐれば左の如し。

年度	繰入金額	內譯 一般會計より繰入	朝鮮特別會計より繰入	臺灣特別會計より繰入	鐵道特別會計より繰入
明治三九	二七、一四八、八五七円	二七、一四八、八五七円	円	三〇〇、〇〇〇円	円
四〇	一八、三八〇、七〇六	一七、八八〇、七〇六	—	五〇〇、〇〇〇	—
四一	三七、九九六、三三一	三七、二九六、三三一	—	七〇〇、〇〇〇	—
四二	五〇、八〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇	—	八〇〇、〇〇〇	—
四三	六〇、九〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇	—	八〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
四四	五〇、一〇〇、〇〇〇	四八、五〇〇、〇〇〇	—	一、五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
大正元	五〇、二二六、八二五	四八、五〇〇、〇〇〇	二六、八二五	一、五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
二	五〇、一〇〇、〇〇〇	四八、五〇〇、〇〇〇	—	一、五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
三	五六、一、九四四、一四一	五六、六九四、一四一	—	一、五〇〇、〇〇〇	—
四	五〇、〇〇〇、〇〇〇	二九、二〇〇、〇〇〇	—	八〇〇、〇〇〇	—
五	五〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—
六	五〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—
七	五〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—
八	五〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—
九	—	—	—	—	—
一〇	—	—	—	—	—
一一	—	—	—	—	—
一二	四三、〇〇〇、〇〇〇	四三、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—
一三	四四、一八〇、四七四	四四、一八〇、四七四	—	—	—
一四	四八、六九三、〇五五	四八、六九三、〇五五	—	—	—
昭和元	五〇、三二四、九二八	五〇、三二四、九二八	—	—	—
合計	七七九、一九四、三一七	七六七、九七七、四九二	二六、八二五	一〇、七〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇

（備考）一、朝鮮・鐵道兩特別會計よりの繰入金は特殊の償還資金なり。
二、大正九年度乃至十一年度の三年度間は、大正九年法律第四十號に依り償還資金の繰入を爲さず。

第二款　償還の財源

明治十八年度以前に於ける國債償還の財源に就ては、既に前款第一項に其の大要を述べたるを以

て、玆には專ら其の後に於ける償還の財源、就中日露戰役以降國債額の膨脹に伴ひ施設せられたる、財源種別の沿革に關して之が梗概を記述せんとす。

凡そ國債償還の財源は借換整理の場合を除くの外、之を普通歲入に須つは當然のことなりと雖も起債の目的及性質に從ひ、或は財政上の必要に應じ、間々特殊の財源を定めたるものなきにあらず。卽ち明治三十一年三月の決議に係る償還方案に於ては、鐵道公債及事業公債の償還財源として、鐵道及電話の事業益金を其の一部に供するものと爲したることあり。然れども是れ單に其の當時の計畫に止まり、實行上必ずしも之に拘束せらるるものに非ざるを以て、嚴に財源の區別を立てて支出したるには非ず。其の特に財源を定め嚴正なる區別の下に元利金の支出を爲したるは、蓋し臺灣事業公債に始まれり。抑、該公債は新領土經營の必要に因り起すものにして、卽ち專ら臺灣永久の利益を圖るに外ならざるを以て、之が元利金に就ては當然同島人民の負擔に屬すべきものなり。故に政府は臺灣歲入を以て優先に元利支拂の財源に充つるの方針を採り、每年度臺灣事業公債償却繰入金の目を以て、臺灣總督府特別會計より之を一般會計に繰入れ（明治三十九年度以降は更に一般會計より之を國債整理基金特別會計に繰入るるものとす）、尙ほ元利拂手數料其の他公債取扱の諸費も、元利金に伴ひ同特別會計の負擔たるべきものなれば、每年度其の實費額を算定して（四十三年度以降は一定の年額を以てす。但し此の年額は三箇年每に其の前三箇年度の平均に基き更定す）、繰入の手續を爲すを以て恒例とせり。

然るに明治三十九年三月に至り、法律第六號を以て國債整理基金特別會計法の公布あり、其の第二條第二項に於て、臨時事件に關する國債の整理資金として、一般會計より繰入るべき金額は、年額一億千萬圓を下ることを得ずとの規定を設けたり。是に於て一般會計よりの繰入金に就ては、臨時事件に關する分と、其の他の分とを區別するの必要を生じ、從て國債整理基金の收支及運用上、國債に就ても亦此の種別を明にせざるを得ざるに至りしを以て、該特別會計法施行以後は、臨時國債整理局に於ける記帳整理上、臨時事件關係以外の國債を第一種とし、臨時事件に關する國債を第二種として之を區分したり。

同年四月法律第三十七號を以て帝國鐵道會計法の公布あり、翌四十年度以降之を施行せらるるや其の第一條及第五條に依り鐵道資本は之を本會計の負債とし、一般會計に對し收益金を以て漸次償還すべきこととなりしが、右の鐵道資本の大部分は實に國債に依りたるものなれば、是れ卽ち國債に對する特別の財源を定めたる法律の一なりと謂ふべし。尋いで鐵道國有法及京釜鐵道買收法の實施あり、其の結果鐵道買收に關する國債の元利金及諸費は買收計畫の方針に基き、當然帝國鐵道會計の負擔に屬することとなりしが、而も此の種の國債に就ては國債整理基金の收支上、別に種別を立つるの必要ありしを以て、大藏省議は明治四十年度以降之を第三種として取扱ふことに決定したり。然るに越えて明治四十二年三月に至り、從來施行の帝國鐵道會計法を廢止して、法律第六號を以て新に帝國鐵道會計法を制定し、四十二年度より之を施行したり。右法律は鐵道特別會計をして一般會計より分離して、完全なる獨立經營の實を擧げしめんことを圖りしものなるが、同法には國債の發行又は負擔に關して左の如き規定を設けたり。

第二條　帝國鐵道ノ建設及改良ニ要スル經費ハ鐵道益金ヲ以テ之ニ充ツ但シ鐵道益金不足ノ場合ニ於テ政府ハ本會計ノ負擔ニ於テ公債ヲ發行シ又ハ他ノ特別會計其ノ他ヨリ借入金ヲ爲スコトヲ得

前項公債及借入金ノ總額ハ帝國鐵道建設及改良費豫算總額以內トス

第三條　本會計ノ負擔ニ屬スル公債又ハ借入金ノ整理又ハ償還ノ爲政府ハ本會計ノ負擔ニ於テ公債ヲ發行シ又ハ他ノ特別會計其ノ他ヨリ借入金ヲ爲スコトヲ得

第四條　帝國鐵道ノ事業ヲ經營スルニ必要ナル經費ヲ支辨スル爲從來發行シタル公債又ハ其ノ整理若ハ償還ノ爲發行シ若ハ發行スル公債、前二條ニ依ル公債又ハ借入金竝鐵道國有法ニ依リ發行シタル公債又ハ政府ノ負擔ニ歸シタル債務ニシテ其ノ償還ヲ終ラサルモノハ本會計ノ負擔トシ每年度其ノ償還及利子仕拂ニ必要ナル金額ヲ國債整理基金特別會計ニ繰入ルヘシ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲ス場合ニ於ケル諸費ニ付テモ亦同シ

右法律施行の結果、前述の國債の整理區別を改むることと爲し、第三種を擴張して、帝國鐵道會計の負擔に屬するもの、卽ち京釜鐵道及臺灣鐵道以外の總ての鐵道に關する債額を包容するものとし、又第一種中臺灣に關するものを割きて第四種となし、以て國債整理基金の會計上各々其の種別に從ひ元利金及手數料其の他雜費の繰入・支出並に基金の運用を爲すこととせり。

然るに前述四種の整理區別は、國債整理基金の實際使用上故障を生ずること少からざるものあるを以て、明治四十四年度に至りて再び變更せられたり。抑々國債の整理に就ては財政上及經濟上の狀況に應じ、臨機適切の措置を要するは言を俟たざる所にして、若し國債整理基金の使用に方り、徒に負擔財源の區分に拘束せられ、活動の自由を得ざるが如きことあらば、國債の整理は其の全きを期すべからず。故に苟も國債整理基金に繰入れられたるものは、其負擔會計の如何を問はず、通じて之を一財源となし、國債整理基金自體の計算を以て、機宜に應じ自由に各種國債の償還を爲すことを得るものと爲さざるべからず。唯帝國鐵道會計の負擔に屬するものに在りては、獨立自營の主義を以て成りたる該會計法との關係上、尙ほ講究を要する點あるを以て、大藏省議は先づ第一種・第二種及第四種を併合して第一種とし、從前の第三種は其の儘分立せしめて第二種と改め、明治四十四年度以降之に依りて債額及豫算の整理を爲すことに決定したり。但し臺灣總督府特別會計の負擔債額に關しては、尙ほ其の增減消長を明にするの必要あるに因り、大藏省國債局に備ふる特別會計負擔債額簿に於て、該特別會計負擔の起債ある每に之を記帳し、實際償還の有無如何に拘らず、償還金の繰入れある每に、其の目的に從ひ債額を減却することとし、又臨時事件に關する國債に就ては別に補助簿を設け其の元利金及手數料の支出高と、法律上の繰入最下限一億千萬圓との關係を明にすることと爲したり（後此等の補助簿は之を廢止したるも、臺灣總督府特別會計負擔債額及臨時事件關係の國債額に就ては、常に其の增減異動を調査するを例とせり）。而して臺灣總督府特別會計の負擔債額減却方法に就ては、明治四十四年九月中大藏省に於て決議する所あり、卽ち同年五月の繰入高百五十萬圓に對しては、先づ五分利公債現在高を減じ、其の殘餘は之を第一回四分利公債より減じ、將來償還金として繰入ありたるときは、第一回四分利公債・第二回四分利公債・四分利付佛貨公債・第三回四分利付英貨公債の順次を逐うて減額することとし、且つ其の減額は總て繰入ありたる時に於て之を爲し、該特別會計は其の翌月（後之を翌日に改む）より利子の負擔を免るるものとしたり。

明治四十三年八月韓國併合の結果、帝國政府の債務に歸屬したる舊韓國政府の公債及借入金は、朝鮮總督府特別會計の負擔に歸し、其の元利金及公債證書製造費、竝に元利拂手數料其の他の雜費支出に要する金額は、每年度該特別會計より一般會計を經由して、之を國債整理基金特別會計に繰入るる

ものとしたり。明治四十四年法律第十八號朝鮮事業公債法に依る公債及借入金に就ても亦同じ。然れども國債整理基金の會計に於ては之が爲め特に種別を設けず、第一種中に於て計算整理することとしたり。樺太事業公債法・關東州事業公債法に依る公債及借入金に對する、樺太廳特別會計及關東廳特別會計の關係も亦同樣なりとす。尙ほ退職賜金公債（五分利公債み號）に在りては、其の受給者の所屬せし所に從つて、一般會計以下各種特別會計に分屬するものあり。又一般會計の負擔中には、經入制限の關係上一時臨時事件關係の國債額を區別したること前記の如くなるも、此の區別は大正四年國債整理基金特別會計法の改正に因り、同年度以降其の必要を見ざることとなれり（但し實際の便宜上尙ほ結く此の區別計算を存續したり）。

國債額の區別整理上前述の如く其の種別の編成に多少の沿革ありたれども、要するに其の實質たる財源より之を言へば（一）一般會計負擔（二）帝國鐵道會計負擔（三）朝鮮總督府特別會計負擔（四）臺灣總督府特別會計負擔（五）樺太廳特別會計負擔（六）關東廳特別會計負擔（七）南洋廳特別會計負擔の七種を存するものにして、之を現存の國債償還の財源とす（外に臨時國庫證券・米穀證券等、特殊の負擔財源を有するものあれども玆には之を除外す）。

第三款　償還の方法

第一項　償還方法の分類

國債の償還は概ね有期隨時償還法を採用し、間々有期定額償還法に依るものありと雖も、無期卽ち所謂永遠公債なるものは我國に於ては未だ曾て之れあらず。而して其の期限は國債の種類に從ひ自ら長短ありて相同じからず。又隨時償還法と雖も之に多少の制限を附したるものあり。今玆に各種國債（割引發行證券・借入金・永續債務を除く）に就きて、此等の分類を表出すれば左の如し。

償還方法類別		國債名稱	償還に關する規定の要領
有期	確定期日に於て一時に償還するもの	佛貨國庫債券	大正十二年五月一日に於て之を償還す
有期定額	據置期限なく、確定期日に於て、各證券毎に年賦を以て償還するもの	舊公債	明治五年より五十箇年賦とし、各證券附屬の賦札に對し、毎年十二月一日より十五日迄の間に之を償還す
償還法	據置期限後、確定期日に於て、總額に對する或定額を以て償還するもの	九分利付外國公債	同三年より三箇年據置、其の翌年より向十箇年間、起債額の十分の一づつ、毎年抽籤を以て償還す
		七分利付外國公債	同六年より二箇年據置、其の翌年より向二十三箇年間、元利濟崩計算に依り毎年抽籤を以て償還す
有	據置期限後、確定期間毎年又は隔年に隨時償還し、其の額に制限なきもの	新公債	同五年より三箇年據置、翌年より向二十二箇年を限り、大藏省の都合に由り毎年又は隔年に抽籤を以て償還す
		金祿公債	五箇年據置、六箇年目より大藏省の都合に由り毎年抽籤を以て、都合三十箇年間に之を償還す
		起業公債	二箇年據置、三箇年目より向二十三箇年を限り、毎年大藏省の都合に由り抽籤を以て償還す
		中山道鐵道公債	發行の年より五箇年據置、其の翌年より向二十五箇年を限り、毎年抽籤を以て償還す
		金札引換無記名公債	證書交付の年より五箇年據置、其の翌年より向三十箇年を限り、毎年

期	第二回四分利付英貨公債	抽籤を以て償還す 明治六十四年一月一日に於て之を償還す、但し同五十四年一月一日以後は、何時にても其の全部又は一部を償還（一部償還は抽籤に依る）することを得、一部償還は數組又は一組の全部たることを要す
據置期限後、確定期間隨時償還し、其の額に制限あるもの	五分利付英貨公債	同八十年三月十二日に於て之を償還す、但し同五十五年三月十二日以後同上
據置期限後、確定期間隨時償還し、其の期日及金額に制限あるもの	四分利付佛貨公債	同百三年五月十五日に於て之を償還す、但し同五十三年五月十五日以後は、何時にても（利拂期日と同日たるべし）其の全部又は一部を償還（一部償還は抽籤に依る）することを得、一部償還は數組又は一組の全部たることを要す
隨時	金札引換公債	金札引換公債條例　證券の流通を其の發行年より十五箇年間とし、三箇年間は利息のみを拂渡し、四箇年目より抽籤を以て償還す 改定金札引換公債條例　證券交付の年より三箇年据置、四箇年目より向十二箇年間に抽籤を以て償還す
	秩祿公債 舊神官配當祿公債	三箇年目より七箇年間に抽籤を以て償還す
	海軍公債	發行の年より五箇年間据置、其の翌年より向三十箇年間に抽籤を以て償還す
	整理公債 鐵道費補充公債 鐵道公債 軍事公債 五分利公債	募集又は發行の年より五箇年据置、其の翌年より向五十箇年間に之を償還す

償還	甲號五分利公債	同三十九年より五箇年据置、其の翌年より向二十五箇年間に之を償還す
據置期限後、確定期間隨時償還し、其の額に制限なきもの	特別五分利公債	十箇年据置、發行の年より四十五箇年間に償還す
	臺灣事業公債	明治四十三年より十箇年据置、其の翌年より向五十箇年間に之を償還す
	第一回四分利公債 第二回四分利公債	同四十四年四月五日に於て之を償還す、但し同四十年四月五日以後は何時にても其の全部又は一部を償還（一部償還は抽籤に依る）することを得
	第一回六分利付英貨公債	同四十四年十月五日に於て之を償還す、但書以下同上
	第二回六分利付英貨公債	同五十八年二月十五日に於て之を償還す、但し同四十三年二月十五日以後同上
	第一回四分半利付英貨公債	同年七月十日に於て之を償還す、但し同四十三年七月十日以後同上
	第二回四分半利付英貨公債	同百三年六月一日に於て之を償還す、但し同五十三年六月一日以後同上
	第三回四分利付英貨公債	
	第一回發行國庫債券	募集の年より五箇年以内に之を償還す
	第二回發行國庫債券	募集の年より七箇年以内に之を償還す
	煙草專賣法國庫債券	發行の年より七箇年以内（煙草專賣法第七十五條第二項に依り交付する分は十箇年以内）に之を償還す

法		
據置期限なく、確定期間隨時償還し、其の額に制限なきもの	第三回發行國庫債券	明治三十八年より七箇年以內に之を償還す
	第四回發行國庫債券	同年九月より七箇年以內に之を償還す
	第五回發行國庫債券	同年十一月より同上
	乙號五分利公債	同四十六年十二月一日迄に之を償還す
	英貨鐵道債券	大正四年三月十三日に於て之を償還す、但し三箇月前の豫告を以て何時にても償還することを得
	朝鮮事業費國庫債券 鐵道債券 五分利國庫債券	發行規程に定むる償還期限內に之を償還す
有期定額・隨時二者併合併償還法 據置期限後、隨時償還を規定すると共に、每年の償還額（總額に對する一定額）を規定するもの	六分半利付米貨公債	大正四十三年二月一日に於て之を償還す、但し同二十八年二月一日以後は政府の都合に依り、九十日前の新聞豫告を以て、全部又は一部（抽籤償還に依る）を償還することを得 同十三年八月一日より起算し、五箇年間は每年五百萬弗、爾後五箇年間は每年四百萬弗、爾後償還期日迄は、每年三百萬弗を支出して元金の償還に充つることを要す
	臨時國庫證券	同上、但し償還期限は五箇年以內とす
	（第三回）六分利付英貨公債	同四十八年七月十日に於て之を償還す、但し同二十八年二月十三日以後同上 同十八年七月より償還期日に至る迄、六箇月目每に九十萬三千三百二十四磅を支出し、本公債元利金の支拂に充つることを要す

償還方法の異同夫れ此の如し。而して實際償還の手續に就きて觀察を下し、更に之を分類すれば凡そ抽籤償還・全部償還・證券買入銷却・證券交換銷却及賦札支拂の五種に區別することを得べし。今以下項を分ちて之を概說すべし。

第二項　抽籤償還

國債償還方法の原則とも謂ふべき抽籤償還のことは、夙に明治六年三月十五日公布の新舊公債證書發行條例に於て規定せられ、同八年八月第一回の實行を見たるが、爾來其の方法及手續の沿革は一にして足らざれども、茲には之を省略し、明治三十九年國債規則發布後の沿革を略述すべし。即ち右國債規則に於ては、其の第四十七條に『抽籤ノ方法ハ日本銀行ニ於テ大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム』との一項を置き、姑く研究の餘地を存したりしが、四十一年八月第一回發行國庫債券の抽籤償還の告示あるに及び、忽ち抽籤方法を制定するの必要に迫りたれば、日本銀行は從來の例を參酌し、特に本回に限り適用すべき方法を立案し、大藏大臣の認可を經て之を施行したり。尋いで翌四十二年三月、第二回發行國庫債券の抽籤償還を行ふに際し、同銀行は姑く前回の例に依るを便宜と認め、且つ之を今後の抽籤に適用せんことを圖り、之が認可を得たり。然れども尙ほ每回の執行に臨み、多少修正を加ふる所なきにあらざりしが、遂に明治四十三年三月二十六日に至り、同銀行は更に國債償還抽籤規程を立案し、同年四月六日大藏大臣の認可を得たり。此の規程たるや、明治三十五年以來實行の例規を基とし、戰後國債額の膨脹に因る須要に應じ、斟酌量定したるものにして、其の條項左の如し。

國債償還抽籤規程

第一條　抽籤ヲ以テ國債ヲ償還スル場合ニハ本規程ニヨリ抽籤スルモノトス

第二條　證券ヲ發行シタル國債ニ在リテハ證券ノ名稱、額面金額ノ種類及記號ノ異ナル毎ニ證券番號一番ヨリ起リ左ノ區別ニ從ヒ組ヲ設ケ一組毎ニ第一號樣式ノ籤札ヲ作製ス但端數ハ之ヲ一組トス

壹萬圓券	毎五十番	
五千圓券	毎百番	
千圓券	毎五百番	
五百圓券	毎千番	
百圓券	毎五千番	
五拾圓券以下	毎壹萬番	

既ニ發行ノ手續ヲ了リタルモ未タ應募者ニ交付セサル無記名證券ニシテ額面金額ノ種類同シキモノ二枚以上現存スルトキハ之ヲ除外ス但應募者カ同一人ナルトキハ此限リニ非ラス

第三條　甲種國債登錄簿ニ登錄シタル國債ニ在リテハ國債ノ種別及記號ノ異ナル毎ニ登錄番號ノ順ヲ逐ヒ債額拾萬圓ヲ以テ一組トシ一組毎ニ第二號樣式ノ籤札一枚ヲ作製ス但端數ハ之ヲ一組トス

第四條　籤札ニ對シテハ第三號樣式及第四號樣式ノ籤札元帳ヲ作製ス

第五條　籤札及籤札元帳ハ抽籤ノ都度之ヲ作製ス但前回ノ分ヲ其儘若シクハ之ヲ訂正シテ使用シ得ヘキ場合ハ此限リニ非ラス

第六條　抽籤ハ立會員ノ面前ニ於テ日本銀行國債局長之ヲ執行ス

第七條　抽籤ヲ終リタルトキハ第五號樣式ノ抽籤調書三通ヲ作製シ日本銀行國債局長及立會員署名捺印ノ上大藏省、會計檢査院及日本銀行ニ各其一通ヲ保存ス

前項抽籤調書ニハ第六號樣式ノ籤札明細表ヲ添付ス

附　則

第八條　第二回國庫債券及舊總武鐵道株式會社々債ノ抽籤ハ仍ホ從來ノ例ニ依ル

（樣式省略）

斯くして本規程は抽籤償還の準則として、爾來引續き施行せられ來りしが、大正十一年國債規則の改正に當り、同規則第四十八條を以て『國債ノ元金ヲ償還スル爲抽籤ヲ執行スルトキハ其ノ償還額、償還期日抽籤執行日及抽籤ノ方法ヲ定メ之ヲ告示ス』と規定せらるるに及び、爾後抽籤規程は其の都度之を定むることとなり、右國債償還抽籤規程は玆に廢止せられたり。尙ほ抽籤償還に當り、當籤したる證券の番號及償還日は、之を廣告して一般に周知せしむると共に、登錄國債所有者に對しては夫々之を通知するものとす。而して其の公示方法等に就きては數次の沿革あれども、繁瑣に亙れば玆には之を省略す。

外國債の抽籤償還方法及廣告に就ては、其の募債地の慣行に從ふものにして、何れも其の契約書及目論見書に載する所なるが、實際に於ては曾て九分利付及七分利付外國公債の償還に之を用ひたる外、爾來抽籤償還を實行したることなし。

第三項　全部償還

全部償還とは、起債額の全部を一時に償還する場合は勿論、既に其の幾部分を一回若くは數回に亙り、抽籤其の他の方法を以て償還したる後、其の殘額の全部を一時に償還するものをも謂ふ。又一種の國債にして其の起債數年に亙り、從て償還滿期年を異にするものに就ては、或る起債年若くは或記號を限り、一時に之を償還する場合あり、是れ亦一種の全部償還なり。蓋し法令又は契約上、抽籤の方法を以て償還すべき旨を規定するは、畢竟一部償還の場合を豫想したるに外ならず。而して隨時償還法に依るものは、債務辨濟の本質に於て、固より一時に全部を償還することを妨げざるを以て、此の場合に於て抽籤執行の要なきは言を俟たざるなり。

全部償還に於ける償還期日公示に就ては、從來一定の通則なかりしが、明治三十九年五月國債規則の發布あるに及び、其の第五十一條に『國債元金ノ全部償還ヲ爲ストキハ其ノ償還額及償還期日ヲ定メ之ヲ告示ス』との規定を置き、以て其の公示のことを明にせり。又日本銀行に於ては、舊時其の事務規程に『滿期又ハ悉皆償還ノ告示アルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ經償還證書ノ月割利金額ヲ官報及五種以上ノ新聞紙ヲ以テ三日以上廣告スヘシ』との條文を掲げ、尙ほ該廣告の外、抽籤償還の場合と同じく店頭の掲示を爲し、記名證券所有者には特に通知を發する等のことを規定せしが、明治三十九年制定の同行國債取扱規程には、登錄ニ名者に對する通知の外、廣告に就ては別に規定することなし。大正十一年制定日本銀行國債事務取扱手續に於ても亦同じ。

前述國債規則第五十一條に所謂償還額は、卽ち告示當時に於ける現在未償還の全額なるが故に、告示後に於て或る事故に因り其の未償還額に增減を生することあるときは、告示の償還額も從て異動すべし。此の點より見るときは、告示の償還額は一の豫定額に過ぎざるものなるのみならず、殊に告示の當時正確に其の未償還額を豫定するは、事實至難のものあるを以て、明治四十三年五月整理・軍事及五分利の諸公債の全部償還の告示を發するに當りては、便宜上單に全部と記して其の債額の揭記は之を省略したり。降りて大正元年十二月に至り、大藏省令第七號を以て國債規則中の改正を爲すに方り、第五十一條中『償還額及』の四字を削除し、單に償還期日のみを告示することとせり。是れ畢竟前述の如く確定額を示すこと往々至難の場合あるのみならず、事實殆ど其の必要なきを以てなり。大正十一年改正の國債規則第四十七條も亦、之を襲ひたることは言を俟たず。

第四項　證券買入銷却

證券買入銷却は抽籤の方法と相須つて、國債の償還を料理する一方法にして、其の效果亦大に觀るべきものあり。而して今玆に其の方法を敍述するに方りては、先づ其の根據法たる國債證券買入銷却法の成立に關して一言せざるべからず。

抑、維新以來年月を閱するに從ひ、國債の種類金額は益々增加し、市價の變動も亦漸く頻繁且つ急劇を加へしが、斯かる時代に至りても尙國債の償還を、單に抽籤の方法のみに依賴するは、誠に迂遠の譏を免れざるものあり。卽ち別に新に證券買入銷却の方法を設け、市場の景況に應じ隨時低價を以て證券を買收し、以て國債の銷却を行ふことは、洵に財政上巧妙の措置と謂ふべく、且つ此の方法たるや一面證券價格の低落を防止する點に於ても、亦大に效力を有すべきは疑を容れざる所なり。仍て政

府は第九回帝國議會の協贊を經て、明治二十九年二月二十一日を以て國債證券買入銷却法を公布したり。其の全文左の如し。

國債證券買入銷却法（明治二十九年二月二十一日法律第五號）

第一條　政府ハ毎年度國債費豫算定額以内ニ於テ國債證券ヲ買入レ之カ銷却ヲ爲スコトヲ得

前項買入ノ價格ハ該證券面金額ニ超過スルコトヲ得ス

第二條　國債證券ノ買入銷却ヲ爲シタルトキハ大藏大臣ハ其ノ證券ノ種類、番號、總額及其ノ買入價格ヲ告示スヘシ

第三條　銷却ノ爲ニスル國債證券ノ買入ハ隨意契約ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

然るに明治三十二年四月に至り、右國債證券買入銷却法に依る買入銷却は、据置中に屬する國債證券に就ても之を爲し得るや否やの問題を生じたりしが、大藏省は之に關して研究を遂げたる上、遂に積極主義を採ることに決し、同年七月日本銀行より伺出ありしに對し、買入銷却を爲すも差支なき旨を指令したり。蓋し据置期限なるものは、抽籤の方法に依る强制償還に對して設けたる一の制限に過ぎざるに反し、買入銷却は債權者が任意に賣却するものを買入れ、且つ特別の法律に依りて銷却するものなれば、敢て据置期限に拘束せらるべきものに非ずと認めたるものなり。更に又右法律には『國債證券』又は『買入』等の字句を存するが故に、證券を發行せざる登錄國債に就ては、適用することを得ざるやの疑を生じたりしが、政府は之れ亦徒に文字に拘泥して、法の精神を思はざるものと爲し、此の種の登錄國債に就ても屢々右法律を適用して買入銷却を行ひたり。

國庫部内其の他諸官廳等より買入るる國債の買入價格は、概ね買入の發議を爲すときに於て、其の前日東京市中直取引の平均相場に依り之を算定して、日本銀行に通知するを例とせり。然れども亦特別の約定に依るものなきにあらざるを以て、實際同日の買入に係る同種の國債にして、往々彼此其の價格を異にすることあるを免れず。又市場より買入るる場合には、主として市價に依るは言を俟たずと雖も、要は買入銷却法規定の範圍を踰えざる限り、當事者の合意如何に依るものとす。而して明治三十九年法律第六號國債整理基金特別會計法第六條には、計算上利益ありと認むるときは額面以上の價格を以ても、仍ほ買入銷却を爲すことを得るの特別規定を設けられたるを以て、爾後買入價格の制限範圍は多少の擴張を來せり。

買入銷却したる證券の種類及番號は、買入總額及價格と共に之を告示すべきことは、買入銷却法第二條の規定する所なり。然るに明治四十一年四月一日大藏省告示第五十六號を以て、海軍公債外三公債證書額面總額二千七十二萬餘圓の買入銷却を告示するに方りては、證券の枚數夥多にして容易に其の番號を調査し得ざりしを以て、一時告示上證券の種類及番號の揭載を省略したりしが、尋いで同年十一月第一回發行國庫債券の特別買入銷却に係る告示を發するに及び、全然種類及番號の揭載を省略し、爾來皆此の例に依れり。又其の買入價格に就ても、輓近は概ね單價を示さずして、買入代金の總額のみを揭ぐることとせり。是れ皆法の精神解釋に從ひ、實際の便宜を圖りたるに外ならず。

右に敍述したる所は通常の買入銷却なるが、此の外尙ほ國債整理の一方便として、國債の割引償還又は交換を爲し、之を國債證券買入銷却法に依り、買入銷却として整理したるものあり。又別に特殊の目的に成れる他動的原因の買入銷却、即ち擔保の處分に因るもの、及汚染・毀損又は誤刷證券の處分に因るものあり。以下其の由來の概要を敍ぶべし。

一　割引債還又は交換に因る買入銷却

此の方法は明治四十一年に於ける第一回發行國庫債券の整理、及同四十三年に於ける五分利付各種國債の借換に際して用ひたる一種の便法なり。而して右の中交換に因る買入銷却は、曩時整理公債條例に依り行はれたる證券交換銷却と其の實質を同じうするが故に、或は之を交換銷却と謂ふも亦不可なかるべしと雖も、現行法律上交換銷却は之を認むるの明文なきを以て、其の交換に因り回收したる國債證券及政府に歸屬したる登錄國債に對し、直に買入銷却を行ひたるものにして、卽ち國債證券買入銷却法の適用に外ならず。又其の割引債還に因るものに就ても、別に法律上の根據なきを以て、買入銷却として之を整理したるものなり。但し交換に因る買入價格は往々買入銷却法第一條第二項の規定に牴觸するものなきにあらずと雖も、是れ皆計算上利益ありと認め得べきが故に、此の場合は國債整理基金特別會計法第六條に依りたるものと謂ふべし。

二　擔保の處分に因る買入銷却

政府が日露戰役以後、國債聲價の維持增進を圖るが爲め施設を爲したるは、一にして足らざるが、茲に謂ふ擔保の處分に因る買入銷却も亦、之に基因せる一特例なりとす。蓋し明治四十一年勅令第二百八十七號の規定に依れば、『政府ニ納ムヘキ保證金其ノ他ノ擔保ニ充用スル國債、帝國鐵道會計法第二條ノ二ノ證券及大藏省證券ノ價格ハ其ノ債權金額ニ依ル』（明治四十五年六月勅令第百三十六號を以て此の如く改正）べきものにして、復た時價の如何を問はざるものなるが故に、他日相手方が義務を履行せざるに因り、關係法令の規定に從ひ其の國債を處分すべき場合は、其の債權金額を以て買入銷却を爲すにあらざれば、市價低落の際往々國庫に幾分の損失を與ふるの虞あり。加之、之を各官廳の公賣處分に委するときは、或は國債の市價を損することなきを保せざるなり。然るに實際に於て斯かる場合の國債の處分は、法令上公賣處分に限定せるもの少からざるを以て、政府は茲に除外例を設けて、前記勅令第二百八十七號との調和を圖るの得策なるを察し、明治四十二年三月二十二日法律第九號を公布し、『政府ニ對スル保證金其ノ他ノ擔保トシテ提供シタル國債ヲ法令ノ規定ニ依リ公賣スヘキ場合ニ於テハ國債證券買入銷却法ニ依リ其ノ國債ノ債權金額ヲ以テ之ヲ買入レ銷却スルコトヲ得』とし、茲に買入銷却に對する一種の特例を開きたり。

三　汚染・毀損又は誤刷證券の處分に因る買入銷却

此の方法は專ら外國流通の證券に對して行ひたる、一種特別なる便宜處分にして、事は明治三十九年北米合衆國桑港に於ける震火災に原因するものに始まる。卽ち同國加州の一債權者より、我第二回六分利付英貨公債證書及第一回四分半利付英貨公債證書が、桑港震火災の際蒸燒の難に罹り、甚しく毀損したる旨を以て、之が引換に關し日本銀行紐育代理店に問合はす所ありたるが、日本銀行總裁は之に對する處分方を臨時國債整理局長に照會せり。然るに英貨公債證書に就ては當初豫備證券を調製せざりしに由り、今其の代交付を爲さんとするには、印刷會社に封印保管しある原版を取出し更に僅少の枚數を印刷せざるべからず。從て時日の遷延を來すは勿論、印刷費も極めて不廉なるものとなるべきを以て、大藏省議は便宜處分として特に時價に依り之を買入れ銷却することに決し、明治三十九年十二月四日其の旨同行に通知したり。是より後、英米に於て四分利若くは四分半利付英貨公債證書の燒損し、又は所有者が文字の記入を爲したるに因り、流通を妨げらるるに至りし等、異例の事實を生じたるに由り、日本銀行は其の都度大藏大臣の指揮を乞ひ、以て買入銷却を爲したり。又

明治四十二年四月に至り、獨逸に於て證券番號の誤刷ありしものを發見したる際も、同じく便宜處分として燒損證券の例に倣ひ、特に之を買入銷却したるものあり。此の時に當り、大藏大臣は日本銀行の稟請に應じ、將來之に類する場合の取扱方をも併せて規定し、凡そ汚染・毀損又は誤刷證券の引換等を請求する者あるときは、横濱正金銀行をして直に之を買入れしめ、更に日本銀行は大藏大臣の指揮を受けて之が買入銷却を爲すこととせり。爾來此の決定に從ひ各年度に於て買入銷却を爲したるもの少からず。

第五項　證券交換銷却及賦札支拂

證券交換銷却は、高利國債借換整理の爲め施行したる一種の便法にして、專ら明治二十年乃至三十年發行の整理公債に關す。而して之に依り銷却し得たる高利國債の額は、實に六分以上利付國債借換整理の總額中十分の七强を占め、遂に能く借換事業を大成するを得たるものなり。今此の方法の要領を揭ぐれば左の如し。

(一)六分以上利付の國債償還元金の代りとして整理公債證書を交付す

(二)整理公債募集のとき六分以上利付の國債證券を以て、其の應募拂込金に代用せしむること

(三)第一の場合其の償還額に整理公債證書最小額面未滿の端數あるとき、他の未當籤六分以上利付の國債證券を、補足納付せしむること

(四)臨時に六分以上利付の國債證券を以て、整理公債證書と交換すること

賦札支拂は無利子舊公債の年賦償還に際し、特に採用せられたる一種の償還方法なり。此の年賦償還たるや、每一枚の證券額面金額を五十箇年に平分し、年々其の一を支拂ふものなれば、抽籤の必要なく、其の方法最も單純なり。即ち每期證券の下部に連接せる賦札五十枚中の一枚を截取提出せしめ、之を現金と引換ふること、恰も他の公債に於ける利子の支拂に利札を用ふるが如し。此の故に賦札の取扱は概ね利札に準ずることと爲せり。但し甲種國債登錄簿に登錄したる舊公債に就ては、賦札支拂なる用語稍々妥當を缺くの嫌あれども、姑く從來の用例に從ふ。

第四款　償還の概況

既に本節第一款に於て敍說したるが如く、維新以來政府は一方に於て起債を行ふことあれば、他方に於ては常に之が償還に努め、年々孜々として怠ることなかりしは、既往の事跡に照して明かなる所なり。唯明治十年西南征討の役起るに方り、軍費の需要頓に多端となり、歲計整理上一時困難を極めたるを以て、遂に同年度に於ては定期支拂の規定あるものを除く外、償還を行ふこと能はざりき。降りて明治二十七八年日清戰役に際しては、軍費の支出莫大に上りたれども、當時財政既に整頓し、復た明治十年の比にあらざりしを以て、定期支拂法に依るものは勿論、隨時支拂法に依る國債に就ても歲計の許す限り償還に努めたり。然るに其の後に起りたる明治三十七八年の戰役は、事態頗る重大にして、之が爲め巨額の軍費の支出を要し、一時財政上の危機に瀕せしを以て、國債償還の局面に於ても亦曩の明治十年に於けると同樣、一時償還を中止するの止むなきに至れり。輓近に至りては大正九年度乃至十一年度に於て、國防充實に關する經費支辨の爲め、國債整理基金特別會計法第二條の規定に依る元金償還資金の繰入れを爲さざりしも、是れ單に償還資金を繰入れざるに止まり、定期並に隨

時債還を停止したるものには非ざるなり。斯くの如く僅少の例外あるの外は、政府は毎年度歳計豫算の定むる所に從ひ償還の遂行を怠らず、或は整理公債條例に依り或は國債整理基金特別會計法に依り借換を行ひ、又定期支拂のものに就ては嚴に其の約束を履行したるに由り、償還の歩武駸々として進み、就中其の隨時償還法に依る國債に在りては、規定の年限よりも數年乃至數十年を短縮し得たるもの尠しとせず。茲に其の全部償還濟の國債に就て、規定年限と實際完了年との對照表を掲げて以て其の概況を示さん。

國債名稱	規定年限	實際償還完了年	短縮年數
九分利付外國公債	明治十五年	明治十五年	—
新公債	同二十九年	同二十九年	—
舊公債	同五十五年	大正十年	—
金札引換公債	同三十年	明治二十五年	五
七分利付外國公債	同上	同三十年	
秩祿公債	同十七年	同十七年	—
金祿公債 一割利付	同三十九年	同十九年	二十
金祿公債 七分利付	同上	同二十四年	十五年
金祿公債 六分利付	同上	同二十六年	十三年
金祿公債 五分利付	同上	同三十九年	—
舊神官配當祿公債	同十九年	同十九年	—
起業公債	同三十五年	同二十五年	五年
中山道鐵道公債	明治四十七年	同二十五年	二十二年
金札引換無記名公債	同五十三年	同二十六年	二十七年
海軍公債	同五十六年	同四十三年	十三年
整理公債	同八十四年	同上	四十一年
鐵道費補充公債	同七十六年	同二十七年	四十九年
軍事公債	同八十七年	同四十三年	四十四年
臺灣事業公債	同九十三年	同上	五十年
ん號	同八十一年	同上	三十八年
わ號	同八十二年	同上	三十九年
を號	同八十三年	同上	四十年
る號	同八十五年	同上	四十二年
は號	同八十六年	同上	四十三年
ゑ號	同八十八年	同上	四十五年
ち號	同九十年	同上	四十七年
ま號	同九十一年	同上	四十八年
ぬ號	同九十二年	同上	四十九年
ほ號	同九十三年	同上	五十年
第一回發行國庫債券	同四十一年	同四十一年	—
第一回六分利付英貨公債	同四十四年	同四十年	四年
第二回發行國庫債券	同四十三年	同四十三年	—
煙草專賣法國庫債券	同五十年	同四十四年	六年
第三回發行國庫債券	同四十四年	同上	—
第二回六分利付英貨公債	同上	同四十年	四年
第四回發行國庫債券	同四十五年	同三十九年	六年
第一回四分半利付英貨公債	同五十八年	大正十三年	一年
第五回發行國庫債券	同四十五年	明治三十九年	六年
第二回四分半利付英貨公債	同五十八年	大正十三年	一年
舊關西鐵道株式會社英貨社債	同五十九年	同上	二年
五分利公債 ゑ號	同八十八年	同四十三年	四十五年
五分利公債 せ號	同八十九年	同上	四十六年
五分利公債 ち號	同九十年	同上	四十七年
五分利公債 ま號	同九十一年	同上	四十八年
五分利公債 ぬ號	同九十二年	同上	四十九年
五分利公債 ほ號	同九十三年	同上	五十年
第一回發行國庫債券	同四十一年	同四十一年	—
第一回六分利付英貨公債	同四十四年	同四十年	四年
第二回發行國庫債券	同四十三年	同四十三年	—
煙草專賣法國庫債券	同五十年	同四十四年	六年
第三回發行國庫債券	同四十四年	同上	—
第二回六分利付英貨公債	同上	同四十年	四年
第四回發行國庫債券	同四十五年	同三十九年	六年
第一回四分半利付英貨公債	同五十八年	大正十三年	一年
第五回發行國庫債券	同四十五年	明治三十九年	六年
第二回四分半利付英貨公債	同五十八年	大正十三年	一年
舊關西鐵道株式會社英貨社債	同五十九年	同上	二年
舊北海道炭礦鐵道株式會社英貨社債	同五十四年	大正八年	二年
京釜	同四十六年	明治四十二年	四年
山陽	同五十一年	同四十年	十一年
北海道	同五十二年	同上	十二年
北越	同四十七年	同四十二年	五年
舊鐵道會社債 總武	同四十六年	大正二年	—
舊鐵道會社債 房總	同四十七年	明治四十一年	六年
舊鐵道會社債 七尾	同五十二年	同四十二年	十年
舊鐵道會社債 德島	同四十七年	同四十一年	六年
舊鐵道會社債 關西	同五十七年	同四十二年	十五年
乙號五分利公債	同四十六年	大正二年	—
舊韓國政府起業公債	同五十五年	同上	九年
舊韓國政府導掌賜金公債	同六十二年	同上	十六年
英貨鐵道債券	大正四年	同四年	—
佛貨國庫債券	同十二年	同十二年	—
朝鮮事業費國庫債券 い號	同六年	同六年	—
朝鮮事業費國庫債券 ろ號	同十一年	同十一年	—

（備考）一、償還期限及同完了年は何れも年のみを掲げ、其の大體を示すに止む。
二、五分利公債ゑ號以下は償還なし。
三、鐵道債券・五分利國庫債券及臨時國庫證券中、記號に依りては既に全部償還せられたるものあれども、茲に

は之を省略す。而して此等は何れも滿期に至りて償還せられたるものなれば、期限短縮のことなし。

四、割引發行證券及借入金は之を除く。

斯くの如く償還の進捗に努めたる結果、明治三年以來昭和元年度末迄の間に於て、起債總額（來藏證券・大藏省證券・借入金及舊鐵道會社手形債務を除く）百十六億四千七百二十六萬四千七百八十五圓八十六錢中、其の約六割卽ち六十四億六千九百四十萬五千九百四圓十三錢を償還するを得たり。玆に償還の概況を示す爲め左に數表を掲出すべし。

（一）國債別各年度償還額表

國債種別	明治五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
九分利付外國公債	円 —	四八、〇〇〇・〇〇〇円	四八、〇〇〇・〇〇〇円	四八、〇〇〇・〇〇〇円	四八、〇〇〇・〇〇〇円	四八、〇〇〇・〇〇〇円
新公債	—	—	—	三九、四五四・五〇〇	四〇〇、〇〇〇・〇〇〇	—
舊公債	二九、四五四・五〇〇	二九、四五四・五〇〇	二九、四五四・五〇〇	二九、四五四・五〇〇	二九、四五四・五〇〇	二九、四五四・五〇〇
金札引換公債	—	—	—	—	一三二、六〇〇・〇〇〇	—
七分利付外國公債	—	—	—	二三〇、二四四・〇〇〇	二三〇、二四四・〇〇〇	—
秩祿公債	—	—	—	—	三九九、八五〇・〇〇〇	—
計	二九、四五四・五〇〇	七〇七、四五四・五〇〇	七〇七、四五四・五〇〇	一、三三九、九九四・五〇〇	一、八九〇、二四八・五〇〇	九五五、八五四・五〇〇
合計	二九、四五四・五〇〇	七〇七、四五四・五〇〇	七〇七、四五四・五〇〇	一、三三九、九九四・五〇〇	一、八九〇、二四八・五〇〇	九五五、八五四・五〇〇

國債種別	明治十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	同十六年
九分利外國付公債	四八、〇〇〇・〇〇〇円	四八、〇〇〇・〇〇〇円	四八、〇〇〇・〇〇〇円	四八、〇〇〇・〇〇〇円	四八、〇〇〇・〇〇〇円	円 —
新公債	一五〇、五七五・〇〇〇	一五一、〇〇〇・〇〇〇	一六四、〇〇〇・〇〇〇	一〇〇、四五〇・〇〇〇	一〇〇、四五〇・〇〇〇	一〇〇、四七五・〇〇〇
舊公債	二九、四五四・五〇〇	二九、四五四・五〇〇	二九、四五四・五〇〇	二九、四五四・五〇〇	二九、四五四・五〇〇	—

國債種別	明治十七年	同十八年	同十九年	同二十年	同二十一年	同二十二年
金札引換公債	一八二、二三〇・〇〇〇	—	五〇、四〇〇・〇〇〇	五〇、八〇〇・〇〇〇	五〇、二〇〇・〇〇〇	五〇、二五〇・〇〇〇
七分利付外國公債	二六六、九四四・〇〇〇	三五六、九五三・〇〇〇	三三八、四二二・〇〇〇	三五二、三六〇・〇〇〇	三七六、二四八・〇〇〇	四〇三、六〇〇・〇〇〇
秩祿公債	九九七、〇五〇・〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	二、三四六、九五〇・〇〇〇	二、三二〇、六七五・〇〇〇	三、四六〇、一七〇・〇〇〇	六、〇四五、二四〇・〇〇〇
金祿公債	—	—	—	—	四七、三〇〇・〇〇〇	一、〇〇〇、一八〇・〇〇〇
舊神官配當祿公債	—	—	—	三六四、四〇〇・〇〇〇	三〇〇、六〇〇・〇〇〇	八五、八三五・〇〇〇
起業公債	—	—	—	二六五、九五〇・〇〇〇	三〇七、一〇〇・〇〇〇	三七、一〇〇・〇〇〇
計	二、三三四、二七五・五〇〇	二、一六五、一四〇六・五〇〇	三、八六三、一六九・五〇〇	三、八三八、三五九・五〇〇	六、〇四四、七〇七・五〇〇	八、二三〇、九四四・五〇〇
借入金	—	—	—	—	—	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
合計	二、三三四、二七五・五〇〇	二、一六五、一四〇六・五〇〇	三、八六三、一六九・五〇〇	三、八三八、三五九・五〇〇	六、〇四四、七〇七・五〇〇	一三、二三〇、九四四・五〇〇

國債種別	明治十七年	同十八年	同十九年	同二十年	同二十一年	同二十二年
新公債	円 一〇〇、四七五・〇〇〇	円 九九、六〇〇・〇〇〇	円 六一、五七五・〇〇〇	円 一〇〇、〇〇〇・〇〇〇	円 一〇〇、〇〇〇・〇〇〇	円 一〇〇、〇〇〇・〇〇〇
舊公債	二九、四五四・五〇〇	二九、四五四・五〇〇	二九、四五四・五〇〇	二九、四五四・五〇〇	二九、四五四・五〇〇	二九、四五四・五〇〇
金札引換公債	一〇〇、四〇〇・〇〇〇	一六七、五〇〇・〇〇〇	二八、九〇〇・〇〇〇	一、二四七、六〇〇・〇〇〇	四七〇、〇〇〇・〇〇〇	三四、〇〇〇・〇〇〇
七分利付外國公債	四〇〇、〇六〇・〇〇〇	四〇〇、〇六〇・〇〇〇	四九五、三六八・〇〇〇	五七二、五〇八・〇〇〇	一〇〇、〇〇〇・〇〇〇	一〇〇、〇〇〇・〇〇〇
秩祿公債	—	—	—	—	—	—
金祿公債	三〇、〇〇〇・〇〇〇	三、七五〇・〇〇〇	一二五、二三五・〇〇〇	一〇〇、〇〇〇・〇〇〇	一〇〇、〇〇〇・〇〇〇	一〇〇、〇〇〇・〇〇〇
舊神官配當祿公債	一九、九五〇・〇〇〇	三三、六五〇・〇〇〇	三、九七二、八五〇・〇〇〇	三三、五五二、九九五・〇〇〇	—	—
起業公債	三五五、七〇〇・〇〇〇	二五五、九〇〇・〇〇〇	—	—	—	—
中山道鐵道公債	—	—	—	—	—	—
金札引換無記名公債	—	—	—	—	—	—
計	四、二五、五七五・五〇〇	五、一八八、六六六・五〇〇	一一、一九四、三七七・五〇〇	三四、五七七、五七七・五〇〇	三二、八七〇、〇〇〇・〇〇〇	三二、八一〇、〇〇〇・〇〇〇
大藏省證券	—	—	—	—	三二、八七〇、〇〇〇・〇〇〇	三二、八一〇、〇〇〇・〇〇〇

債務	明治三十九年度	同三十年度	同三十一年度	同三十二年度	同三十三年度	同三十四年度	同三十五年度
第一回六分利付英貨公債	一	一	一	一	一	一	一
第二回六分利付英貨公債	一	一	一	一	一	一	一
第四回英貨公債	一	一	一	一	一	一	一
第五回英貨公債	一	一	一	一	一	一	一
特別五分利公債	一	一	一	一	一	一	一
義勇公債	一	一	一	一	一	一	一
第一回五分利付英貨公債	一	一	一	一	一	一	一
第一回六分利付英貨公債	一	一	一	一	一	一	一
第一回六分利付英貨公債	一	一	一	一	一	一	一
五厘分利公債	四億三千三百万円	三億九千四百万円	三億九千四百万円	三億九千四百万円	三億九千四百万円	三億九千四百万円	三億九千四百万円
第二回英貨公債	三億六千万円	三億六千万円	三億六千万円	三億六千万円	三億六千万円	三億六千万円	三億六千万円
第三回英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
第四回英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
第五回英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
第六回英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
合計	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円

債務	明治三十九年度	同三十年度	同三十一年度	同三十二年度	同三十三年度	同三十四年度	同三十五年度
第一回六分利付英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
第二回六分利付英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
第四回英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
第五回英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
特別五分利公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
義勇公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
第一回五分利付英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
第一回六分利付英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
第一回六分利付英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
五厘分利公債	四億三千三百万円	三億九千四百万円	三億九千四百万円	三億九千四百万円	三億九千四百万円	三億九千四百万円	三億九千四百万円
第二回英貨公債	三億六千万円	三億六千万円	三億六千万円	三億六千万円	三億六千万円	三億六千万円	三億六千万円
第三回英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
第四回英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
第五回英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
第六回英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
合計	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円

第八圖

債務（上）

債務	明治三十九年度	同三十年度	同三十一年度	同三十二年度	同三十三年度	同三十四年度	同三十五年度
合計	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
入金	一	一	一	一	一	一	一

債務	明治三十九年度	同三十年度	同三十一年度	同三十二年度	同三十三年度	同三十四年度	同三十五年度
合計	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
入金	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円

債務	明治三十九年度	同三十年度	同三十一年度	同三十二年度	同三十三年度	同三十四年度	同三十五年度
合計	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
入金	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円

第九圖

債務	明治三十九年度	同三十年度	同三十一年度	同三十二年度	同三十三年度	同三十四年度	同三十五年度
第一回六分利付英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
第二回六分利付英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
第四回英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
第五回英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
特別五分利公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
義勇公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
第一回五分利付英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
第一回六分利付英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
第一回六分利付英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
五厘分利公債	四億三千三百万円	三億九千四百万円	三億九千四百万円	三億九千四百万円	三億九千四百万円	三億九千四百万円	三億九千四百万円
第二回英貨公債	三億六千万円	三億六千万円	三億六千万円	三億六千万円	三億六千万円	三億六千万円	三億六千万円
第三回英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
第四回英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
第五回英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
第六回英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
合計	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円

第十圖

債務	明治三十九年度	同三十年度	同三十一年度	同三十二年度	同三十三年度	同三十四年度	同三十五年度
第一回六分利付英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
第二回六分利付英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
第四回英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
第五回英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
特別五分利公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
義勇公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
第一回五分利付英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
第一回六分利付英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
第一回六分利付英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
五厘分利公債	四億三千三百万円	三億九千四百万円	三億九千四百万円	三億九千四百万円	三億九千四百万円	三億九千四百万円	三億九千四百万円
第二回英貨公債	三億六千万円	三億六千万円	三億六千万円	三億六千万円	三億六千万円	三億六千万円	三億六千万円
第三回英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
第四回英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
第五回英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
第六回英貨公債	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円
合計	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円	一億六千万円

第十一圖

第八圖

債券（上）

種別	債券	大藏省入金	合計
國債	明治四十一年度	三億五千萬圓	一億〇三百萬圓
同	同四十二年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同四十三年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同四十四年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	大正元年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同二年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓

第八圖

債券（下）

種別	債券	大藏省入金	合計
國債	同三年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同四年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同五年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同六年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同七年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同八年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓

第七圖

種別	債券	大藏省入金	合計
國債	大正三年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同四年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同五年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同六年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同七年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同八年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓

第七圖

種別	債券	大藏省入金	合計
國債	大正三年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同四年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同五年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同六年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同七年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同八年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓

第一章 總說

第六節 債務

第七圖

種別	債券	大藏省入金	合計
國債	大正三年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同四年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同五年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同六年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同七年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同八年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓

第七圖

種別	債券	大藏省入金	合計
國債	大正三年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同四年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同五年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同六年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同七年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同八年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓

第七圖

種別	債券	大藏省入金	合計
國債	大正三年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同四年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同五年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同六年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同七年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓
同	同八年度	三億五千萬圓	三億五千萬圓

第八編　國債

（上）

國債別	大正九年度	同十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	昭和元年度
第一回五分利公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第二回五分利公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第三回五分利公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第一回四分利公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第二回四分利公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第三回四分利公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第一回五分利付英貨公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第二回五分利付英貨公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第三回五分利付英貨公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第一回四分利付英貨公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第二回四分利付英貨公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第三回四分利付英貨公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第八編　國債（上）計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大蔵省証券	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
佛貨公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
英貨公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
佛貨借款証券	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
英貨借款証券	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第一回四分利付佛貨公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第二回四分利付佛貨公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第三回四分利付佛貨公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第一回五分利付英貨公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第二回五分利付英貨公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第三回五分利付英貨公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第一回四分利付英貨公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第二回四分利付英貨公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第三回四分利付英貨公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第八編　國債（上）計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

第八編　國債

（下）

國債別	大正九年度	同十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	昭和元年度
第一回五分利公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第二回五分利公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第三回五分利公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第一回四分利公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第二回四分利公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第三回四分利公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第一回五分利付英貨公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第二回五分利付英貨公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第三回五分利付英貨公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第一回四分利付英貨公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第二回四分利付英貨公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第三回四分利付英貨公債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第八編　國債（下）計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

第八編　國債（上）

大藏省證券	債券發行高	債券償還高	債券現在高
圓	圓	圓	圓
一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一

明治	大正	昭和
元	元	元
一	二	二
二	三	三
三	四	四
四	五	五
五	六	六
六	七	七
七	八	八
八	九	九
九	一〇	一〇
一〇	一一	一一
一一	一二	一二
一二	一三	一三
一三	一四	一四
一四	一五	一五
一五	一六	一六
一六	一七	一七
一七	一八	一八
一八	一九	一九
一九	二〇	二〇
二〇	二一	二一
二一	二二	二二
二二	二三	二三
二三	二四	二四
二四	二五	二五
二五	二六	二六
二六	二七	二七
二七	二八	二八
二八	二九	二九
二九	三〇	三〇
三〇	三一	三一
三一	三二	三二
三二	三三	三三
三三	三四	三四
三四	三五	三五
三五	三六	三六
三六	三七	三七
三七	三八	三八
三八	三九	三九
三九	四〇	四〇
四〇	四一	四一
四一	四二	四二
四二	四三	四三
四三	四四	四四
四四	四五	四五
四五	四六	四六
四六	四七	四七
四七	四八	四八
四八	四九	四九
四九	五〇	五〇
五〇	五一	五一
五一	五二	五二
五二	五三	五三
五三	五四	五四
五四	五五	五五
五五	五六	五六
五六	五七	五七
五七	五八	五八
五八	五九	五九
五九	六〇	六〇
六〇	六一	六一
六一	六二	六二
六二	六三	六三
六三	六四	六四
六四	六五	六五
六五	六六	六六
六六	六七	六七
六七	六八	六八
六八	六九	六九
六九	七〇	七〇
七〇	七一	七一
七一	七二	七二
七二	七三	七三
七三	七四	七四
七四	七五	七五
七五	七六	七六
七六	七七	七七
七七	七八	七八
七八	七九	七九
七九	八〇	八〇
八〇	八一	八一
八一	八二	八二
八二	八三	八三
八三	八四	八四
八四	八五	八五
八五	八六	八六
八六	八七	八七
八七	八八	八八
八八	八九	八九
八九	九〇	九〇
九〇	九一	九一
九一	九二	九二
九二	九三	九三
九三	九四	九四
九四	九五	九五
九五	九六	九六
九六	九七	九七
九七	九八	九八
九八	九九	九九
九九	一〇〇	一〇〇
一〇〇	一〇一	一〇一
一〇一	一〇二	一〇二
一〇二	一〇三	一〇三
一〇三	一〇四	一〇四
一〇四	一〇五	一〇五
一〇五	一〇六	一〇六
一〇六	一〇七	一〇七
一〇七	一〇八	一〇八
一〇八	一〇九	一〇九
一〇九	一一〇	一一〇
一一〇	一一一	一一一
一一一	一一二	一一二
一一二	一一三	一一三
一一三	一一四	一一四
一一四	一一五	一一五
一一五	一一六	一一六
一一六	一一七	一一七
一一七	一一八	一一八
一一八	一一九	一一九
一一九	一二〇	一二〇
一二〇	一二一	一二一
一二一	一二二	一二二
一二二	一二三	一二三
一二三	一二四	一二四
一二四	一二五	一二五
一二五	一二六	一二六
一二六	一二七	一二七
一二七	一二八	一二八
一二八	一二九	一二九
一二九	一三〇	一三〇
一三〇	一三一	一三一
一三一	一三二	一三二
一三二	一三三	一三三
一三三	一三四	一三四
一三四	一三五	一三五
一三五	一三六	一三六
一三六	一三七	一三七
一三七	一三八	一三八
一三八	一三九	一三九
一三九	一四〇	一四〇
一四〇	一四一	一四一
一四一	一四二	一四二
一四二	一四三	一四三
一四三	一四四	一四四
一四四	一四五	一四五
一四五	一四六	一四六
一四六	一四七	一四七
一四七	一四八	一四八
一四八	一四九	一四九
一四九	一五〇	一五〇
一五〇	一五一	一五一
一五一	一五二	一五二
一五二	一五三	一五三
一五三	一五四	一五四
一五四	一五五	一五五
一五五	一五六	一五六
一五六	一五七	一五七
一五七	一五八	一五八
一五八	一五九	一五九
一五九	一六〇	一六〇
一六〇	一六一	一六一
一六一	一六二	一六二
一六二	一六三	一六三
一六三	一六四	一六四
一六四	一六五	一六五
一六五	一六六	一六六
一六六	一六七	一六七
一六七	一六八	一六八
一六八	一六九	一六九
一六九	一七〇	一七〇
一七〇	一七一	一七一
一七一	一七二	一七二
一七二	一七三	一七三
一七三	一七四	一七四
一七四	一七五	一七五
一七五	一七六	一七六
一七六	一七七	一七七
一七七	一七八	一七八
一七八	一七九	一七九
一七九	一八〇	一八〇
一八〇	一八一	一八一
一八一	一八二	一八二
一八二	一八三	一八三
一八三	一八四	一八四
一八四	一八五	一八五
一八五	一八六	一八六
一八六	一八七	一八七
一八七	一八八	一八八
一八八	一八九	一八九
一八九	一九〇	一九〇
一九〇	一九一	一九一
一九一	一九二	一九二
一九二	一九三	一九三
一九三	一九四	一九四
一九四	一九五	一九五
一九五	一九六	一九六
一九六	一九七	一九七
一九七	一九八	一九八
一九八	一九九	一九九
一九九	二〇〇	二〇〇
二〇〇	二〇一	二〇一
二〇一	二〇二	二〇二
二〇二	二〇三	二〇三
二〇三	二〇四	二〇四
二〇四	二〇五	二〇五
二〇五	二〇六	二〇六
二〇六	二〇七	二〇七
二〇七	二〇八	二〇八
二〇八	二〇九	二〇九
二〇九	二一〇	二一〇
二一〇	二一一	二一一
二一一	二一二	二一二
二一二	二一三	二一三
二一三	二一四	二一四
二一四	二一五	二一五
二一五	二一六	二一六
二一六	二一七	二一七
二一七	二一八	二一八
二一八	二一九	二一九
二一九	二二〇	二二〇
二二〇	二二一	二二一
二二一	二二二	二二二
二二二	二二三	二二三
二二三	二二四	二二四
二二四	二二五	二二五
二二五	二二六	二二六
二二六	二二七	二二七
二二七	二二八	二二八
二二八	二二九	二二九
二二九	二三〇	二三〇
二三〇	二三一	二三一
二三一	二三二	二三二
二三二	二三三	二三三
二三三	二三四	二三四
二三四	二三五	二三五
二三五	二三六	二三六
二三六	二三七	二三七
二三七	二三八	二三八
二三八	二三九	二三九
二三九	二四〇	二四〇
二四〇	二四一	二四一
二四一	二四二	二四二
二四二	二四三	二四三
二四三	二四四	二四四
二四四	二四五	二四五
二四五	二四六	二四六
二四六	二四七	二四七
二四七	二四八	二四八
二四八	二四九	二四九
二四九	二五〇	二五〇
二五〇	二五一	二五一
二五一	二五二	二五二
二五二	二五三	二五三
二五三	二五四	二五四
二五四	二五五	二五五
二五五	二五六	二五六
二五六	二五七	二五七
二五七	二五八	二五八
二五八	二五九	二五九
二五九	二六〇	二六〇
二六〇	二六一	二六一
二六一	二六二	二六二
二六二	二六三	二六三
二六三	二六四	二六四
二六四	二六五	二六五
二六五	二六六	二六六
二六六	二六七	二六七
二六七	二六八	二六八
二六八	二六九	二六九
二六九	二七〇	二七〇
二七〇	二七一	二七一
二七一	二七二	二七二
二七二	二七三	二七三
二七三	二七四	二七四
二七四	二七五	二七五
二七五	二七六	二七六
二七六	二七七	二七七
二七七	二七八	二七八
二七八	二七九	二七九
二七九	二八〇	二八〇
二八〇	二八一	二八一
二八一	二八二	二八二
二八二	二八三	二八三
二八三	二八四	二八四
二八四	二八五	二八五
二八五	二八六	二八六
二八六	二八七	二八七
二八七	二八八	二八八
二八八	二八九	二八九
二八九	二九〇	二九〇
二九〇	二九一	二九一
二九一	二九二	二九二
二九二	二九三	二九三
二九三	二九四	二九四
二九四	二九五	二九五
二九五	二九六	二九六
二九六	二九七	二九七
二九七	二九八	二九八
二九八	二九九	二九九
二九九	三〇〇	三〇〇
三〇〇	三〇一	三〇一
三〇一	三〇二	三〇二
三〇二	三〇三	三〇三
三〇三	三〇四	三〇四
三〇四	三〇五	三〇五
三〇五	三〇六	三〇六
三〇六	三〇七	三〇七
三〇七	三〇八	三〇八
三〇八	三〇九	三〇九
三〇九	三一〇	三一〇
三一〇	三一一	三一一
三一一	三一二	三一二
三一二	三一三	三一三
三一三	三一四	三一四
三一四	三一五	三一五
三一五	三一六	三一六
三一六	三一七	三一七
三一七	三一八	三一八
三一八	三一九	三一九
三一九	三二〇	三二〇
三二〇	三二一	三二一
三二一	三二二	三二二
三二二	三二三	三二三
三二三	三二四	三二四
三二四	三二五	三二五
三二五	三二六	三二六
三二六	三二七	三二七
三二七	三二八	三二八
三二八	三二九	三二九
三二九	三三〇	三三〇
三三〇	三三一	三三一
三三一	三三二	三三二
三三二	三三三	三三三
三三三	三三四	三三四
三三四	三三五	三三五
三三五	三三六	三三六
三三六	三三七	三三七
三三七	三三八	三三八
三三八	三三九	三三九
三三九	三四〇	三四〇
三四〇	三四一	三四一
三四一	三四二	三四二
三四二	三四三	三四三
三四三	三四四	三四四
三四四	三四五	三四五
三四五	三四六	三四六
三四六	三四七	三四七
三四七	三四八	三四八
三四八	三四九	三四九
三四九	三五〇	三五〇
三五〇	三五一	三五一
三五一	三五二	三五二
三五二	三五三	三五三
三五三	三五四	三五四
三五四	三五五	三五五
三五五	三五六	三五六
三五六	三五七	三五七
三五七	三五八	三五八
三五八	三五九	三五九
三五九	三六〇	三六〇
三六〇	三六一	三六一
三六一	三六二	三六二
三六二	三六三	三六三
三六三	三六四	三六四
三六四	三六五	三六五
三六五	三六六	三六六
三六六	三六七	三六七
三六七	三六八	三六八
三六八	三六九	三六九
三六九	三七〇	三七〇
三七〇	三七一	三七一
三七一	三七二	三七二
三七二	三七三	三七三
三七三	三七四	三七四
三七四	三七五	三七五
三七五	三七六	三七六
三七六	三七七	三七七
三七七	三七八	三七八
三七八	三七九	三七九
三七九	三八〇	三八〇
三八〇	三八一	三八一
三八一	三八二	三八二
三八二	三八三	三八三
三八三	三八四	三八四
三八四	三八五	三八五
三八五	三八六	三八六
三八六	三八七	三八七
三八七	三八八	三八八
三八八	三八九	三八九
三八九	三九〇	三九〇
三九〇	三九一	三九一
三九一	三九二	三九二
三九二	三九三	三九三
三九三	三九四	三九四
三九四	三九五	三九五
三九五	三九六	三九六
三九六	三九七	三九七
三九七	三九八	三九八
三九八	三九九	三九九
三九九	四〇〇	四〇〇
四〇〇	四〇一	四〇一
四〇一	四〇二	四〇二
四〇二	四〇三	四〇三
四〇三	四〇四	四〇四
四〇四	四〇五	四〇五
四〇五	四〇六	四〇六
四〇六	四〇七	四〇七
四〇七	四〇八	四〇八
四〇八	四〇九	四〇九
四〇九	四一〇	四一〇
四一〇	四一一	四一一
四一一	四一二	四一二
四一二	四一三	四一三
四一三	四一四	四一四
四一四	四一五	四一五
四一五	四一六	四一六
四一六	四一七	四一七
四一七	四一八	四一八
四一八	四一九	四一九
四一九	四二〇	四二〇
四二〇	四二一	四二一
四二一	四二二	四二二
四二二	四二三	四二三
四二三	四二四	四二四
四二四	四二五	四二五
四二五	四二六	四二六
四二六	四二七	四二七
四二七	四二八	四二八
四二八	四二九	四二九
四二九	四三〇	四三〇
四三〇	四三一	四三一
四三一	四三二	四三二
四三二	四三三	四三三
四三三	四三四	四三四
四三四	四三五	四三五
四三五	四三六	四三六
四三六	四三七	四三七
四三七	四三八	四三八
四三八	四三九	四三九
四三九	四四〇	四四〇
四四〇	四四一	四四一
四四一	四四二	四四二
四四二	四四三	四四三
四四三	四四四	四四四
四四四	四四五	四四五
四四五	四四六	四四六
四四六	四四七	四四七
四四七	四四八	四四八
四四八	四四九	四四九
四四九	四五〇	四五〇
四五〇	四五一	四五一
四五一	四五二	四五二
四五二	四五三	四五三
四五三	四五四	四五四
四五四	四五五	四五五
四五五	四五六	四五六
四五六	四五七	四五七
四五七	四五八	四五八
四五八	四五九	四五九
四五九	四六〇	四六〇
四六〇	四六一	四六一
四六一	四六二	四六二
四六二	四六三	四六三
四六三	四六四	四六四
四六四	四六五	四六五
四六五	四六六	四六六
四六六	四六七	四六七
四六七	四六八	四六八
四六八	四六九	四六九
四六九	四七〇	四七〇
四七〇	四七一	四七一
四七一	四七二	四七二
四七二	四七三	四七三
四七三	四七四	四七四
四七四	四七五	四七五
四七五	四七六	四七六
四七六	四七七	四七七
四七七	四七八	四七八
四七八	四七九	四七九
四七九	四八〇	四八〇
四八〇	四八一	四八一
四八一	四八二	四八二
四八二	四八三	四八三
四八三	四八四	四八四
四八四	四八五	四八五
四八五	四八六	四八六
四八六	四八七	四八七
四八七	四八八	四八八
四八八	四八九	四八九
四八九	四九〇	四九〇
四九〇	四九一	四九一
四九一	四九二	四九二
四九二	四九三	四九三
四九三	四九四	四九四
四九四	四九五	四九五
四九五	四九六	四九六
四九六	四九七	四九七
四九七	四九八	四九八
四九八	四九九	四九九
四九九	五〇〇	五〇〇
五〇〇	五〇一	五〇一
五〇一	五〇二	五〇二
五〇二	五〇三	五〇三
五〇三	五〇四	五〇四
五〇四	五〇五	五〇五
五〇五	五〇六	五〇六
五〇六	五〇七	五〇七
五〇七	五〇八	五〇八
五〇八	五〇九	五〇九
五〇九	五一〇	五一〇
五一〇	五一一	五一一
五一一	五一二	五一二
五一二	五一三	五一三
五一三	五一四	五一四
五一四	五一五	五一五
五一五	五一六	五一六
五一六	五一七	五一七
五一七	五一八	五一八
五一八	五一九	五一九
五一九	五二〇	五二〇
五二〇	五二一	五二一
五二一	五二二	五二二
五二二	五二三	五二三
五二三	五二四	五二四
五二四	五二五	五二五
五二五	五二六	五二六
五二六	五二七	五二七
五二七	五二八	五二八
五二八	五二九	五二九
五二九	五三〇	五三〇
五三〇	五三一	五三一
五三一	五三二	五三二
五三二	五三三	五三三
五三三	五三四	五三四
五三四	五三五	五三五
五三五	五三六	五三六
五三六	五三七	五三七
五三七	五三八	五三八
五三八	五三九	五三九
五三九	五四〇	五四〇
五四〇	五四一	五四一
五四一	五四二	五四二
五四二	五四三	五四三
五四三	五四四	五四四
五四四	五四五	五四五
五四五	五四六	五四六
五四六	五四七	五四七
五四七	五四八	五四八
五四八	五四九	五四九
五四九	五五〇	五五〇
五五〇	五五一	五五一
五五一	五五二	五五二
五五二	五五三	五五三
五五三	五五四	五五四
五五四	五五五	五五五
五五五	五五六	五五六
五五六	五五七	五五七
五五七	五五八	五五八
五五八	五五九	五五九
五五九	五六〇	五六〇
五六〇	五六一	五六一
五六一	五六二	五六二
五六二	五六三	五六三
五六三	五六四	五六四
五六四	五六五	五六五
五六五	五六六	五六六
五六六	五六七	五六七
五六七	五六八	五六八
五六八	五六九	五六九
五六九	五七〇	五七〇
五七〇	五七一	五七一
五七一	五七二	五七二
五七二	五七三	五七三
五七三	五七四	五七四
五七四	五七五	五七五
五七五	五七六	五七六
五七六	五七七	五七七
五七七	五七八	五七八
五七八	五七九	五七九
五七九	五八〇	五八〇
五八〇	五八一	五八一
五八一	五八二	五八二
五八二	五八三	五八三
五八三	五八四	五八四
五八四	五八五	五八五
五八五	五八六	五八六
五八六	五八七	五八七
五八七	五八八	五八八
五八八	五八九	五八九
五八九	五九〇	五九〇
五九〇	五九一	五九一
五九一	五九二	五九二
五九二	五九三	五九三
五九三	五九四	五九四
五九四	五九五	五九五
五九五	五九六	五九六
五九六	五九七	五九七
五九七	五九八	五九八
五九八	五九九	五九九
五九九	六〇〇	六〇〇
六〇〇	六〇一	六〇一
六〇一	六〇二	六〇二
六〇二	六〇三	六〇三
六〇三	六〇四	六〇四
六〇四	六〇五	六〇五
六〇五	六〇六	六〇六
六〇六	六〇七	六〇七
六〇七	六〇八	六〇八
六〇八	六〇九	六〇九
六〇九	六一〇	六一〇
六一〇	六一一	六一一
六一一	六一二	六一二
六一二	六一三	六一三
六一三	六一四	六一四
六一四	六一五	六一五
六一五	六一六	六一六
六一六	六一七	六一七
六一七	六一八	六一八
六一八	六一九	六一九
六一九	六二〇	六二〇
六二〇	六二一	六二一
六二一	六二二	六二二
六二二	六二三	六二三
六二三	六二四	六二四
六二四	六二五	六二五
六二五	六二六	六二六
六二六	六二七	六二七
六二七	六二八	六二八
六二八	六二九	六二九
六二九	六三〇	六三〇
六三〇	六三一	六三一
六三一	六三二	六三二
六三二	六三三	六三三
六三三	六三四	六三四
六三四	六三五	六三五
六三五	六三六	六三六
六三六	六三七	六三七
六三七	六三八	六三八
六三八	六三九	六三九
六三九	六四〇	六四〇
六四〇	六四一	六四一
六四一	六四二	六四二
六四二	六四三	六四三
六四三	六四四	六四四
六四四	六四五	六四五
六四五	六四六	六四六
六四六	六四七	六四七
六四七	六四八	六四八
六四八	六四九	六四九
六四九	六五〇	六五〇
六五〇	六五一	六五一
六五一	六五二	六五二
六五二	六五三	六五三
六五三	六五四	六五四
六五四	六五五	六五五
六五五	六五六	六五六
六五六	六五七	六五七
六五七	六五八	六五八
六五八	六五九	六五九
六五九	六六〇	六六〇
六六〇	六六一	六六一
六六一	六六二	六六二
六六二	六六三	六六三
六六三	六六四	六六四
六六四	六六五	六六五
六六五	六六六	六六六
六六六	六六七	六六七
六六七	六六八	六六八
六六八	六六九	六六九
六六九	六七〇	六七〇
六七〇	六七一	六七一
六七一	六七二	六七二
六七二	六七三	六七三
六七三	六七四	六七四
六七四	六七五	六七五
六七五	六七六	六七六
六七六	六七七	六七七
六七七	六七八	六七八
六七八	六七九	六七九
六七九	六八〇	六八〇
六八〇	六八一	六八一
六八一	六八二	六八二
六八二	六八三	六八三
六八三	六八四	六八四
六八四	六八五	六八五
六八五	六八六	六八六
六八六	六八七	六八七
六八七	六八八	六八八
六八八	六八九	六八九
六八九	六九〇	六九〇
六九〇	六九一	六九一
六九一	六九二	六九二
六九二	六九三	六九三
六九三	六九四	六九四
六九四	六九五	六九五
六九五	六九六	六九六
六九六	六九七	六九七
六九七	六九八	六九八
六九八	六九九	六九九
六九九	七〇〇	七〇〇
七〇〇	七〇一	七〇一
七〇一	七〇二	七〇二
七〇二	七〇三	七〇三
七〇三	七〇四	七〇四
七〇四	七〇五	七〇五
七〇五	七〇六	七〇六
七〇六	七〇七	七〇七
七〇七	七〇八	七〇八
七〇八	七〇九	七〇九
七〇九	七一〇	七一〇
七一〇	七一一	七一一
七一一	七一二	七一二
七一二	七一三	七一三
七一三	七一四	七一四
七一四	七一五	七一五
七一五	七一六	七一六
七一六	七一七	七一七
七一七	七一八	七一八
七一八	七一九	七一九
七一九	七二〇	七二〇
七二〇	七二一	七二一
七二一	七二二	七二二
七二二	七二三	七二三
七二三	七二四	七二四
七二四	七二五	七二五
七二五	七二六	七二六
七二六	七二七	七二七
七二七	七二八	七二八
七二八	七二九	七二九
七二九	七三〇	七三〇
七三〇	七三一	七三一
七三一	七三二	七三二
七三二	七三三	七三三
七三三	七三四	七三四
七三四	七三五	七三五
七三五	七三六	七三六
七三六	七三七	七三七
七三七	七三八	七三八
七三八	七三九	七三九
七三九	七四〇	七四〇
七四〇	七四一	七四一
七四一	七四二	七四二
七四二	七四三	七四三
七四三	七四四	七四四
七四四	七四五	七四五
七四五	七四六	七四六
七四六	七四七	七四七
七四七	七四八	七四八
七四八	七四九	七四九
七四九	七五〇	七五〇
七五〇	七五一	七五一
七五一	七五二	七五二
七五二	七五三	七五三
七五三	七五四	七五四
七五四	七五五	七五五
七五五	七五六	七五六
七五六	七五七	七五七
七五七	七五八	七五八
七五八	七五九	七五九
七五九	七六〇	七六〇
七六〇	七六一	七六一
七六一	七六二	七六二
七六二	七六三	七六三
七六三	七六四	七六四
七六四	七六五	七六五
七六五	七六六	七六六
七六六	七六七	七六七
七六七	七六八	七六八
七六八	七六九	七六九
七六九	七七〇	七七〇
七七〇	七七一	七七一
七七一	七七二	七七二
七七二	七七三	七七三
七七三	七七四	七七四
七七四	七七五	七七五
七七五	七七六	七七六
七七六	七七七	七七七
七七七	七七八	七七八
七七八	七七九	七七九
七七九	七八〇	七八〇
七八〇	七八一	七八一
七八一	七八二	七八二
七八二	七八三	七八三
七八三	七八四	七八四
七八四	七八五	七八五
七八五	七八六	七八六
七八六	七八七	七八七
七八七	七八八	七八八
七八八	七八九	七八九
七八九	七九〇	七九〇
七九〇	七九一	七九一
七九一	七九二	七九二
七九二	七九三

年度	通常買入	特別買入							合計	買入代價
		銘柄	額面	代價	銘柄	額面	代價	銘柄	額面	代價
大正四年以前合計	二〇、〇〇〇圓	第一回六分利付佛貨公債	三、〇〇〇圓	三、〇〇〇圓	第一回六分利付佛貨公債	二、〇〇〇圓	二、〇〇〇圓	第一回六分利付佛貨公債	二、〇〇〇圓	二、〇〇〇圓
第一年		第一回四分利付佛貨公債	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	第一回四分利付佛貨公債	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	第一回四分利付佛貨公債	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓
第二年		第一回五分利付佛貨公債	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	第一回五分利付佛貨公債	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	第一回五分利付佛貨公債	二、〇〇〇圓	二、〇〇〇圓
第三年		第一回六分利付佛貨公債	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	第一回六分利付佛貨公債	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	第一回六分利付佛貨公債	二、〇〇〇圓	二、〇〇〇圓
第四年		第一回七分利付外國公債	二、〇〇〇圓	二、〇〇〇圓	第一回七分利付外國公債	二、〇〇〇圓	二、〇〇〇圓	第一回七分利付外國公債	四、〇〇〇圓	四、〇〇〇圓
第五年		第一回九分利付外國公債	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	第一回九分利付外國公債	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	第一回九分利付外國公債	二、〇〇〇圓	二、〇〇〇圓
合計	二〇、〇〇〇圓		一〇、〇〇〇圓	一〇、〇〇〇圓		一〇、〇〇〇圓	一〇、〇〇〇圓		四〇、〇〇〇圓	四〇、〇〇〇圓

（備考）一、金錢中間時價運賃傭入金及手形價格を除外す。

二、第三回六分利付英貨公債及南滿洲鐵道株式會社英貨公債中に編入したり。

三、本表には大藏省證券傭入金及手形價格を除外す。

四、一、二、五圓の現金即時價運賃傭入金は之を本表に於ては之を除外せり。

（圖）買入銷却內譯表

| 年度 | 特別買入 | | | | | | |

大正五	九〇、九三〇、九四八・七六〇	円	—	円	二九八、三五〇・〇〇〇	円	四、二六五・八〇〇	円	九二、三三、五六四・五六〇	円	八五、六八六、八九九・四八九	円
六	三一、四一八、五五五・六六〇		—		二七五、九五〇・〇〇〇		五、二四五・六二〇		三一、六九九、七五二・二八〇		三〇、〇七八、四二六・六三一	
七	二七、六四六、〇八二・三六〇		—		三九一、八〇〇・〇〇〇		—		二八、〇〇五、五八二・三六〇		二七、四六〇、八九九・一〇二	
八	—		—		二九三、三〇〇・〇〇〇		—		二八一、八〇〇・〇〇〇		二七、五七四・九八〇	
九	一九三・五〇〇		—		一五五、八八二・〇〇〇		—		一二三、四九三・五〇〇		一二三、四四四・四八〇	
一〇	六三五、三五八、九九九・二八〇		—		八四三、一六九・〇〇〇				六五、五一四、八七二・二八〇		？	
一一	—		—		三〇三、八二五・三〇〇				八四三、一六九・〇〇〇		？	
一二	二四四、〇〇二、〇四五・〇〇〇		—		五二六、八〇六・一〇〇		四九一、八七七・〇〇〇		二四四、三〇四・九〇〇・三〇〇		二七四、六〇一、九三一・二三二	
一三	二六三、四〇三、九三五・〇一〇		—		一〇四、〇九六・七〇〇		六、八七二、三四一・二八〇		二六四、四三一、六一八・一二〇		二七四、六〇一、九三一・二三二	
一四	四三、六〇三、三八一・二〇〇		—		四二六、五三一・〇〇〇		一、三一〇、五三二・九八〇		五〇、五七九、七一九・二八〇		四三、九三三、五八七・五九六	
昭和元	五四、〇九六、八五四・九八〇		—						五五、八三三、九一八・九六〇		五〇、二七七、九七九・〇〇六	

（備考）一、大正四年度以前の分は分析困難に付、姑く總括額を掲ぐ。
二、大正四年度以前の總括額中、舊公債三〇、六三二圓、英貨鐵道證券二一、三三一、五五〇圓の買入銷却あるも之を除く。
三、大正十、十一、十二の三年度は特別買入の内譯不明。同十三、十四兩年度の特別買入の第四段は、何れも震災喪失證券の處分に係るものなり。又十五年度同段中六、五八二圓五二〇は毀損證券の處分にして、其の外は全部震災喪失證券の處分に係るものとす。

第七節　支　拂

第一款　元利金支拂の方法

第一項　支　拂　期

第一目　元金の支拂期

内國債の償還元金の支拂期は、最初新舊公債證書發行條例第五條第二節に於ては、當籤元金は何月何日何處に於て拂戻すべきことを公告する旨を規定する所あり、從て明治八年八月始めて新公債元金の償還を執行したるときには、同月二十七日大藏省布達甲第二十二號中に、來る九月中拂渡すべき旨を掲げ、又翌九年八月抽籤を執行したる新公債及秩祿公債の元金償還に就ても、同年九月八日同甲第十八號を以て、同月より拂戻すべき旨を公示したり。然れども此等は何れも期月のみの指定に止まりて、其の期日に關しては共に何等の指定をも爲さず、更に第三回以後の抽籤にありては、其の布達若くは告示に於て、單に『此記番號證書所持ノ者ハ速ニ管轄廳へ申出ッヘシ』と規定したるに過ぎずして、其の拂渡期日は別に各管轄廳に於て之を定め、所持者に通告せしむることと爲したり。金札引換公債に就ては、明治六年第百二十一號布告の條例に於ては、元金の拂渡期日に關する規定を設けず、又同十三年第四十七號布告の改定條例に於ても、規定外の事項は之を新舊公債證書發行條例に讓ることとして、別に之を定むる所なく、其の他の内國債に在りても、其の條例中に償還元金（賦金を除く）の拂渡期日を定めたるものなかりき。唯明治十九年大藏省令第三十號整理公債取扱順序に於ては、其の第十九條に『整理公債元金仕拂ノ期日ハ取扱店ニ於テ現金ノ交付ヲ受ケタル翌日ヨリ十五日間ヲ過クルヲ得ス』との規定を設けしが、尋いで同二十一年大藏省令第十四號及第十五號を以て各公債の取扱を改め、擧げて整理公債取扱順序の適用を受くることと爲したる結果、爾來此の第十九條の規定は

殆んど總べての內國債に通ずる償還元金拂渡期日の原則となるに至れり。然るに明治三十六年一月に至り大藏省議を以て、抽籤執行日を償還期日とする從來の解釋を改めたる結果、同年大藏省令第四號を以て前記第十九條を削除し、爾後別に隨時告示する所の償還期日を以て、償還元金の支拂期日と爲すこととなりたり。明治三十九年制定の國債規則に於ても此の趣旨を承繼して、其の第四十八條及第五十一條に償還期日告示のことを規定し、大正十一年改正國債規則に於ても亦其の第四十七條及第四十八條に同樣の規定を設け、元金の全部償還を爲す場合には其の償還期日を、元金の抽籤償還を爲すときには其の償還額・償還期日・抽籤執行日及抽籤方法を定めて、之を告示するものとなしたり。

舊公債元金の年賦支拂の期日に就きては、初め新舊公債證書發行條例第二條第一節に於て『舊公債ハ（中略）五十箇年賦トシ每年六月一日ヨリ十五日マテ十二月一日ヨリ十五日マテ兩度ッツ之ヲ拂戻スヘシ云々』と規定したれども、一年二回の支拂を爲すには數多の賦札を要し、證券製造上支障あるに因り、同年第百三十號布告を以て、之を每年十二月一日より十五日までの內一度に拂戻すことに改めたり。

外國債償還元金の支拂期日は、各々其の募集目論見書及證券面に明記する所にして、九分利付外國公債に在りては每年八月一日、七分利付外國公債に在りては每年七月一日を以て其の拂渡の期日と爲したり。又第一回四分利付英貨公債は隨時償還法に依るものにして、別に償還元金の支拂期日を定めたるものなし。第一回六分利付英貨公債以後の各種外國債に就きては、償還期日卽ち支拂期日の定めありと雖も、第一回四分利付英貨公債と同じく、一定の據置期限を經過したる後は、政府の都合に依りて何時にても其の全部又は一部を償還することを得るものとなし（但し金額及時期に就きて多少の制限を付したるものなきにならず）、而して此等隨時償還法に依るものにして、滿期前に償還を行ふ場合には、六箇月前或は三箇月前の豫告（新聞廣告）を以て、何れも償還期日卽ち支拂期日を定むべきものなりとす。

大藏省證券の元金支拂期は、大藏省證券條例第四條但書の規定に依り、各證券面に記載するものとせられたり。但し同條例は明治二十六年法律第十九號を以て改正せられ、其の明文を缺くに至りたりと雖も、事實上其の記載を廢止したるものにあらざるなり。鐵道證券其の他割引の方法を以て發行せらるるものに在りても、一に大藏省證券に準ずるものとし、唯米穀證券の元金のみは總て翌年度首に支拂はるることに一定せり。其の他借入金に在りては、時々の契約に於て定めたる返償の期日に從ひ、之が支拂を爲すべきは言を俟たざる所なり。又承繼債務中舊鐵道會社社債の元金支拂期は各其の社債發行規程に定むる所ありて、固より一樣ならずと雖も、要するに政府は承繼後各其の規程に從ひ、之が支拂を爲すは勿論なりとす。

第二目　利子の支拂期

內國債の利子支拂期は概ね各公債に關する法令に於て之を規定する所にして、從來多くは一箇年を二期（主として六月・十二月或は三月・九月）に分ちたるも、輓近發行の五分利公債・五分利國庫債券及臨時國庫證券に於ては、四期（三月・六月・九月・十二月）に分ち之を支拂ふを通常とせり（大正十一年改正國債規則第五十一條）。又其の支拂期に就ても、從來單に期月のみを示したるものあり、或は其の期日をも定めたるも

のありて、固より一樣ならずと雖も、近來發行のものに在りては總て其の期日を定むるを例とす。今各公債に就て一々其の支拂期及之が沿革を敍するは却て繁褥に亙るを以て、左に一覽表を掲げて其の概要を知るに便せんとす。

國債種別	支拂期月	支拂期日
新公債	一月、七月	一月六日、七月五日
	同上	一月六日、七月五日（明治八年五月改正）
	同上	一月六日、七月五日（九年四月改正）
	同上	一月七日、七月五日
	同上	一月七日、七月五日（八年八月改正）
金札引換公債	一月、七月	一月五日、七月二五日（明治十三年十月改正）
	同上	一月五日、七月二五日（三十一年十一月制定）
秩祿公債	一月、七月	一月一一日、七月一五日
金祿公債	一月、七月	一月一五日、七月二五日（三十一年十一月制定）
舊神官配當祿公債	一月、七月	一月一一日、七月一五日
起業公債	一月、七月	一月六日、七月二五日
中山道鐵道公債	同上	一月六日、七月二五日（三十年十二月制定）
金札引換無記名公債	一月、七月	一月五日、七月二五日（三十一年十一月制定）
海軍公債	一月、七月	一月五日、七月二五日（三十一年十一月制定）
整理公債	一月、七月	一月六日、七月二五日
鐵道費補充公債	同上	同上
軍事公債	同上	同上
臺灣事業公債	同上	同上
五分利公債 ふ號乃至ほ號	二月、八月	二月六日、八月二五日（三十年二月改正）
五分利公債 ふ號乃至ほ號	三月、九月	三月九日、九月二三日
五分利公債 ふ號乃至ほ號 む、う、る、れ、や、け、こ、て、各號	三月、九月	三月九日
五分利公債 ら、の、く、ま、ふ、え、あ、各號	三月、九月	三月九日、九月二九日
五分利公債 恩賜 さ號乃至も號	三月、九月	同上（大正九年十二月改正）

國債種別	支拂期月	支拂期日
特別五分利公債	一月、七月	一月六日、七月五日
甲號五分利公債	同上	一月六日、七月五日
乙號五分利公債	同上	一月六日、七月五日
第一回四分利公債	一月、七月	一月一一日、七月一五日
第二回四分利公債	一月、七月	一月一一日、七月一五日
第一回發行國庫債券	一月、七月	一月一一日、七月一五日
第二回發行國庫債券	一月、七月	一月一一日、七月一五日
第三回發行國庫債券	一月、七月	一月一一日、七月一五日
第四回發行國庫債券	同上	同上
第五回發行國庫債券	一月、七月	一月一一日、七月一五日
煙草專賣法國庫債券	一月、七月	一月一一日、七月一五日
舊韓國政府起業公債	一月、七月	一月一一日、七月一五日
舊韓國政府導掌賜金公債	一月、七月	一月一一日、七月一五日
朝鮮事業費國庫債券	二月、八月	二月六日、八月二五日
鐵道債券 い號	一月、七月	一月九日、七月一一日
鐵道債券 ろ及は號	一月、七月	一月九日、七月一五日
五分利國庫債券 い號	同上	同上
五分利國庫債券 ろ、は、へ、ほ、各號	一月、七月	一月一一日、七月一二日
五分利國庫債券 と號乃至第三十九回	一月、七月	一月九日、七月一一日
臨時國庫證券 い、は、ほ、各號	一月、七月	一月九日、七月一一日
臨時國庫證券 ろ、に、へ、と、ち、り、ぬ、各號	一月、七月	一月六日、七月一一日
臨時國庫證券 る號乃至の號	三月、九月	三月九日、九月一二日

（備考）一、本表の支拂期月及支拂期日は、總て布告・布達・法律・勅令又は省令・告示を以て規定せるものに依り之を掲ぐ。
二、月又は日の下に制定又は改正の年月を註記せざるものは、總て起債の當初規定せしものとす。
三、期日の定めなきものに在りても、其の範圍内に於て取扱銀行若くは地方廳に於て、便宜上適宜支拂の日割を定めたるものあり。

一箇年一回の支拂は其の年分利子の全額を、二回又は四回支拂の分は利子年額の二分の一若くは四分の一を支拂ふものなることは、別に説明を要せざる所なれども、分割支拂には暦年計算に依るものと、會計年度計算に依るものとの二種あり。往時は專ら暦年主義を採用したりしも、明治三十年度

以後始めて會計年度に依るものを生じたり。而して此等兩種の計算は、最初は何れも月割計算なりしが、明治三十九年國債規則を制定するに當り、大藏大臣は國債證券の國際的流通を促進する爲には外國一般の慣例に從ひ、之と共通の制度を採用するを適切なりと認め、茲に始めて日割計算の主義を採り、日を以て支拂期を定め、當該期日以前六箇月或は三箇月間に屬する利子を支拂ふを以て原則と爲したり。

次に一言すべきは、起債終始期に於ける利子の支拂期に關するものなりとす。起債始期の利子に就ては、往時は條例中特に規定せざりしを以て、各々其の通常の支拂期に於て拂渡すべきに似たれども、實際は之に反して、新に證券を發行するに當り、其の證券の交付が利子の支拂定期前に在りしにも拘らず、交付と同時に始期の利子を拂渡したる場合あり。後明治二十三年大藏省令第十六號第二條を以て、證券發行のときに於ける利札額未滿の端數利子に對しては月割利札を製し、證券と共に之を交付するものと定むるに及び(月の十五日以前拂込のときは下半月分より、十六日以後拂込のときは翌月分より附するを原則とす)、茲に始めて始期の利子は法令上、全く通常の支拂定期に於て拂渡すべきものとなれり。尙ほ之より先き、金祿公債の如きは明治十年一月を以て一齊に起債の始期と定め、翌年に至り漸く證券の交付を始めたるが故に、未だ證券を交付せざるに先だち始期に屬する利子の支拂期到來し、之を支拂ひたるの例あり。然るに第三回發行國庫債券以後に於ては、普通募集の方法に依りたる國債の始期利子の計算は、整理公債條例第十二條の例に依らずして、其の金額を特定したる結果、始期の利札には月割利札なる名稱を附せざることとなりたれども、之が支拂期に就ては臨時事件公債規程第二十條に『明治三十九年六月渡ノ利子ハ第三期マテノ拂込ヲ了リタル後ニ非サレハ之カ仕拂ヲ爲サス』との但書を置きたる外は、總て定期に從ひ、特に例外規定を設けたるものなし。而して此の始期利子金額の特定は、輓近に於ける特別發行の國債に於ても用ひらるるに至れり。尙ほ前記明治二十三年大藏省令第十六號は、第三回發行以後の國庫債券に適用せられざりしは勿論、國債規則の施行に因りて消滅に歸したり。

次に償還元金に對する終期の利子は、總て償還元金と同時に拂渡すべきものにして、新舊公債證書發行條例及中山道鐵道公債證書條例等に其の明文あり。整理公債條例には別に明文なしと雖も、終期の利子は元本の支拂に伴ふ當然の結果として、償還元金と同時に拂渡すを例となしたり。明治三十九年制定の國債規則に於ては、第五十二條第一項の但書を以て、利子支拂期開始前元金償還の場合に於ける當該期分利子は、元金と同時に之を支拂ふことを明示し、大正十一年改正國債規則に於ても亦其の第五十一條に之と同樣の規定を設けたり。尙ほ明治三十九年法律三十四號國債ニ關スル法律」に於て、無記名證券及其の利札の絕對的有效主義を認めたる結果、償還期開始後に屬する利札と雖も、持參人あるときは、之に對して支拂を爲さざるを得ざることとなりしが、斯かる場合に於ては、其の支拂は利札面に記載せる利子支拂期の到來を待つの必要なきに似たれども、實際の取扱に於ては、同法律第七條第二項に依り元金の一部たる控除金額の支拂を爲す場合の外、單に利子として支拂ふものは、總て利札面記載の利子支拂期に依らざるべからざるものとす。是れ明治四十四年中日本銀行の伺出に對し大藏省の指令したる所なり。

外國債の利子は總て前支拂期日の翌日より其の支拂期當日迄の分を支拂ふものにして、明治三十七年勅令第百三十八號(第一回六分利付英貨公債募集の件)・同年同第二百二十九號(第二回同上)・同三十八年

同第七十八號（第一回四分半利付同上）及同年同第百九十五號（第二回同上）には、何れも其の月末迄の前六箇月分を支拂ふべしとの規定ありと雖も、事實上之が適用はなかりしものなり。又其の始期利子に就て特例を設けたるものなきにあらざれども、茲には之を省略して第三章の記述に讓らんとす。今外國債の利子支拂期を表出すれば左の如し。

國債名稱	支拂期日	國債名稱	支拂期日
九分利付外國公債	一八二、月一一日	五分利付英貨公債	一九三、月一二日
七分利付外國公債	一七一、一一	四分利付佛貨公債	一一五、一五
第一回四分利付英貨公債	一二六、三一三〇	第三回四分利付英貨公債	一二六、一一
第一回六分利付英貨公債	一一四、五五	英貨鐵道債券	一九三、一三
第二回六分利付英貨公債	同上	佛貨國庫債券	一一五、一一
第一回四分半利付英貨公債	一八二、一五	六分半利付米貨公債	一八二、一一
第二回四分半利付英貨公債	一七一、一〇	（第三回）六分利付英貨公債	一七一、一〇
第二回四分利付英貨公債	一七一、一一		

（備考）本表の支拂期は總て勅令・省令又は契約の規定に依り之を揭ぐ。但し第一回四分利付英貨公債に在りては、省令には單に毎年六月及十二月と規定したるも、契約書に於て本表の如く其の期日を定めたり。

以上の外大藏省證券（利付發行の分）・借入金及承繼國債の利子支拂期に就ては、前目に叙述したる元金の例に同じきを以て、茲には復た之を贅敍せず。

第二項　支拂場所

內國債元利金の支拂場所に關しては前項にも一言せるが如く、新舊公債證書發行條例第五條第二節中に拂渡場所公示の規定あり、又利賦金に就ては同條例第二條中に『其拂場所ハ證書面ニ揭載スル如ク一箇月前ニ布告書又ハ新聞紙ニテ普ク所持人ニ通知セシムヘシ』との明文ありしが、同八年條例改正に依り右規定は消滅し、爾後利賦金の支拂場所に關する規定を求むれば只條例第四條に『大藏省ヨリ（中略）金高ヲ拂場所ニ廻送ノ手續ヲナシ臨時官員出張スルカ又ハ其地方官ニ委任シ（中略）其拂方ヲ爲スヘシ』との條項を見るのみとなれり。而して此の規定は、固より支拂場所の何處なるかを明示するものにあらずと雖も、前後關係より觀て各地方廳なりしことを知るを得べし。尙ほ離島其の他僻陬の地に在る受取人の爲には、明治十三年中長崎縣外二三縣の稟請を容れ、特に其の所在郡役所に於て拂渡すことを得しめたり。

右の規定は獨り新舊公債のみならず、秩祿公債（但し明治八年第百三十號布告發布以後とす）・金祿公債及舊神官配當祿公債等にも適用せらるるものなれども、金札引換公債に就ては、明治六年第百二十一號布告金札引換公債證書發行條例中別に規定する所あり。卽ち其の第五條に『利息拂場所ハ東京大阪横濱長崎神戸西京新潟箱館等ハ銀行出張所ニ於テスヘシ云々』とあるもの之なるが、元金の支拂場所に就ては同條例中にも何等の規定あるを見ず。而して之を事實に稽ふるに、明治九年の第一回竝に同十一年の第二回抽籤償還に方り發布したる大藏省布達には、何れも『元利金ハ當省ヨリ直ニ拂渡ス』べき旨を記載せり。後ち明治十三年に至り改定條例を發布するに及び、爾來元利金支拂場所に就ても

亦、他の事項と共に總て新舊公債證書發行條例の規定に準據することとなりたり。

明治十一年新に起債したる起業公債は、募集及元利金支拂の事務を擧げて第一國立及三井の兩銀行へ命任して、之を取扱はしめたるものなれば、該兩銀行は國內樞要の地に其の取扱店（支店又は代理店）を設置したり。又明治十六年十二月公布したる中山道鐵道公債證書及金札引換無記名公債證書の二條例に在りては、各々其の第九條及第十條に、日本銀行本支店又は、代理店に於て支拂を爲す意味の規定を置きたり。斯くの如く內國債元利金の支拂場所は當初は地方廳なりしが（帝室御所有の國債に限り、大藏省國債局より直接に內藏頭に拂渡すの例なりき）、後ち次第に之を銀行に移し、明治十九年七月大藏省令第二十四號を公布して、從前地方廳の取扱に係る諸記名公債の元利賦金の支拂も日本銀行の取扱に移すに及び、玆に內國債元利金の支拂場所は悉く銀行に歸し、更に起業公債の支拂完了後は、總て日本銀行の一手に統一せられたり。而して日本銀行は本店支店出張所の外各地に代理店を設け、又此等の下には各々數個の派出所を置き、以て支拂事務を取扱ひ來りたり。明治三十九年發布の「國債ニ關スル法律」及國債規則、竝に大正十一年改正の國債規則に於ても亦、右の方針を踏襲したること言を俟たざる所なるも（大正十一年改正以降は從前の出張所及派出所を廢し、總て代理店と爲す）、輓近に至り郵便官署をして國債事務を取扱はしむるに及び、全國に散在する郵便局は亦內國債の元利金支拂場所となりたり（尙ほ本章第三節第三款及第四款參照）。

登錄國債の元利金は、登錄簿所管の取扱店に於て支拂を爲すものなれども、甲種登錄國債に在りては日本銀行本店にのみ登錄簿を備ふるが故に、記名者の請求に依り所管外の取扱店に於ても元利金の支拂を爲し、尙ほ利子の送金を爲すの便法を設けたり（明治三十九年國債規則第五十九條第六十條）。尋いで大正元年十二月大藏省令第七號を以て國債規則の一部を改正するに及び、甲種登錄國債の元利金支拂場所は各人の選擇に任し、何れの取扱店及派出所をも指定することを得しむることとし、國債規則第五十九條の甲種登錄國債元利金の所管外支拂に關する規定を廢し、之に代ふるに支拂場所變更請求に關する手續の制定を以てしたり。又乙種登錄國債元利金の支拂は、所管取扱店及其の派出所のみに限られたるが、大正十一年國債規則改正の際、乙種國債登錄簿も亦甲種國債登錄簿と同樣日本銀行本店のみに備へ置くこととし、從て之が元利金の支拂場所の選擇に就ても兩者間に區別を設けざることとなり、其の第五十八條に於て之に關する明文を揭げたり。

日本銀行の支店・出張所及代理店の設置は初め內國に止まりしが、國運の伸張竝に國際經濟の發展に伴ひ、內國債證券の流通も亦敢て國內に限らざるに至りしを以て、元利金支拂場所の如きも之を海外樞要の地に開設するの必要を生じたり。卽ち明治三十年軍事公債證書裏書賣出の擧あり、大藏大臣は同年五月十日、英國倫敦に於て元利金の支拂を爲すべき旨を日本銀行に命令し、同銀行は仍ち該地に代理店を設置し、爾後同三十二年に英貨公債の募集、同三十五年に裏書附五分利公債證書の賣出あるや、亦皆此の代理店をして其の支拂事務を取扱はしめたり。尋いで同三十七八年臨時事件費支辨及其の公債借換の爲に、屢次外國債募集の擧あり。又同四十三年以降國債整理の爲に英佛貨の公債・國庫債券及鐵道債券の發行あるや、其の必要に應じ前記倫敦代理店の外に歐米各地に代理店又は複代理店を設置したり。然れども其の支拂場所は各種外國債を通じて同一なるものに非ずして、各契約の定むる所に依り異同なきを得ざるものとす（本章第三節第三款所揭外國債取扱店一覽表參照）。此の外外國に在りては明治四十年四月一日清國大連及韓國京城に日本銀行本店の派出所を設置し、元利金

の支拂を取扱ひたるの事例あり。

外國に於て元利金の支拂を爲すべき、第一回四分利付英貨公債及裏書附軍事公債の利子を、本邦内に於て支拂ふことを得るや否やに就ては、所得稅問題に關聯して横濱正金銀行より問合せあり、是に於て大藏省は明治三十五年五月中、『四分利付英貨公債は縱令本邦内に於て利子仕拂の請求を爲すものあるも、契約外なるを以て、之を拒むことを得べし。然しながら之に應じて仕拂をなすも亦妨なかるべし。軍事公債（裏書付の分）は本邦内各取扱店に於て通貨を以て仕拂ふを原則となすが故に、之を拒む事を得ざるは勿論なり。尤も右等便宜の爲め正金銀行に於て利子仕拂の際ペンスを爲替となし、參著拂の相場を以て代價を拂渡すも差支無之云々』と決議したり（此の決議は裏書附五分利公債及明治四十三年以前發行の英貨公債にも自ら適用せらるるものとす）。而して國庫預金部及償金部保有の右公債利子に就ては、便宜上本邦に於て之が支拂を爲したるの事例あり。降りて明治四十三年英佛兩國に於て四分利付公債の發行あるや、其の契約書中に日本に於ける元利金の支拂を認め、之が支拂換算率を定めたり。其の後大正二年發行の佛貨國庫債券、同十三年發行の（第三回）六分利付英貨公債に於ても亦同じ。

承繼債務中舊鐵道會社内國社債の元利金支拂場所は、承繼の結果當然日本銀行に移りたれども、汎く各地の取扱店をして支拂を爲さしめんとするには相當の設備を要し、而も事實上其の必要なきものなるを以て、各社債の狀況に應じ其の取扱店に多少の制限を附したり。又英貨社債は一に當初の契約に從ふものにして、其の元利金支拂場所は北海道炭礦鐵道會社の分は在倫敦チャータード銀行、關西鐵道の分は同サミュル商會、南滿洲鐵道の分は横濱正金銀行倫敦支店なりとす。其の他舊韓國政府公債の元利金は、總て大藏省に於て直接に支拂を爲したり。

上述したるものの外、大藏省證券の元利金、其の他割引の方法に依りて發行せらるる證券の元金支拂場所も亦、日本銀行本店及代理店なるも、唯借入金の元利は一般經費の例に依り支拂ふものなるを以て、其の支拂場所に就ては特に記述すべきものなし。

第三項　拂渡手續

第一目　内國に於ける手續

國債の償還元金は證券と引換に拂渡すことは、新舊公債證書發行條例を始めとし、其の他各條例とも概して其の軌を合じうする所にして、縱令其の明文なきも、事實に於て當に然るべきものたることは復た辯を須たざる所なり。然るに獨り舊公債の元金に在りては、證券の外別に賦札ありて、毎年償還の元金は此の賦札に對して支拂ふものなれば、其の取扱は殆んど利子に對すると同樣にして、他の國債償還元金とは稍々其の趣を異にしたり。而して證券の亡紛失等に就ては其の代り證券を交付する場合あり、又交付せざる場合あり、後者に在りては元金を拂渡すとき引換ふべき物なきを以て、別に領收證書を徵し現金を支拂ふは是れ亦言を俟たざる所なり。

凡そ國債元利金の拂渡手續に付ては、新舊公債證書發行條例に依りし時期、整理公債條例に依りし時期、及明治三十九年法律第三十四號「國債ニ關スル法律」に依る時期とに分ちて、多少の沿革なきにあらずと雖も、今其の沿革の詳細を記述するは事頗る繁瑣に屬するを以て、爰には「國債ニ關スル法律」に

依る時期、即ち現行の拂渡手續に就きて說述するに止むべし。而して現行の國債元利金拂渡に關する手續は卽ち右「國債ニ關スル法律」を基礎とし、明治三十九年大藏省令第二十三號國債規則（大正十一年改正の國債規則に於ても其の手續に就ては敢て異なることなし。以下條文を擧ぐるものは何れも明治三十九年制定の國債規則なりとす）・國債事務命任書・日本銀行國債取扱規程（大正十一年四月以後は日本銀行國債事務取扱規程・日本銀行國債事務取扱手續）等に於て詳密規定する所なり。

國債證券に對する元利金は、證券又は、利札と引換に、其の持參人（無記名のもの）又は記名者、若くは其の權利の行使者（記名のもの）に之を支拂ふものにして（國債規則第五十四條及第五十五條）、此の場合に於て取扱店は、無記名證券に在りては眞贋及附屬利札に欠缺なきや否やを（當籤の證券に就ては其の番號をも）、無記名證券の利札に在りては眞贋及支拂期を調査し、記名證券及其の利札に在りては、前記無記名のものに對する事項を調査するの外、一人別帳及印鑑簿に照合して支拂を爲すものとす（大正十一年制定日本銀行國債事務取扱手續に於ては利札の眞贋及支拂期の調査等は當然のことと爲して之が明文を設けず、又記名證券に付一人別帳を設くることに關しても別に規定することなし）。而して無記名證券に對する元金償還の場合に、附屬利札の欠缺せるものあるときは、取扱店は其の利札に相當する金額を元金より控除すべく、之に對し證明書を請求する者あるときは、控除金額・證券の額面種類・記番號及利子支拂期等を記載したる證明書を交付す。從て受取人が他日其の欠缺利札を提出して控除金額の支拂を請求する爲には、該證明書を提出せざるべからざるものなり。

滅失又は紛失したる記名國債證券に對する償還元金、及其の利賦札に對する利賦金に就ては、滅失紛失の屆出ありたる後三箇月を經過し、記名者の請求に依り之が領收證書を徵して支拂を爲すものとす。而して屆出以前又は屆出後三箇月を經過せざる內に、元金償還期又は利子支拂期の開始したるものに就ては、前記「國債ニ關スル法律」第五條の適用上多少の疑義を生じ、之が解釋を一定するの必要ありたるを以て、明治四十一年十一月中大藏省議を以て、『明治三十九年法律第三十四號第五條は記名證券又は其の利札の滅失又は紛失に對する代證券又は代利札の交付に關する規定にして、其の既に元金の償還期又は利子の仕拂期開始したるものに付ては、代證券又は代利札の交付を爲さずとの但書あるの外、償還又は仕拂の請求を停止するの明文なきを以て、滅失又は紛失屆出の後三箇月を經過せざるときと雖も、請求權には毫も消長を來すものにあらず。唯法律は三箇月の期間を置き、以て滅失又は紛失を確定するの方法と爲したるものなれば、縱令屆出を爲すとも此期間を經過せざる內は、滅失又は紛失のものと認めず。從て償還期又は仕拂期の既に開始したるものに付ては、此期間を經過するまでは國債規則第五十五條を適用し、此期間を經過して始めて同規則第五十七條の適用を受くべきものと謂はざるべからず云々』と決定し、尙ほ之に關聯して生すべき時效の問題に就ては、時效中斷の爲にする條件付請求を容るることと決定したり。

又無記名證券及其の利札の滅失又は紛失に就ては、元利金の償還又は支拂の請求に際して、「國債ニ關スル法律」第六條第一項に依り、擔保を提供し又は保證人を立てて、辨償の契約を爲すことを要するが故に、其の支拂請求に對しては日本銀行本店に於て調査を遂げたる後之が承認を爲し、其の契約書を徵し、且つ擔保提供（保證人を立つるときは契約證書に連署捺印を爲さしめ以て擔保の提供に代ふ）の手續を爲さしめたる上、領收證書と引換に現金を拂渡すものにして、其の請求及契約に關する手續は國債規則第六十二條及第六十三條に之を規定したり。而して右法律第七條第一項に依り控除せられたる元金

の一部に就ても亦、第六條第一項の規定に從ひ支拂の請求を爲すことを得。國債規則第十條等に依り利子相當額を納付したる欠缺利札に就ても、其の利札面に記載したる利子の支拂期到來以後は、元金償還期の開始したると否とに拘らず亦同じ。

甲種國債登錄簿に登錄せられたる國債の元利金は、領收證書と引換に之を記名者又は其の權利を行使する者に拂渡すことは、國債規則第五十五條の規定する所なり。而して玆に所謂其の權利行使とは、他人に於て記名者の有する權利を行使する場合を指すものにして、代理行爲の如きは卽ち其の一なり。故に差押へられたる甲種登錄國債に對し、轉付命令の送達ありたる場合は、記名者は旣に其の權利を有せず、從て差押債權者は該記名者の權利を行使するにあらずして、當に記名者となるべきものなれば、轉付命令ありたる以後の支拂期に屬する利子は、登錄變更の手續を終了したる上、新記名者卽ち差押債權者に之を支拂ふべきものとす。是れ日本銀行の伺出に對し明治四十四年四月二十五日大藏大臣の指令したる所なり。又甲種登錄國債の上に質權の設定せられたる場合、當事者間に別段の意志表示なきときは、其の質權の效力は該登錄國債より生ずる利子に對しても及ぶべきものとす。但し質權設定前に支拂期の開始したる利子に就ては此の限に在らず。而して該登錄國債の利子に對して質權者が、民法第三百六十七條第三項に依り供託を請求せざるときは、第三債務者は進んで供託を爲すことを要せず。是れ明治四十五年一月中日本銀行の伺出に基き、大藏省國債局長より依命通牒したる要旨にして、畢竟質權の效力は、民法第二百九十七條に依り其の果實たる利子に及ぶべく、又供託は債務者の權利にして義務にあらずとの解釋を採りたるものに外ならず。然るに質權に非ざる擔保の效力は質權と同一に論斷し難き所あるを以て、國債局長は大正元年八月中同銀行の伺出ありしに際し、省議を經て九月三十日附を以て、質權に非ざる擔保の目的となりたる登錄國債の利子は、登錄記名者に之を支拂ふべき旨を同行に通牒したり。

甲種國債登錄簿に登錄せられたる國債の元利金は、記名者又は其の權利を行使する者の請求に依り、登錄簿所管店たる日本銀行本店に於て之を支拂ふものなり。然るに遠隔の地に在る受取人は、斯くては其の不便尠からざるべきを以て、特に之をして所管外の取扱店に於て元利金の支拂を受け、又は利子の送金を受くることを得しむるの途を設け、之に關する手續を國債規則第五十九條及第六十條に規定せり。又所管外支拂の請求は、每期の利子に就て一時に之を請求し置くことを得べく、利子の送金に就ては請求書に領收證書を添付提出し、且つ送付を受くべき場所及送金の方法を請求書に記載すべきものとす。其の際利子の送金費用及危險は請求者の負擔たるべきことは、第六十條但書の規定する所なり。故に本人より別に納付せざる限りは、日本銀行に於て該送金費用を支拂金額中より控除するを例とす（所管外支拂のことは後に至り廢止したり。前項の記事參考を要す）。

以上の外此の時期に於て創設したる規定は、國債規則第五十八條の證券又は利札預託の事是れなり。蓋し多數の證券所有者が、期日に至り其の證券又は利札を取扱店に持參するときは、店頭の混雜を來し、支拂事務の進行を妨げ、自他共に不便を感ずる所少からざるを以て、期日前に豫め證券又は利札を取扱店に預託し置き、以て取扱店に調査の餘裕を與へ、一面受取人は期日に至り店頭の群集中に時間を徒費することなくして、速に現金の拂渡を受くるを得るは、相互に便利なる方法と謂ふべし。其の他前時期より起りたる手形交換所に於ける利札の交換は益々發達したるを以て、本期に至り更に一歩を進め、甲種登錄國債の元利金領收證書及記名證券の利賦札に就ても、無記名證券の利札に於

ける交換手續を利用することとし、之に關する特別の手續を定めたり。

前項に於て述べたるが如く、四分利付佛貨公債・佛貨國庫債券・第三回四分利付英貨公債及（第三回）六分利付英貨公債の元利金は、契約上本邦内に於ても之が支拂を爲すことを認められしが、其の支拂の場合に於ける換算率は、英貨公債に在りては倫敦宛爲替相場（横濱正金銀行の買相場）、佛貨公債及同國庫債券に在りては二百五十八法に付百圓と定めたり。但し之が拂渡の手續に就ては未だ一般的に規定したるものなく、又一般的實例も觀るべきものなし。只近時佛貨國庫債券の元利金支拂に就て、特殊なる方法を用ひたる實例ありと雖も、之に關しては第三章に詳述する所あるを以て、茲には之を省略す。

第二目　外國に於ける手續

外國に於ける國債元利金の拂渡手續の沿革に就ては、先づ明治初年の起債に係る九分利付及七分利付外國公債に遡るの要あるべしと雖も、茲には之を省略して、明治三十年以降の取扱に止め、其の概要を說くべし。

明治三十年五月十日大藏大臣より英國倫敦に於ける國債元利金支拂の取扱を日本銀行に命令するや、併せて英貨換算相場を指定し、邦貨一圓に付英貨二志零片二分の一と爲したり。蓋し一定の換算相場を立つるには二樣の方法あり、其の一は雙方貨幣の純分に基き其の眞價を算定するもの、他は取引上の慣習と支拂上の便宜とを圖り、眞價に多少の斟酌を加へ算定するものなり。然るに第一の方法たるや、純分に基き我金貨一圓を以て英貨に對比計算すれば、英貨二十四片五八一七餘に當り、取引上及支拂上の不便尠からずして、殆んど實行すべからざるを以て、政府は第二の方法を採り端數五八一七餘を二分の一と定めたるものなり。此の命令は專ら內國公債の元利金支拂に係るものなるが故に、斯く英貨換算相場を特定するの必要ありしも、英貨公債又は佛貨公債に在りては復た此の要なきこと勿論なりとす。但し英貨と佛貨・米貨又は獨貨との換算相場に關しては、第三章に就て關說すべき所あるを以て、茲には之を略す。

尋いで同年六月十二日大藏大臣は日本銀行に對し、倫敦代理店に於て利子の支拂を爲すには、支拂期節前に證券所有者をして其の種類及記番號を申出でしめ、之を支拂臺帳に記入し置き、其の記入のものに限り支拂を爲すこと、又既に證券の裏面に倫敦に於て支拂の請求に應ずべき旨を記入しあるものは、此の限外とすること、其の他の取扱手續を定めて之を令達せり。後同三十三年七月三日に至り、「外國ニ於ケル國債事務取扱方命任書」を同銀行に交付するに及び、曩の令達は廢止せられたるも、實際の取扱は前後大差あることなく、卽ち倫敦代理店に於ては利札と共に其の記號及金額を記載したる目錄を差出さしめ、利札の眞贋・渡期竝に消滅紛失屆出のものにあらざるや否や等を調査して利子の支拂を爲すものとす。而して其の調査の爲には三日間利札を預り置き、四日目より支拂を爲すことを得べく、又利札截斷方不完全なるものは、其の截斷殘片を切取り貼附せしめ、裏面貼附の箇所に代理店の證明印を押捺する等の手續を定め（元金の支拂に就ても之に準ず）、當初以來之を施行したるものの如し。又紐育代理店に於ける利子支拂手續に就ては、明治四十年三月中規定したるものあり。茲に其の要領を擧ぐれば、代理店は每支拂期に先ち、少くとも二週間以前に同章を以て紐育諸銀行へ利子の支拂を豫告し、期日に至り支拂を請求する者あるときは、豫て備へ置きたる利札袋に、利札の金額及

枚數、並に受取人の住所氏名を記入して、利札と共に差出さしめ、即時之を調査して支拂を爲すものにして、若し期日前に利札を呈示する者あるか、又は利札多數にして即時調査を遂げ難き場合には、受取番號紙を交付し置き、期日に至り若くは後刻に於て之と引換に支拂を爲すものとす。而して其の支拂は總て指圖式小切手を以てするものなり。

英國倫敦に在る日本銀行代理店をして、我國債證券の元利金支拂を爲さしむることに關し、明治三十年五月十日大藏大臣より同銀行に命令したることは既に叙述せる所なるが、彼の地に流通する內國發行の證券にして裏書なきものに就ては、英國印稅規則及株式取引所規則に制せられ、且つ裏書發賣を引受けたるシンヂケートの契約の趣旨に對しても顧慮せざるを得ざる點ありて、支拂手續上頗る矛盾する所ありしを以て、同年十二月渡以降利子の支拂を爲すに臨み、日本銀行は利札買入の方法を以て之が取扱を爲すこととし、大藏大臣の認可を得たり。而して其の買入價格は總て支拂の例に準じ、二志零片二分の一の一定換算率を用ひたりしが、斯くては自然裏書附公債の市價に影響を及ぼすの虞あるを以て、日本銀行は明治三十八年二月四日に至り、自今其の時の爲替相場を以て利札の買入を爲さんことを申請して大藏大臣の認可を得、同年十二月渡分より之を實行したり。又償還元金に就ても利子と同じく買入の方法に依るを例と爲せり。

滅失又は紛失したる英貨公債の利札に對する利子は、從來倫敦代理店に於て、本人の請求に應じ保證狀を徵して支拂を爲し來りしのみならず、國內法に據れば已に消滅時效の完成したるものたりと雖も、苟も利札を提供して利子支拂を請求する者あるときは之を支拂ふを例とせり。之れ同地の慣習に從ひ大藏省議の決定したる所なれども、消滅時效完成したる紛失利札に對しても、尙ほ保證狀を徵して支拂を爲すべきや否やに就ては、後に至り新なる問題を生じたり。即ち大正三年中、消滅時效の完成したる四分半利付英貨公債の利札紛失の爲め、保證狀を提出して利子を受領せんことを、倫敦代理店及複代理店たる獨亞銀行に申出でたる者ありしに由り、同年七月日本銀行より之に就て大藏大臣に經伺したり。蓋し時效期間經過後と雖も、仍ほ保證狀を徵して支拂を爲すときは、殆んど際限なくして、事務整理上支障あり、又相手方の保證債務も利札の發見なき限り永久に解除せらるることなく、之れ亦不都合なるべきが故に、總て時效期間經過後の支拂は、現物即ち利札の提出ありたる場合に限り、又保證拂を爲すは時效期間內に限るものとして取扱ふを可とするに似たり。但し取扱上斯かる限定を爲すは、果して流通地の慣習に悖ることなきや否や、或は又之が爲め我國債證券の流通を幾分にても阻害するの虞なきや否や、尙ほ考慮を要するを以て、此の點に關し理財局長より海外駐劄財務官に調査を委囑したりしに、大正五年に至り財務官の復命ありたるに依り、之を斟酌して、同年六月二十六日日本銀行に對して『消滅時效完成セル紛失利札ニ對スル取扱方ノ件ハ、仕拂ノ請求ニ應シ難キモノト心得ヘシ』と通牒し、尋いで同年八月六日の大藏省決議を以て、此の解釋を一定したり。

歐洲戰爭中我外國債證券の本邦に續々輸入せらるるや、此等の中には其の支拂を海外に於て受けんとする者あり、仍て此の場合には橫濱正金銀行其の代理人となりて支拂を受け、若くは證券又は利札を買取るの方法を用ふることとなし、大正五年七月十日日本銀行は之に關する手續を定めて大藏省に屆出でたるが、其の後他よりも之と同樣の取扱を受け度き旨申出づる者ありたるを以て、翌年十二月十日同行は更に左の如き特別取扱手續を制定して、大藏省に屆出でたり。

一、倫敦又は紐育に於て支拂はるべき帝國政府外國債證券又は利札を日本銀行に提出し、倫敦又は

紐育に於て元金又は利子の支拂を受けんとする者（以下單に依頼者と稱す）は、倫敦又は紐育に於ける代理者を日本銀行に申出で、日本銀行は横濱正金銀行と協議の上之が諾否を決定すること。

二、日本銀行の承諾を受けたる依頼者は、倫敦又は紐育に於ける代理者の印鑑又は署名鑑を豫め在倫敦又は紐育の日本銀行代理店に屆出で置くこと。

三、依頼者が證券又は利札を日本銀行に提出する場合には、日本銀行の指定する樣式に依り作成したる明細表を添付すること。

四、日本銀行は明細表に證券又は利札受取濟の旨を記入し、證印の上之を依頼者に返付すること。

五、依頼者は倫敦又は紐育に於ける代理者に前項の明細表を送付し、適宜の元金又は利子領收證書を添へ日本銀行代理店に提出せしめ、其支拂を受けしむること。

六、日本銀行代理店は明細表を現物と看做し處理すること。

第四項　利子の算則

公債利子の算則に就き最も問題と爲るべきは、其の始期及終期に於ける計算法なり。而して內國公債利子始終期の計算法に就ては、當初は起債の始期は月の十五日前後を以て區分し、若くは特に其の金額を定め、償還の時は單に月を以て之を計算するものとしたり。之れ明治三十九年法律第三十四號「國債ニ關スル法律」施行前に於ける恒例なりき。固より當時に於ても各種公債中には、其の根據法の異るに從ひ、多少利子の算則を異にするものなきに非ざりしと雖も、其の多くは大體に於て上述の算則に準據するものにして、整理公債條例第十二條『整理公債ノ利子ハ其ノ元金拂込ノ時月ノ十五日以前ニ在ルモノハ下半月分ヨリ支拂ヒ月ノ十六日以後ニ在ルモノハ翌月分ヨリ支拂ヒ元金償還ノ年ニ於テハ其償還ノ月マテ月割ヲ以テ支拂フモノトス』は、其の標準的規定たりしなり。然るに明治三十九年法律第三十四號の公布に伴ひ、大藏省令第二十三號を以て新に制定せられたる國債規則は、其の第五十三條に於て『起債當初ニ於ケル利子ノ計算方法ハ起債ノトキ之ヲ定メ國債元金償還ノ場合ニ於ケル利子ハ元金償還ノ期日マテ之ヲ附ス但シ特別ノ規定アルモノハ此ノ限リニ在ラス』と規定し、利子の算則に關しては整理公債條例に於ける月割主義を踏襲せずして、日割主義を採用したり。茲に於て大藏省は其の日割計算の方法に關して左の如く省議を決定し、同年十二月二十日之を日本銀行に令達し、及會計檢査院に通知したり。

一、一期に滿たざる端日數の利子は、其の期に於て利子を附すべき現日數（一ケ月に滿つるものも總て日數に換算す）に利子の年額を乘じ、其の年の全日數（曆に從ふ）を以て之を除す。但し厘位未滿の端數あるときは四捨五入して厘位に止む（厘位切捨法の適用に依り大正三年五月本項但書を削除す）。

二、其の期に於て利子を附すべき現日數が甲乙兩年に跨り、一方が閏年なるときは甲乙各別に前項の計算を爲し之を合算す。但し厘位未滿の端數は合算の上四捨五入するものとす（同上に依り但書削除）。

然るに當時現存の國債は、概ね國債規則第五十三條に所謂特別の規定あるものにして、卽ち整理公債條例第十二條の適用を受くべきものに屬し、未だ此の日割計算の方法を用ふるに至らざりき。其の後國庫債券整理公債及第一・二回四分利公債の如き、國債規則に依るべき新公債の發行ありしも、起債當初に於ける利子は全半箇年分を附することと爲したるを以て、之れ又前記決議に係る日割計算法の實行を見ざりき。而して此等三公債の初期利子に就て全半箇年分を附することと爲せしは、國

債規則第五十三條に『起債當初ニ於ケル利子ノ計算ハ起債ノ日トキ之ヲ定メ』とあるに據りたるものなり。更に又明治三十九年大藏省令第八號臨時事件公債規程第二十條に於て、初期の利子は應募拂込の日如何に拘らず、總て一定の金額を以て之を支拂ふこととし、又同年同省令第二十六號第三條に於て、臨時事件に關する一時賜金に充つる爲め發行する公債の利子は、一時賜金發令の日の屬する月より之を附することと定めしが、此等は右兩公債發行の根據法令たる同年法律第一號に於て、募集の規約方法を命令に讓りたるに基くものなり。其の他第三回以後の國庫債券に在りても、何れも法律の規定に基き大藏省令を以て、初期利子に就ては日割又は月割の計算に依らず、一定の金額を以て之を支拂ふものと定めたり。

以上の外鐵道買收公債に在りては、鐵道國有法及京釜鐵道買收法の規定に依り、整理公債條例を適用すべきものなるが故に、鐵道買收に伴ふ舊鐵道會社債務整理公債に就ても、利子始終期の計算は同條例の主義に從ひ、大藏省令を以て規定する所あり、尋いで沖繩縣諸祿公債・恩賜公債・救恤公債及製鹽地整理公債の規程を定むるに方りても亦、既發行大日本帝國政府五分利公債證書に於ける先例と歩調を一にせんが爲め、概ね月割主義を採用したり。

斯くして國債規則の方針に從ひ、曩に大藏省議を以て決定したる利子の日割計算方法は、實際に於ては何等の實用を見ることなかりしが、大正元年十二月に至り國債規則に改正を加へ、其の第五十三條但書の『特別ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス』を、『月ヲ以テ利子仕拂期ヲ定メタルモノノ終期利子ハ元金償還期日ノ屬スル月マテ之ヲ附ス』と改め、以て終期利子に就きての除外例を闡明すると共に、當時新に制定したる禁獵公債規程に於ては、國債規則の日割主義に從ひ初期の利子は交付金額通知の日より之を附するものとし、且つ利子の支拂期は日を以て之を定め、其の結果終期の利子計算は當然國債規則第五十三條に於ける原則に依り、亦日割を以てすることとなるに及び、茲に始めて前述の利子日割計算方法に關する大藏省議の實用を見るに至れり（國庫債券整理公債及第一・第二回四分利公債に在りても、日を以て利子支拂期を定めたるものなるを以て、終期利子に就ては日割計算に依るべきものとす）。爾後の新起債に係る朝鮮事業費國庫債券・鐵道債券・五分利公債・五分利國庫債券・臨時國庫證券の如き、皆始終期とも日割を以て利子を計算するの例となりたり。而して此等公債の發行規程上、何れも初期利子の割合を特定しあるは、ただ拂込の遲速に因り利子の計算を異にするの煩を省きしに止まるものにして大體の主義に於て日割計算を用ひ、規定の拂込期及其の金額に基き算定したるものなり。但し計算上多少の取捨を爲したるものなきにあらず。

次に日本銀行倫敦代理店に於て支拂ふ所の內國公債の利子に就ては、英貨に換算して往々一片未滿の端數を生ずる場合あり、此の端數は同地商業取引上の慣習に從ひ切捨つべきは勿論なれども、利札の一枚毎に其の金額を換算すると、受取人一名毎に數枚の金額を合計して換算するとは、彼此多少の差異を生ずることあるを免れざるが故に、日本銀行は明治三十年八月四日此の換算方法に關して稟議したり。仍て大藏大臣は利札數枚を持參する者に對しては其の合計額を以て換算し、之が支拂を爲すべきものと定め、同月十三日其の旨を指令したり。

外國に於て募集したる公債の利子計算の方法は總て日割主義に依るものなるが、其の詳細は之を第三章に讓る。其の他大藏省證券（利付發行分）・借入金及承繼債務の利子計算方法に就ても、爰には之を省略す。

第二款　時　效

明治の初年に在りては法律未だ完備の域に達せず、一般民事上に於ける時效の制度も亦、未だ發達するに至らざりしかば、當時制定公布せられたる新舊公債・金札引換公債及起業公債等に關する條例に於ても、未だ曾て其の元利金に就て消滅時效の制を立つることなかりしが、後漸く政府も其の必要を認め、明治十二年七月新舊公債證書發行條例を改正して、元利金拂渡期の翌年より向五箇年を經過するときは一切之を拂渡さず、但し受取り難き理由を該期限內に申出で、認可を經たる者は此の限に在らざる旨を追加し、且つ起業公債に就ても之に準ずることと爲し、茲に始めて所謂期滿免除の制度設けられたり。尋いで同十六年制定の中山道鐵道及金札引換無記名の兩公債に關する條例に於ては、右の期限を拂渡月より滿十五箇年と定め、而も前者の如き時效停止の除外例を設くることなかりき。斯くして均しく國債の元利金にして二種の異る時效規定を存することとなりしが、更に同十九年制定せられたる整理公債條例の時效規定を見るに、其の元金は償還の月より滿十五箇年、利子は支拂期月後滿五箇年と定め、且つ證書の紛失汚染及毀損等に由り元利の支拂を見合せ、又は訴訟事件に由り請求を爲し難き場合あるときは、其の間の日數を算入せざること等の除外例を設けられて、茲に國債元利金時效の規定は三種となるに至れり。而して明治二十一年十一月各公債條例を改正し、整二十二年一月以降其の取扱を統一することとなりしを以て、前述整理公債條例中に於ける時效の停止に關する除外例は、廣く各公債に通じて適用せらるることとなり、從つて新舊公債證書發行條例に於ける猶豫認可の規定は自然消滅に歸せしと雖も、各內國債中時效期間の長短及其の起算點に關しては仍ほ依然として三樣の區別を存したり。

明治三十九年「國債ニ關スル法律」の制定あるや、國債の消滅時效に關しては第九條の規定を置き、從來整理公債條例等に於ける期滿免除の特例を改め、一に普通法たる民法の時效制度を採用せり。故に其の期間の如きは、利子に在りては新舊公債及整理公債の規定に比し著しき伸縮なきも、元金に在りては新舊公債證書發行條例に比し五箇年を延長し、整理公債條例等に比すれば五箇年の短縮を見ることとなれり。且つ從來の規定は總て絕對的なりしと雖も、新法に在りては民法第百四十五號に依り、當事者の援用に依らざるべからざることとなり、又時效の起算點に就ても新舊規定に多少の差異を生じたり。而して法律第三十四號附則第三項には『國債ニ關スル現行法令中本令ノ規定ニ抵觸スルモノハ其ノ效力ヲ失フ』とし、之に『但シ時效ニ關スル規定ハ此ノ限ニ在ラス』との但書を附したるが故に、國債の消滅時效には仍ほ新舊各樣の規定併存することとなりたり。蓋し時效の事たるや權利得喪に關する重要事項なるを以て、新法の效力をして既往に遡及せざらしめんとするの主旨に出でたるものとす。

滅失又は紛失したる記名國債證券又は利札にして、其の元金・償還期又は利子支拂期が滅失・紛失の屆出以前、若くは屆出後三箇月を經過せざる間に開始したるものある場合、之に對する元利金の支拂に關し、大藏省議明治三十九年法律第三十四號第五條の解釋を決定したることは既述せし所なるが（本節第一款第三項參照）、該決議に伴ひ既に償還期又は支拂期の開始したる、證券又は利札に對する元利金にして、其の滅失・紛失の屆出後未だ三箇月を經過せざるに先ち、時效完成すべきものあるときは如何すべきやの問題を生じ、再び省議を盡したる後、「滅失又は紛失の屆出ありたる記名國債證券又は利札

（整理公債條例第十四條を適用すべき國債）にして、既に元金償還期又は利子支拂期の開始したるものに就ては、縱令三箇月の期間を經過せざるも、時效中斷の爲「期間內に發見するか又は期間經過後發見せざるときは直に償還又は支拂ありたき旨」の條件付請求を爲す者あるときは、之を受理するも妨なし」と決定し、明治四十二年九月二十九日臨時國債整理局長より、之を日本銀行に通牒したり。

前述の外、國債の消滅時效に關しては、或る行爲を以て支拂の請求と看做し、時效中斷の效力を發生するものと爲したるの例少しとせず。今其の主要なるものを列擧すれば左の如し。

（一）無記名國債證券又は其の利札を以て租稅其の他の歲入金に代用納付するものに就ては、其の納付の時を以て元利金支拂の請求ありたるものと看做す（明治三十八年大藏省令第七號第十一條）。

（二）寄託又は供託に係る國債の償還元金代りとして、新公債の交付を請求するものに就ては、其の寄託・供託の取扱官廳に於て新公債の引受申込書に附記したる受付の日を以て、償還の請求ありたるものと看做す（明治四十三年大藏省令第二十六號第七條）。

（三）郵便貯金代用國債證券又は同利札にして、時效完成期を經過するも、其の完成前郵便官署に於て受入れたるものなるときは、代用預入の日を以て支拂の請求ありたるものと看做す（大正二年七月十六日日本銀行上申、同年八月七日大藏省指令）。

（四）寄託又は供託したる國債證券又は其の附屬利賦札にして、時效完成前金庫に對し拂戻の請求ありたる場合、當該金庫が其の證券を他金庫に移送し居りたるが爲め、拂戻方遲延し、其の結果時效完成期に至りたるものに就ては、特に其の拂戻請求の日を以て元利金支拂の請求ありたるものと看做す（大正三年六月十六日、日本銀行照會、同年七月十日大藏省理財局回答）。

又歐洲戰爭中に於て獨逸國及佛國被占領地の公債所有者に對して、元利金の支拂を停止したるは蓋し已むを得ざる所なりしが、平和克復の後此等に對する支拂、及時效期間完成したる利子に對する時效援用に關して、巴里常設國際經濟委員會の決議ありしを以て、我國に於ても此の決議に從ひ、且つ列國の態度を斟酌して左の如く決定し、大正八年四月二十三日債第一六九號を以て日本銀行に通牒したり。

一、外國に於て發行したる帝國債の利子は、戰爭中時效期間の經過したるものに付ては、當分の間時效を援用せざること

二、內國に於て發行したる帝國債の利子は、戰爭中時效期間の經過したるものに付ては、請求者に於て請求遲延が戰爭に起因せることを疏明したる場合に限り、當分の間時效を援用せざること

「國債ニ關スル法律」第九條の消滅時效計算に關しては、民法第百四十條本文に依り、償還又は支拂の期日の翌日より起算すべきや、將た同條但書に依り當日よりすべきやに就き、日本銀行より照會ありしを以て、大藏省國債局長は明治四十四年八月十四日、元利とも其の期日の翌日より起算すべきものと回答せり。然るに月を以て支拂期となし、日を特定せざるものに就ては尙ほ疑義を存したるが、理財局長は日本銀行の照會に應じて、此の場合は翌月一日より起算すべきものと回答したり（大正十四年四月十日日本銀行照會、昭和二年十一月三日理財局長回答）。

九分利付及七分利付外國公債の元利金に係る時效問題に就ては、明治十五年九分利付外國公債の償還滿期に臨み、政府は債主未請求の利金處分方に關し講究を費す所ありしが、遂に免責の途を得ざりき。明治三十二年以後外國市場に於て募集したる英貨公債、佛貨公債、及外國市場に流通する內國

公債等の元利金消滅時效に就ても亦一個の疑問に屬し、未だ確定的解決を得るに至らざりしが、明治四十四年十月中英貨公債の利子未拂の儘既に五箇年を經過し、及將に經過せんとするものあるに會し、元利金消滅時效の事に關し、日本銀行より伺出づる所ありしかば、大藏大臣は、各種英貨公債目論見書に起債の根據法令を掲げあるに由り、時效に就ても本國法を適用すべきに似たりと雖も、是れ唯發行權限を明かにしたるに過ぎずして、本件時效に關する取扱の如きは何等契約條項中に明記なきを以て、當事者暗默の意志に依り、行爲地法に依るものと解釋するを至當と爲すとの國債局整理課長の發議を採り、翌四十五年一月二十日其の趣旨を以て指令する所あり。尋いで同銀行紐育代理店に於て、米國の慣習に從ひ、五箇年經過の第一回四分利付英貨公債利子を支拂ひたる實例ありしが、同銀行は大藏大臣に經伺の上、其の指令の趣旨に基き之を處理したり。又滅失紛失のものに對する時效問題に就ては、前款に於て敍述したる所の如し。

明治十七年第二十四號布告大藏省證券條例第八條には、『大藏省證券ハ其支拂期日ヨリ起算シ滿六ケ月間ハ之ヲ支拂フヘシ滿六ケ月ヲ過クルトキハ一切支拂ヲ爲ササルモノトス云々』の規定あり。而して利子に就ては本條を適用すべきや、將た會計法第十八條に依るべきやは、明治三十五年中日本銀行より伺出でたる所なれども、當時仍ほ假設問題に過ぎざるの故を以て大藏大臣は、追て事實發生の場合更に伺出づべしと指令し、之が解決を他日に讓りたり。然るに明治三十五年以後大藏省證券は總て割引發行に依りたるを以て、事實上利子の消滅時效は問題となることなかりしが、大正十年に至り「國債ニ關スル法律」を改正し、大藏省證券條例を廢止するに及び、同法律第九條に但書を附して、『割引ノ方法ヲ以テ發行シタル國債ノ消滅時效ハ五箇年ヲ以テ完成ス』と定め、大藏省證券・米穀證券及割引發行の臨時國庫證券等に就ては總て此の規定を適用することとなりたり。今昭和元年度迄に時效完成したる元利金額を表示すれば左の如し。

（一）時效完成額年度別表

年度	元金	利子	合計	年度	元金	利子	合計
	円	円	円		円	円	円
明治一七	一六・〇〇〇	一	一六・〇〇〇	明治三六	九七・五〇〇	五、五二六・九三三	五、六二四・四三三
一八	一五・〇〇〇	—	一〇二・八〇〇	三七	一一五・五〇〇	五、九七九・七二五	六、〇九一・二三五
一九	—	八七・八〇〇	四七・八〇〇	三八	九三・〇〇〇	七、一七五・七二三	七、二六八・七三三
二〇	五〇・〇〇〇	四七・五〇〇	一〇〇・五六〇	三九	一二四・五〇〇	三、六九七・二三四	三、六九七・二三四
二一	—	五一・三三三	五一・三三三	四〇	一三八・〇〇〇	—	一三八・〇〇〇
二三	—	二〇四・〇〇〇	二〇四・〇〇〇	四一	一二八・〇〇〇	—	一二八・〇〇〇
二四	一九四・〇〇〇	一、三二三・八〇〇	一、五二七・九〇〇	四二	一三七・五〇〇	—	一三七・五〇〇
二五	一、一八五・〇〇〇	三、一三七・六六二	四、三四二・六六二	四三	一三〇・〇〇〇	—	一三〇・〇〇〇
二六	一九一・五〇〇	五六四・八八七	七六六・三八七	四四	一六八・〇〇〇	—	一六八・〇〇〇
二七	七五九・〇〇〇	三三五・〇四四	一、〇九二・〇四四	大正元	二〇六・〇〇〇	—	二〇六・〇〇〇
二八	二四八・〇〇〇	五四〇・七六五	七八八・七六五	二	二〇〇・五〇〇	—	二〇〇・五〇〇
二九	二六八・〇〇〇	二六九・八三三	五四七・八三三	三	一八二・五〇〇	—	一八二・五〇〇
三〇	二、〇一四・五〇〇	一、五六〇・五八一	三、五七四・八八一	四	一六四・五〇〇	—	一六四・五〇〇
三一	三五六・五〇〇	六四五・九八二	八八二・九八二	五	一九二・五〇〇	—	一九二・五〇〇
三二	六七・五〇〇	七、一二四・九〇〇	七、一九一・四〇〇	六	一、一五〇・五〇〇	—	一、一五〇・五〇〇
三三	七一・〇〇〇	六七一・一二〇	七四二・一二〇	七	五、五六五・五〇〇	—	五、五六五・五〇〇
三四	二一・五〇〇	三、三五五・二〇八	三、三六六・七〇八	八	二七二・〇〇〇	—	二七二・〇〇〇
三五	九五・〇〇〇	四、二九五・八二二	四、三九六・八二二	九	一〇、八五六・二五〇	—	一〇、八五六・二五〇